

改正案	現行
<p>別紙様式第6号の3（第59条関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 中間連結財務諸表</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 <u>中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書</u></p> <p>4～6 （略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 この様式中、「第2の2 中間連結貸借対照表」、「第2の3 <u>中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書</u>」、「第2の4 中間連結キャッシュ・フロー計算書」、「第2の5 中間連結株主資本等変動計算書」及び「第2の6 中間連結基金等変動計算書」に注記すべき事項は、「第2の6 中間連結基金等変動計算書」の次に一括して記載することができる。</p> <p>4 上場会社等（金融商品取引法第24条の4の7第1項の規定により四半期報告書（同項に規定する四半期報告書をいう。以下この4において同じ。）を提出しなければならない会社（同条第2項の規定により四半期報告書を提出する会社を含む。）をいう。）である保険会社にあつては、この様式中、「第2の2 中間連結貸借対照表」、「第2の3 <u>中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書</u>」、「第2の4 中間連結キャッシュ・フロー計算書」、「第2の5 中間連結株主資本等変動計算書」、「第2の6 中間連結基金等変動計算書」については、一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準じて作成すること。</p> <p>第1</p> <p style="text-align: center;">年度中（ 年 月 日から ） 中間事業概況書</p> <p style="text-align: center;">（ 年 月 日まで ）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 子会社等の状況</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 子会社等の概況</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1 <u>保険持株会社を親会社とする保険会社は、記載を要しない。</u></p> <p>2 <u>「認可又は届出年月日等」は、法第106条第1項各号に掲げる会社にあつては、同条第4項の規定に基づく金融庁長官の認可年月日又は法第127条第1項第2号の規定に基づく金融庁長官への届出年月日を記載すること。また、子法人等及び関連法人等にあつては、保険業法施行規則（以下「規則」という。）第85条第1項第7号の4の規定に基づく金融庁長官へ</u></p>	<p>別紙様式第6号の3（第59条関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 中間連結財務諸表</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 <u>中間連結損益計算書</u></p> <p>4～6 （略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 この様式中、「第2の2 中間連結貸借対照表」、「第2の3 <u>中間連結損益計算書</u>」、「第2の4 中間連結キャッシュ・フロー計算書」、「第2の5 中間連結株主資本等変動計算書」及び「第2の6 中間連結基金等変動計算書」に注記すべき事項は、「第2の6 中間連結基金等変動計算書」の次に一括して記載することができる。</p> <p>4 上場会社等（金融商品取引法第24条の4の7第1項の規定により四半期報告書（同項に規定する四半期報告書をいう。以下この4において同じ。）を提出しなければならない会社（同条第2項の規定により四半期報告書を提出する会社を含む。）をいう。）である保険会社にあつては、この様式中、「第2の2 中間連結貸借対照表」、「第2の3 <u>中間連結損益計算書</u>」、「第2の4 中間連結キャッシュ・フロー計算書」、「第2の5 中間連結株主資本等変動計算書」、「第2の6 中間連結基金等変動計算書」については、一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準じて作成すること。</p> <p>第1</p> <p style="text-align: center;">年度中（ 年 月 日から ） 中間事業概況書</p> <p style="text-align: center;">（ 年 月 日まで ）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 子会社等の状況</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 子会社等の概況</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p><u>「認可又は届出年月日等」は、法第106条第1項各号に掲げる会社にあつては、同条第4項の規定に基づく金融庁長官の認可年月日又は法第127条第1項第2号の規定に基づく金融庁長官への届出年月日を記載すること。また、子法人等及び関連法人等にあつては、保険業法施行規則（以下「規則」という。）第85条第1項第7号の4の規定に基づく金融庁長官への届出年月日又は設立年月日を記載すること。</u></p>

改正案	現行																																
の届出年月日又は設立年月日を記載すること。																																	
第2 中間連結財務諸表 1 (略) 2 中間連結貸借対照表 年度中（ 年 月 日現在）中間連結貸借対照表 (1) (生命保険株式会社及びその子会社等) (単位：百万円)	第2 中間連結財務諸表 1 (略) 2 中間連結貸借対照表 年度中（ 年 月 日現在）中間連結貸借対照表 (1) (生命保険株式会社及びその子会社等) (単位：百万円)																																
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:12.5%;">金 額</th> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:12.5%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">為 替 換 算 調 整 勘 定 その他の包括利益累計額合計</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">新 株 予 約 権 (略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	科 目	金 額	(略)		(略)				為 替 換 算 調 整 勘 定 その他の包括利益累計額合計		(略)		新 株 予 約 権 (略)		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:12.5%;">金 額</th> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:12.5%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">為 替 換 算 調 整 勘 定 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">新 株 予 約 権 (略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	科 目	金 額	(略)		(略)				為 替 換 算 調 整 勘 定 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		(略)		新 株 予 約 権 (略)	
科 目	金 額	科 目	金 額																														
(略)		(略)																															
		為 替 換 算 調 整 勘 定 その他の包括利益累計額合計																															
(略)		新 株 予 約 権 (略)																															
科 目	金 額	科 目	金 額																														
(略)		(略)																															
		為 替 換 算 調 整 勘 定 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計																															
(略)		新 株 予 約 権 (略)																															
(2) (損害保険株式会社及びその子会社等) (単位：百万円)	(2) (損害保険株式会社及びその子会社等) (単位：百万円)																																
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:12.5%;">金 額</th> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:12.5%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">為 替 換 算 調 整 勘 定 その他の包括利益累計額合計</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">新 株 予 約 権 (略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	科 目	金 額	(略)		(略)				為 替 換 算 調 整 勘 定 その他の包括利益累計額合計		(略)		新 株 予 約 権 (略)		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:12.5%;">金 額</th> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:12.5%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">為 替 換 算 調 整 勘 定 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">新 株 予 約 権 (略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	科 目	金 額	(略)		(略)				為 替 換 算 調 整 勘 定 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		(略)		新 株 予 約 権 (略)	
科 目	金 額	科 目	金 額																														
(略)		(略)																															
		為 替 換 算 調 整 勘 定 その他の包括利益累計額合計																															
(略)		新 株 予 約 権 (略)																															
科 目	金 額	科 目	金 額																														
(略)		(略)																															
		為 替 換 算 調 整 勘 定 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計																															
(略)		新 株 予 約 権 (略)																															
(記載上の注意) (略)																																	
(3) (生命保険相互会社及びその子会社等) (単位：百万円)	(3) (生命保険相互会社及びその子会社等) (単位：百万円)																																
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:12.5%;">金 額</th> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:12.5%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">為 替 換 算 調 整 勘 定 その他の包括利益累計額合計</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">少 数 株 主 持 分 (略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	科 目	金 額	(略)		(略)				為 替 換 算 調 整 勘 定 その他の包括利益累計額合計		(略)		少 数 株 主 持 分 (略)		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:12.5%;">金 額</th> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:12.5%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">為 替 換 算 調 整 勘 定 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">少 数 株 主 持 分 (略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	科 目	金 額	(略)		(略)				為 替 換 算 調 整 勘 定 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		(略)		少 数 株 主 持 分 (略)	
科 目	金 額	科 目	金 額																														
(略)		(略)																															
		為 替 換 算 調 整 勘 定 その他の包括利益累計額合計																															
(略)		少 数 株 主 持 分 (略)																															
科 目	金 額	科 目	金 額																														
(略)		(略)																															
		為 替 換 算 調 整 勘 定 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計																															
(略)		少 数 株 主 持 分 (略)																															
(4) (損害保険相互会社及びその子会社等) (単位：百万円)	(4) (損害保険相互会社及びその子会社等) (単位：百万円)																																
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:12.5%;">金 額</th> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:12.5%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">為 替 換 算 調 整 勘 定 その他の包括利益累計額合計</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">少 数 株 主 持 分</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	科 目	金 額	(略)		(略)				為 替 換 算 調 整 勘 定 その他の包括利益累計額合計				少 数 株 主 持 分		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:12.5%;">金 額</th> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:12.5%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">為 替 換 算 調 整 勘 定 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">少 数 株 主 持 分</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	科 目	金 額	(略)		(略)				為 替 換 算 調 整 勘 定 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計				少 数 株 主 持 分	
科 目	金 額	科 目	金 額																														
(略)		(略)																															
		為 替 換 算 調 整 勘 定 その他の包括利益累計額合計																															
		少 数 株 主 持 分																															
科 目	金 額	科 目	金 額																														
(略)		(略)																															
		為 替 換 算 調 整 勘 定 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計																															
		少 数 株 主 持 分																															

改正案				現行			
(略)		(略)		(略)		(略)	
(記載上の注意) (略)				(記載上の注意) (略)			
3 中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書				3 中間連結損益計算書			
年度中 (<u>年 月 日から</u>) 中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書 (<u>年 月 日まで</u>)				年度中 (<u>年 月 日から</u>) 中間連結損益計算書 (<u>年 月 日まで</u>)			
(記載上の注意)				(1) (生命保険株式会社及びその子会社等) (単位：百万円)			
「中間連結損益計算書」及び「中間連結包括利益計算書」は、両計算書を構成する項目を単一の計算書に表示する方法により、「中間連結損益及び包括利益計算書」として記載することができる。							
(1) (生命保険株式会社及びその子会社等－中間連結損益計算書) (単位：百万円)							
科 目		金 額		科 目		金 額	
経常収益				経常収益			
保険料等収入				保険料等収入			
資産運用収益				資産運用収益			
(うち利息及び配当金等収入)				(うち利息及び配当金等収入)			
(うち特定取引収益)				(うち特定取引収益)			
(うち商品有価証券運用益)				(うち商品有価証券運用益)			
(うち金銭の信託運用益)				(うち金銭の信託運用益)			
(うち売買目的有価証券運用益)				(うち売買目的有価証券運用益)			
(うち有価証券売却益)				(うち有価証券売却益)			
(うち特別勘定資産運用益)				(うち特別勘定資産運用益)			
その他経常収益				その他経常収益			
経常費用				経常費用			
保険金等支払金				保険金等支払金			
(うち保険金)				(うち保険金)			
(うち年金)				(うち年金)			
(うち給付金)				(うち給付金)			
(うち解約返戻金)				(うち解約返戻金)			
責任準備金等繰入額				責任準備金等繰入額			
(うち支払備金繰入額)				(うち支払備金繰入額)			
(うち責任準備金繰入額)				(うち責任準備金繰入額)			
(うち契約者配当金積立利息繰入額)				(うち契約者配当金積立利息繰入額)			
資産運用費用				資産運用費用			
(うち支払利息)				(うち支払利息)			
(うち特定取引費用)				(うち特定取引費用)			
(うち商品有価証券運用損)				(うち商品有価証券運用損)			
(うち金銭の信託運用損)				(うち金銭の信託運用損)			
(うち売買目的有価証券運用損)				(うち売買目的有価証券運用損)			
(うち有価証券売却損)				(うち有価証券売却損)			
(うち有価証券評価損)				(うち有価証券評価損)			

改正案		現行	
(うち金銭の信託運用損)		(うち特別勘定資産運用損)	
(うち売買目的有価証券運用損)		事業費	
(うち有価証券売却損)		その他経常費用	
(うち有価証券評価損)		経常利益(又は経常損失)	
(うち特別勘定資産運用損)		特別利益	
事業費		特別損失	
その他経常費用		契約者配当準備金繰入額	
経常利益(又は経常損失)		税金等調整前中間純利益(又は税金等調整前中間純損失)	
特別利益		法人税及び住民税等	
特別損失		法人税等調整額	
契約者配当準備金繰入額		法人税等合計	
税金等調整前中間純利益(又は税金等調整前中間純損失)		少数株主損益調整前中間純利益	
法人税及び住民税等		(又は少数株主損益調整前中間純損失)	
法人税等調整額		少数株主利益(又は少数株主損失)	
法人税等合計		中間純利益(又は中間純損失)	
少数株主損益調整前中間純利益(又は少数株主損益調整前中間純損失)			
少数株主利益(又は少数株主損失)			
中間純利益(又は中間純損失)			

(2) (損害保険株式会社及びその子会社等—中間連結損益計算書) (単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	
保険引受収益	
(うち正味収入保険料)	
(うち収入積立保険料)	
(うち積立保険料等運用益)	
資産運用収益	
(うち利息及び配当金収入)	
(うち特定取引収益)	
(うち商品有価証券運用益)	
(うち金銭の信託運用益)	
(うち売買目的有価証券運用益)	
(うち有価証券売却益)	
その他経常収益	
経常費用	
保険引受費用	
(うち正味支払保険金)	
(うち損害調査費)	

(2) (損害保険株式会社及びその子会社等) (単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	
保険引受収益	
(うち正味収入保険料)	
(うち収入積立保険料)	
(うち積立保険料等運用益)	
資産運用収益	
(うち利息及び配当金収入)	
(うち特定取引収益)	
(うち商品有価証券運用益)	
(うち金銭の信託運用益)	
(うち売買目的有価証券運用益)	
(うち有価証券売却益)	
その他経常収益	
経常費用	
保険引受費用	
(うち正味支払保険金)	
(うち損害調査費)	
(うち諸手数料及び集金費)	
(うち満期返戻金)	
(うち支払備金繰入額)	
(うち責任準備金等繰入額)	

改正案		現行	
<u>(うち諸手数料及び集金費)</u> <u>(うち満期返戻金)</u> <u>(うち支払備金繰入額)</u> <u>(うち責任準備金等繰入額)</u> 資産運用費用 <u>(うち特定取引費用)</u> <u>(うち商品有価証券運用損)</u> <u>(うち金銭の信託運用損)</u> <u>(うち売買目的有価証券運用損)</u> <u>(うち有価証券売却損)</u> <u>(うち有価証券評価損)</u> 営業費及び一般管理費 その他経常費用 <u>(うち支払利息)</u>		資産運用費用 <u>(うち特定取引費用)</u> <u>(うち商品有価証券運用損)</u> <u>(うち金銭の信託運用損)</u> <u>(うち売買目的有価証券運用損)</u> <u>(うち有価証券売却損)</u> <u>(うち有価証券評価損)</u> 営業費及び一般管理費 その他経常費用 <u>(うち支払利息)</u>	
<u>経常利益（又は経常損失）</u>		<u>経常利益（又は経常損失）</u>	
<u>特別利益</u>		<u>特別利益</u>	
<u>特別損失</u>		<u>特別損失</u>	
<u>税金等調整前中間純利益</u> <u>（又は税金等調整前中間純損失）</u> <u>法人税及び住民税等</u> <u>法人税等調整額</u> <u>法人税等合計</u> <u>少数株主損益調整前中間純利益</u> <u>（又は少数株主損益調整前中間純損失）</u> <u>少数株主利益（又は少数株主損失）</u> <u>中間純利益（又は中間純損失）</u>		<u>税金等調整前中間純利益（又は税金等調整前中間純損失）</u> <u>法人税及び住民税等</u> <u>法人税等調整額</u> <u>法人税等合計</u> <u>少数株主損益調整前中間純利益</u> <u>（又は少数株主損益調整前中間純損失）</u> <u>少数株主利益（又は少数株主損失）</u> <u>中間純利益（又は中間純損失）</u>	
<u>（記載上の注意）</u>		<u>（記載上の注意）</u>	
1 <u>生命保険株式会社にあつては上記の（1）により、損害保険株式会社にあつては上記の（2）により記載すること。</u> 2 <u>次の事項を注記すること。ただし、中間連結貸借対照表に記載したものは、この限りでない。</u> （1） <u>中間連結損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。</u> （2） <u>会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）</u> ① <u>会計処理の原則又は手続を変更したとき（当中間連結会計期間の直前の連結会計年度に係る連結財務諸表作成に当たり会計処理の原則又は手続について変更が行われており、当中間連結会計期間の直前の中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表作成上の会計処理の原則又は手続との間に相違がみられるときを含む。）は、その旨、変更の理由及び当該変更が中間連結財務諸表に与えている影響の内容</u> ② <u>表示方法を変更したときは、その内容</u> （3） <u>1株当たり中間純利益又は中間純損失の額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益の額</u>		1 <u>生命保険株式会社にあつては、上記の（1）により、損害保険株式会社にあつては上記の（2）により記載すること。</u> 2 <u>次の事項を注記すること。ただし、中間連結貸借対照表に記載したものは、この限りでない。</u> （1） <u>中間連結損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。</u> （2） <u>会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）</u> ① <u>会計処理の原則又は手続を変更したとき（当中間連結会計期間の直前の連結会計年度に係る連結財務諸表作成に当たり会計処理の原則又は手続について変更が行われており、当中間連結会計期間の直前の中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表作成上の会計処理の原則又は手続との間に相違がみられるときを含む。）は、その旨、変更の理由及び当該変更が中間連結財務諸表に与えている影響の内容</u> ② <u>表示方法を変更したときは、その内容</u> （3） <u>1株当たり中間純利益又は中間純損失の額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益の額</u> 3 <u>特定取引収益及び特定取引費用は、保険会社又はその子会社等が規則第53条の6の2その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用について記載すること。なお、特定取引勘</u>	

改正案	現行																																																																																										
<p style="text-align: center;">（銭単位まで記載すること。）</p> <p>（4）以上のほか、保険会社及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項</p> <p>3 特定取引収益及び特定取引費用は、保険会社又はその子会社等が規則第 53 条の6の2その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用について記載すること。なお、特定取引勘定設置会社分については商品有価証券運用益及び商品有価証券運用損への計数の記載は行わない。</p> <p>4 法令等に基づき、又は保険会社及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要なときは、この様式に掲げる科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。</p> <p>5 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。</p> <p style="text-align: center;">（3）（保険株式会社及びその子会社等－中間連結包括利益計算書） （単位：百万円）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:70%; text-align: center;">科 目</th> <th style="width:30%; text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>少数株主損益調整前中間純利益 （又は少数株主損益調整前中間純損失）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の包括利益</td> <td></td> </tr> <tr> <td> その他有価証券評価差額金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 繰延ヘッジ損益</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 為替換算調整勘定</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 持分法適用会社に対する持分相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中間包括利益</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 親会社株主に係る中間包括利益</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 少数株主に係る中間包括利益</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（記載上の注意）</p> <p>1 中間連結包括利益計算書を初めて記載した年度においては、その直前の年度におけるその他の包括利益及びその内訳項目並びに中間包括利益及びその内訳項目の金額を注記すること。</p> <p>2 法令等に基づき、又は保険会社及びその子会社等の包括利益の状態を明らかにするために必要なときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。</p> <p>3 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。</p> <p>4 その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。</p> <p>〔「中間連結損益計算書」及び「中間連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕</p> <p style="text-align: center;">（4）（生命保険株式会社及びその子会社等－中間連結損益及び包括利益計算書） （単位：百万円）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:70%; text-align: center;">科 目</th> <th style="width:30%; text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経常収益</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	少数株主損益調整前中間純利益 （又は少数株主損益調整前中間純損失）		その他の包括利益		その他有価証券評価差額金		繰延ヘッジ損益		為替換算調整勘定		持分法適用会社に対する持分相当額		中間包括利益		親会社株主に係る中間包括利益		少数株主に係る中間包括利益		科 目	金 額	経常収益		<p>定設置会社分については商品有価証券運用益及び商品有価証券運用損への計数の記載は行わない。</p> <p>4 法令等に基づき、又は保険会社及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要なときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。</p> <p>5 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。</p> <p style="text-align: center;">（3）（生命保険相互会社及びその子会社等） （単位：百万円）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:70%; text-align: center;">科 目</th> <th style="width:30%; text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経常収益</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 保 険 料 等 収 入</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 資 産 運 用 収 益</td> <td></td> </tr> <tr> <td> （うち利息及び配当金等収入）</td> <td></td> </tr> <tr> <td> （うち特定取引収益）</td> <td></td> </tr> <tr> <td> （うち商品有価証券運用益）</td> <td></td> </tr> <tr> <td> （うち金銭の信託運用益）</td> <td></td> </tr> <tr> <td> （うち売買目的有価証券運用益）</td> <td></td> </tr> <tr> <td> （うち有価証券売却益）</td> <td></td> </tr> <tr> <td> （うち特別勘定資産運用益）</td> <td></td> </tr> <tr> <td> そ の 他 経 常 収 益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>経常費用</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 保 険 金 等 支 払 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> （うち保険金）</td> <td></td> </tr> <tr> <td> （うち年金）</td> <td></td> </tr> <tr> <td> （うち給付金）</td> <td></td> </tr> <tr> <td> （うち解約返戻金）</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 責 任 準 備 金 等 繰 入 額</td> <td></td> </tr> <tr> <td> （うち支払備金繰入額）</td> <td></td> </tr> <tr> <td> （うち責任準備金繰入額）</td> <td></td> </tr> <tr> <td> （うち社員配当金積立利息繰入額）</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 資 産 運 用 費 用</td> <td></td> </tr> <tr> <td> （うち支払利息）</td> <td></td> </tr> <tr> <td> （うち特定取引費用）</td> <td></td> </tr> <tr> <td> （うち商品有価証券運用損）</td> <td></td> </tr> <tr> <td> （うち金銭の信託運用損）</td> <td></td> </tr> <tr> <td> （うち売買目的有価証券運用損）</td> <td></td> </tr> <tr> <td> （うち有価証券売却損）</td> <td></td> </tr> <tr> <td> （うち有価証券評価損）</td> <td></td> </tr> <tr> <td> （うち特別勘定資産運用損）</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 事 業 費</td> <td></td> </tr> <tr> <td> そ の 他 経 常 費 用</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	経常収益		保 険 料 等 収 入		資 産 運 用 収 益		（うち利息及び配当金等収入）		（うち特定取引収益）		（うち商品有価証券運用益）		（うち金銭の信託運用益）		（うち売買目的有価証券運用益）		（うち有価証券売却益）		（うち特別勘定資産運用益）		そ の 他 経 常 収 益		経常費用		保 険 金 等 支 払 金		（うち保険金）		（うち年金）		（うち給付金）		（うち解約返戻金）		責 任 準 備 金 等 繰 入 額		（うち支払備金繰入額）		（うち責任準備金繰入額）		（うち社員配当金積立利息繰入額）		資 産 運 用 費 用		（うち支払利息）		（うち特定取引費用）		（うち商品有価証券運用損）		（うち金銭の信託運用損）		（うち売買目的有価証券運用損）		（うち有価証券売却損）		（うち有価証券評価損）		（うち特別勘定資産運用損）		事 業 費		そ の 他 経 常 費 用	
科 目	金 額																																																																																										
少数株主損益調整前中間純利益 （又は少数株主損益調整前中間純損失）																																																																																											
その他の包括利益																																																																																											
その他有価証券評価差額金																																																																																											
繰延ヘッジ損益																																																																																											
為替換算調整勘定																																																																																											
持分法適用会社に対する持分相当額																																																																																											
中間包括利益																																																																																											
親会社株主に係る中間包括利益																																																																																											
少数株主に係る中間包括利益																																																																																											
科 目	金 額																																																																																										
経常収益																																																																																											
科 目	金 額																																																																																										
経常収益																																																																																											
保 険 料 等 収 入																																																																																											
資 産 運 用 収 益																																																																																											
（うち利息及び配当金等収入）																																																																																											
（うち特定取引収益）																																																																																											
（うち商品有価証券運用益）																																																																																											
（うち金銭の信託運用益）																																																																																											
（うち売買目的有価証券運用益）																																																																																											
（うち有価証券売却益）																																																																																											
（うち特別勘定資産運用益）																																																																																											
そ の 他 経 常 収 益																																																																																											
経常費用																																																																																											
保 険 金 等 支 払 金																																																																																											
（うち保険金）																																																																																											
（うち年金）																																																																																											
（うち給付金）																																																																																											
（うち解約返戻金）																																																																																											
責 任 準 備 金 等 繰 入 額																																																																																											
（うち支払備金繰入額）																																																																																											
（うち責任準備金繰入額）																																																																																											
（うち社員配当金積立利息繰入額）																																																																																											
資 産 運 用 費 用																																																																																											
（うち支払利息）																																																																																											
（うち特定取引費用）																																																																																											
（うち商品有価証券運用損）																																																																																											
（うち金銭の信託運用損）																																																																																											
（うち売買目的有価証券運用損）																																																																																											
（うち有価証券売却損）																																																																																											
（うち有価証券評価損）																																																																																											
（うち特別勘定資産運用損）																																																																																											
事 業 費																																																																																											
そ の 他 経 常 費 用																																																																																											

改正案		現行																																																					
保 險 料 等 収 入 資 産 運 用 収 益 (うち利息及び配当金等収入) (うち特定取引収益) (うち商品有価証券運用益) (うち金銭の信託運用益) (うち売買目的有価証券運用益) (うち有価証券売却益) (うち特別勘定資産運用益) そ の 他 経 常 収 益		経常利益（又は経常損失） 特 別 利 益 特 別 損 失 税金等調整前中間純剰余（又は税金等調整前中間純損失） 法 人 税 及 び 住 民 税 等 法 人 税 等 調 整 額 法 人 税 等 合 計 少数株主損益調整前中間純剰余 (又は少数株主損益調整前中間純損失) 少数株主利益（又は少数株主損失） 中 間 純 剰 余 （ 又 は 中 間 純 損 失 ）																																																					
経 常 費 用 保 險 金 等 支 払 金 (うち保険金) (うち年 金) (うち給 付 金) (うち解約返戻金) 責 任 準 備 金 等 繰 入 額 (うち支払備金繰入額) (うち責任準備金繰入額) (うち契約者配当金積立利息繰入額) 資 産 運 用 費 用 (うち支払利息) (うち特定取引費用) (うち商品有価証券運用損) (うち金銭の信託運用損) (うち売買目的有価証券運用損) (うち有価証券売却損) (うち有価証券評価損) (うち特別勘定資産運用損) 事 業 費 そ の 他 経 常 費 用		(4) (損害保険相互会社及びその子会社等) (単位：百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>科 目</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経常収益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保 險 引 受 収 益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(うち正味収入保険料)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(うち収入積立保険料)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(うち積立保険料等運用益)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>資 産 運 用 収 益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(うち利息及び配当金収入)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(うち特定取引収益)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(うち商品有価証券運用益)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(うち金銭の信託運用益)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(うち売買目的有価証券運用益)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(うち有価証券売却益)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(うち積立保険料等運用益振替)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>そ の 他 経 常 収 益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>経常費用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保 險 引 受 費 用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(うち正味支払保険金)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(うち損害調査費)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(うち諸手数料及び集金費)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(うち満期返戻金)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(うち支払備金繰入額)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(うち責任準備金等繰入額)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>資 産 運 用 費 用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(うち特定取引費用)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(うち商品有価証券運用損)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	経常収益		保 險 引 受 収 益		(うち正味収入保険料)		(うち収入積立保険料)		(うち積立保険料等運用益)		資 産 運 用 収 益		(うち利息及び配当金収入)		(うち特定取引収益)		(うち商品有価証券運用益)		(うち金銭の信託運用益)		(うち売買目的有価証券運用益)		(うち有価証券売却益)		(うち積立保険料等運用益振替)		そ の 他 経 常 収 益		経常費用		保 險 引 受 費 用		(うち正味支払保険金)		(うち損害調査費)		(うち諸手数料及び集金費)		(うち満期返戻金)		(うち支払備金繰入額)		(うち責任準備金等繰入額)		資 産 運 用 費 用		(うち特定取引費用)		(うち商品有価証券運用損)		
科 目	金 額																																																						
経常収益																																																							
保 險 引 受 収 益																																																							
(うち正味収入保険料)																																																							
(うち収入積立保険料)																																																							
(うち積立保険料等運用益)																																																							
資 産 運 用 収 益																																																							
(うち利息及び配当金収入)																																																							
(うち特定取引収益)																																																							
(うち商品有価証券運用益)																																																							
(うち金銭の信託運用益)																																																							
(うち売買目的有価証券運用益)																																																							
(うち有価証券売却益)																																																							
(うち積立保険料等運用益振替)																																																							
そ の 他 経 常 収 益																																																							
経常費用																																																							
保 險 引 受 費 用																																																							
(うち正味支払保険金)																																																							
(うち損害調査費)																																																							
(うち諸手数料及び集金費)																																																							
(うち満期返戻金)																																																							
(うち支払備金繰入額)																																																							
(うち責任準備金等繰入額)																																																							
資 産 運 用 費 用																																																							
(うち特定取引費用)																																																							
(うち商品有価証券運用損)																																																							
経常利益（又は経常損失） 特 別 利 益 特 別 損 失 契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額 税 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益 (又は税金等調整前中間純損失) 法 人 税 及 び 住 民 税 等 法 人 税 等 調 整 額 法 人 税 等 合 計																																																							

改正案		現行	
少数株主損益調整前中間純利益 (又は少数株主損益調整前中間純損失)		(うち金銭の信託運用損)	
少数株主利益(又は少数株主損失)		(うち売買目的有価証券運用損)	
中間純利益(又は中間純損失)		(うち有価証券売却損)	
少数株主利益(又は少数株主損失)		(うち有価証券評価損)	
少数株主損益調整前中間純利益 (又は少数株主損益調整前中間純損失)		営業費及び一般管理費	
その他の包括利益		その他経常費用	
その他の有価証券評価差額金		(うち支払利息)	
繰延ヘッジ損益		経常利益(又は経常損失)	
為替換算調整勘定		特別利益	
持分法適用会社に対する持分相当額		特別損失	
中間包括利益		税金等調整前中間純剰余(又は税金等調整前中間純損失)	
親会社株主に係る中間包括利益		法人税及び住民税等	
少数株主に係る中間包括利益		法人税等調整額	
		法人税等合計	
		少数株主損益調整前中間純剰余 (又は少数株主損益調整前中間純損失)	
		少数株主利益(又は少数株主損失)	
		中間純剰余(又は中間純損失)	
(5) (損害保険株式会社及びその子会社等—中間連結損益及び包括利益計算書)		(記載上の注意)	
(単位:百万円)		1 生命保険相互会社にあつては上記の(3)により、損害保険相互会社にあつては上記の(4)により記載すること。	
		2 次の事項を注記すること。ただし、中間連結貸借対照表に記載したものは、この限りでない。	
		(1) 中間連結損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。	
		(2) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)	
		① 会計処理の原則又は手続を変更したとき(当中間連結会計期間の直前の連結会計年度に係る連結財務諸表作成に当たり会計処理の原則又は手続について変更が行われており、当中間連結会計期間の直前の中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表作成上の会計処理の原則又は手続との間に相違がみられるときを含む。)は、その旨、変更の理由及び当該変更が中間連結財務諸表に与えている影響の内容	
		② 表示方法を変更したときは、その内容	
		(3) 以上のほか、保険会社及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項	
		3 特定取引収益及び特定取引費用は、保険会社又はその子会社等が規則第53条の6の2その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用について記載すること。なお、特定取引勘定設置会社分については商品有価証券運用益及び商品有価証券運用損への計数の記載は行わない。	
		4 法令等に基づき、又は保険会社及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。	
		5 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。	
経常収益	金額		
保険引受収益			
(うち正味収入保険料)			
(うち収入積立保険料)			
(うち積立保険料等運用益)			
資産運用収益			
(うち利息及び配当金収入)			
(うち特定取引収益)			
(うち商品有価証券運用益)			
(うち金銭の信託運用益)			
(うち売買目的有価証券運用益)			
(うち有価証券売却益)			
その他の経常収益			
経常費用			
保険引受費用			
(うち正味支払保険金)			
(うち損害調査費)			
(うち諸手数料及び集金費)			
(うち満期返戻金)			
(うち支払備金繰入額)			
(うち責任準備金等繰入額)			

改正案	現行
<p>資 産 運 用 費 用 <u>（うち特定取引費用）</u> <u>（うち商品有価証券運用損）</u> <u>（うち金銭の信託運用損）</u> <u>（うち売買目的有価証券運用損）</u> <u>（うち有価証券売却損）</u> <u>（うち有価証券評価損）</u> 営 業 費 及 び 一 般 管 理 費 そ の 他 経 常 費 用 <u>（うち支払利息）</u></p>	
<p><u>経常利益（又は経常損失）</u></p>	
<p><u>特 別 利 益</u></p>	
<p><u>特 別 損 失</u></p>	
<p><u>税 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益</u> <u>（又は税金等調整前中間純損失）</u> <u>法 人 税 及 び 住 民 税 等</u> <u>法 人 税 等 調 整 額</u> <u>法 人 税 等 合 計</u> <u>少 数 株 主 損 益 調 整 前 中 間 純 利 益</u> <u>（又は少数株主損益調整前中間純損失）</u> <u>少 数 株 主 利 益 （又は少数株主損失）</u> <u>中 間 純 利 益 （又は中間純損失）</u></p>	
<p><u>少 数 株 主 利 益 （又は少数株主損失）</u> <u>少 数 株 主 損 益 調 整 前 中 間 純 利 益</u> <u>（又は少数株主損益調整前中間純損失）</u> <u>そ の 他 の 包 括 利 益</u> <u>そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金</u> <u>繰 延 へ ッ ジ 損 益</u> <u>為 替 換 算 調 整 勘 定</u> <u>持 分 法 適 用 会 社 対 する 持 分 相 当 額</u> <u>中 間 包 括 利 益</u> <u>親 会 社 株 主 に 係 る 中 間 包 括 利 益</u> <u>少 数 株 主 に 係 る 中 間 包 括 利 益</u></p>	
<p><u>（記載上の注意）</u></p>	
<p>1 <u>生命保険株式会社にあつては上記の（4）により、損害保険株式会社にあつては上記の（5）により記載すること。</u></p>	
<p>2 <u>次の事項を注記すること。ただし、中間連結貸借対照表に記載したものは、この限りでない。</u></p>	
<p><u>（1）中間連結損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。</u></p>	

改正案	現行																																
<p>(2) <u>会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）</u></p> <p>① <u>会計処理の原則又は手続を変更したとき（当中間連結会計期間の直前の連結会計年度に係る連結財務諸表作成に当たり会計処理の原則又は手続について変更が行われており、当中間連結会計期間の直前の中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表作成上の会計処理の原則又は手続との間に相違がみられるときを含む。）は、その旨、変更の理由及び当該変更が中間連結財務諸表に与えている影響の内容</u></p> <p>② <u>表示方法を変更したときは、その内容</u></p> <p>(3) <u>1株当たり中間純利益又は中間純損失の額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益の額（銭単位まで記載すること。）</u></p> <p>(4) <u>以上のほか、保険会社及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項</u></p> <p>3 <u>特定取引収益及び特定取引費用は、保険会社又はその子会社等が規則第53条の6の2その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用について記載すること。なお、特定取引勘定設置会社分については商品有価証券運用益及び商品有価証券運用損への計数の記載は行わない。</u></p> <p>4 <u>連結損益及び包括利益計算書を初めて記載した年度においては、その直前の年度におけるその他の包括利益及びその内訳項目並びに包括利益及びその内訳項目の金額を注記すること。</u></p> <p>5 <u>法令等に基づき、又は保険会社及びその子会社等の損益若しくは包括利益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。</u></p> <p>6 <u>総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。</u></p> <p>7 <u>その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。</u></p> <p>(6) <u>（生命保険相互会社及びその子会社等－中間連結損益計算書）</u> (単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">科 目</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経常収益</td> <td></td> </tr> <tr> <td> <u>保 険 料 等 収 入</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td> <u>資 産 運 用 収 益</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td> <u>（うち利息及び配当金等収入）</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td> <u>（うち特定取引収益）</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td> <u>（うち商品有価証券運用益）</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td> <u>（うち金銭の信託運用益）</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td> <u>（うち売買目的有価証券運用益）</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td> <u>（うち有価証券売却益）</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td> <u>（うち特別勘定資産運用益）</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td> <u>そ の 他 経 常 収 益</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>経常費用</td> <td></td> </tr> <tr> <td> <u>保 険 金 等 支 払 金</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td> <u>（うち保険金）</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td> <u>（うち年 金）</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	経常収益		<u>保 険 料 等 収 入</u>		<u>資 産 運 用 収 益</u>		<u>（うち利息及び配当金等収入）</u>		<u>（うち特定取引収益）</u>		<u>（うち商品有価証券運用益）</u>		<u>（うち金銭の信託運用益）</u>		<u>（うち売買目的有価証券運用益）</u>		<u>（うち有価証券売却益）</u>		<u>（うち特別勘定資産運用益）</u>		<u>そ の 他 経 常 収 益</u>		経常費用		<u>保 険 金 等 支 払 金</u>		<u>（うち保険金）</u>		<u>（うち年 金）</u>		
科 目	金 額																																
経常収益																																	
<u>保 険 料 等 収 入</u>																																	
<u>資 産 運 用 収 益</u>																																	
<u>（うち利息及び配当金等収入）</u>																																	
<u>（うち特定取引収益）</u>																																	
<u>（うち商品有価証券運用益）</u>																																	
<u>（うち金銭の信託運用益）</u>																																	
<u>（うち売買目的有価証券運用益）</u>																																	
<u>（うち有価証券売却益）</u>																																	
<u>（うち特別勘定資産運用益）</u>																																	
<u>そ の 他 経 常 収 益</u>																																	
経常費用																																	
<u>保 険 金 等 支 払 金</u>																																	
<u>（うち保険金）</u>																																	
<u>（うち年 金）</u>																																	

改正案		現行
<p>(うち給付金)</p> <p>(うち解約返戻金)</p> <p>責任準備金等繰入額</p> <p>(うち支払備金繰入額)</p> <p>(うち責任準備金繰入額)</p> <p>(うち社員配当金積立利息繰入額)</p> <p>資産運用費用</p> <p>(うち支払利息)</p> <p>(うち特定取引費用)</p> <p>(うち商品有価証券運用損)</p> <p>(うち金銭の信託運用損)</p> <p>(うち売買目的有価証券運用損)</p> <p>(うち有価証券売却損)</p> <p>(うち有価証券評価損)</p> <p>(うち特別勘定資産運用損)</p> <p>事業費</p> <p>その他経常費用</p>		
経常利益（又は経常損失）		
特別利益		
特別損失		
税金等調整前中間純剰余 （又は税金等調整前中間純損失）		
法人税及び住民税等		
法人税等調整額		
法人税等合計		
少数株主損益調整前中間純剰余 （又は少数株主損益調整前中間純損失）		
少数株主利益（又は少数株主損失）		
中間純剰余（又は中間純損失）		
(7) (損害保険相互会社及びその子会社等－中間連結損益計算書) (単位：百万円)		
科 目	金 額	
経常収益		
保険引受収益		
(うち正味収入保険料)		
(うち収入積立保険料)		
(うち積立保険料等運用益)		
資産運用収益		
(うち利息及び配当金収入)		
(うち特定取引収益)		

改正案	現行
<u>(うち商品有価証券運用益)</u> <u>(うち金銭の信託運用益)</u> <u>(うち売買目的有価証券運用益)</u> <u>(うち有価証券売却益)</u> <u>(うち積立保険料等運用益振替)</u> <u>その他經常収益</u>	
<u>經常費用</u> <u>保険引受費用</u> <u>(うち正味支払保険金)</u> <u>(うち損害調査費)</u> <u>(うち諸手数料及び集金費)</u> <u>(うち満期返戻金)</u> <u>(うち支払備金繰入額)</u> <u>(うち責任準備金等繰入額)</u> <u>資産運用費用</u> <u>(うち特定取引費用)</u> <u>(うち商品有価証券運用損)</u> <u>(うち金銭の信託運用損)</u> <u>(うち売買目的有価証券運用損)</u> <u>(うち有価証券売却損)</u> <u>(うち有価証券評価損)</u> <u>営業費及び一般管理費</u> <u>その他經常費用</u> <u>(うち支払利息)</u>	
<u>經常利益（又は經常損失）</u>	
<u>特別利益</u>	
<u>特別損失</u>	
<u>税金等調整前中間純剰余</u> <u>(又は税金等調整前中間純損失)</u> <u>法人税及び住民税等</u> <u>法人税等調整額</u> <u>法人税等合計</u> <u>少数株主損益調整前中間純剰余</u> <u>(又は少数株主損益調整前中間純損失)</u> <u>少数株主利益（又は少数株主損失）</u> <u>中間純剰余（又は中間純損失）</u>	
<u>(記載上の注意)</u>	
<u>1 生命保険相互会社にあつては上記の(6)により、損害保険相互会社にあつては上記の(7)により記載すること。</u>	
<u>2 次の事項を注記すること。ただし、中間連結貸借対照表に記載したものはこの限りでない。</u>	

改正案	現行																				
<p>(1) <u>中間連結損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。</u></p> <p>(2) <u>会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）</u></p> <p>① <u>会計処理の原則又は手続を変更したとき（当中間連結会計期間の直前の連結会計年度に係る連結財務諸表作成に当たり会計処理の原則又は手続について変更が行われており、当中間連結会計期間の直前の中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表作成上の会計処理の原則又は手続との間に相違がみられるときを含む。）は、その旨、変更の理由及び当該変更が中間連結財務諸表に与えている影響の内容</u></p> <p>② <u>表示方法を変更したときは、その内容</u></p> <p>(3) <u>以上のほか、保険会社及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項</u></p> <p>3 <u>特定取引収益及び特定取引費用は、保険会社又はその子会社等が規則第 53 条の6の2その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用について記載すること。なお、特定取引勘定設置会社分については商品有価証券運用益及び商品有価証券運用損への計数の記載は行わない。</u></p> <p>4 <u>法令等に基づき、又は保険会社及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要なときは、この様式に掲げる科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。</u></p> <p>5 <u>総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。</u></p> <p>(8) <u>（保険相互会社及びその子会社等—中間連結包括利益計算書）</u> (単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">科 目</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>少数株主損益調整前中間純剰余 (又は少数株主損益調整前中間純損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>そ の 他 の 包 括 利 益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>繰 延 ヘ ッ ジ 損 益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>為 替 換 算 調 整 勘 定</td> <td></td> </tr> <tr> <td>持 分 法 適 用 会 社 に 対 する 持 分 相 当 額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中 間 包 括 利 益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>親 会 社 に 係 る 中 間 包 括 利 益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>少 数 株 主 に 係 る 中 間 包 括 利 益</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 <u>中間連結包括利益計算書を初めて記載した年度においては、その直前の年度におけるその他の包括利益及びその内訳項目並びに中間包括利益及びその内訳項目の金額を注記すること。</u></p> <p>2 <u>法令等に基づき、又は保険及びその子会社等の包括利益の状態を明らかにするために必要なときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。</u></p> <p>3 <u>総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。</u></p> <p>4 <u>その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。</u></p>	科 目	金 額	少数株主損益調整前中間純剰余 (又は少数株主損益調整前中間純損失)		そ の 他 の 包 括 利 益		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益		為 替 換 算 調 整 勘 定		持 分 法 適 用 会 社 に 対 する 持 分 相 当 額		中 間 包 括 利 益		親 会 社 に 係 る 中 間 包 括 利 益		少 数 株 主 に 係 る 中 間 包 括 利 益		
科 目	金 額																				
少数株主損益調整前中間純剰余 (又は少数株主損益調整前中間純損失)																					
そ の 他 の 包 括 利 益																					
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金																					
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益																					
為 替 換 算 調 整 勘 定																					
持 分 法 適 用 会 社 に 対 する 持 分 相 当 額																					
中 間 包 括 利 益																					
親 会 社 に 係 る 中 間 包 括 利 益																					
少 数 株 主 に 係 る 中 間 包 括 利 益																					

改正案	現行								
<p>〔「中間連結損益計算書」及び「中間連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕</p> <p>(9) (生命保険相互会社及びその子会社等－中間連結損益及び包括利益計算書)</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">科 目</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>経常収益</p> <p>保 險 料 等 収 入</p> <p>資 産 運 用 収 益</p> <p>（うち利息及び配当金等収入）</p> <p>（うち特定取引収益）</p> <p>（うち商品有価証券運用益）</p> <p>（うち金銭の信託運用益）</p> <p>（うち売買目的有価証券運用益）</p> <p>（うち有価証券売却益）</p> <p>（うち特別勘定資産運用益）</p> <p>そ の 他 の 経 常 収 益</p> </td> <td></td> </tr> <tr> <td> <p>経常費用</p> <p>保 險 金 等 支 払 金</p> <p>（うち保険金）</p> <p>（うち年 金）</p> <p>（うち給 付 金）</p> <p>（うち解約返戻金）</p> <p>責 任 準 備 金 等 繰 入 額</p> <p>（うち支払備金繰入額）</p> <p>（うち責任準備金繰入額）</p> <p>（うち社員配当金積立利息繰入額）</p> <p>資 産 運 用 費 用</p> <p>（うち支払利息）</p> <p>（うち特定取引費用）</p> <p>（うち商品有価証券運用損）</p> <p>（うち金銭の信託運用損）</p> <p>（うち売買目的有価証券運用損）</p> <p>（うち有価証券売却損）</p> <p>（うち有価証券評価損）</p> <p>（うち特別勘定資産運用損）</p> <p>事 業 費</p> <p>そ の 他 経 常 費 用</p> </td> <td></td> </tr> <tr> <td> <p>経常利益（又は経常損失）</p> </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		科 目	金 額	<p>経常収益</p> <p>保 險 料 等 収 入</p> <p>資 産 運 用 収 益</p> <p>（うち利息及び配当金等収入）</p> <p>（うち特定取引収益）</p> <p>（うち商品有価証券運用益）</p> <p>（うち金銭の信託運用益）</p> <p>（うち売買目的有価証券運用益）</p> <p>（うち有価証券売却益）</p> <p>（うち特別勘定資産運用益）</p> <p>そ の 他 の 経 常 収 益</p>		<p>経常費用</p> <p>保 險 金 等 支 払 金</p> <p>（うち保険金）</p> <p>（うち年 金）</p> <p>（うち給 付 金）</p> <p>（うち解約返戻金）</p> <p>責 任 準 備 金 等 繰 入 額</p> <p>（うち支払備金繰入額）</p> <p>（うち責任準備金繰入額）</p> <p>（うち社員配当金積立利息繰入額）</p> <p>資 産 運 用 費 用</p> <p>（うち支払利息）</p> <p>（うち特定取引費用）</p> <p>（うち商品有価証券運用損）</p> <p>（うち金銭の信託運用損）</p> <p>（うち売買目的有価証券運用損）</p> <p>（うち有価証券売却損）</p> <p>（うち有価証券評価損）</p> <p>（うち特別勘定資産運用損）</p> <p>事 業 費</p> <p>そ の 他 経 常 費 用</p>		<p>経常利益（又は経常損失）</p>	
科 目	金 額								
<p>経常収益</p> <p>保 險 料 等 収 入</p> <p>資 産 運 用 収 益</p> <p>（うち利息及び配当金等収入）</p> <p>（うち特定取引収益）</p> <p>（うち商品有価証券運用益）</p> <p>（うち金銭の信託運用益）</p> <p>（うち売買目的有価証券運用益）</p> <p>（うち有価証券売却益）</p> <p>（うち特別勘定資産運用益）</p> <p>そ の 他 の 経 常 収 益</p>									
<p>経常費用</p> <p>保 險 金 等 支 払 金</p> <p>（うち保険金）</p> <p>（うち年 金）</p> <p>（うち給 付 金）</p> <p>（うち解約返戻金）</p> <p>責 任 準 備 金 等 繰 入 額</p> <p>（うち支払備金繰入額）</p> <p>（うち責任準備金繰入額）</p> <p>（うち社員配当金積立利息繰入額）</p> <p>資 産 運 用 費 用</p> <p>（うち支払利息）</p> <p>（うち特定取引費用）</p> <p>（うち商品有価証券運用損）</p> <p>（うち金銭の信託運用損）</p> <p>（うち売買目的有価証券運用損）</p> <p>（うち有価証券売却損）</p> <p>（うち有価証券評価損）</p> <p>（うち特別勘定資産運用損）</p> <p>事 業 費</p> <p>そ の 他 経 常 費 用</p>									
<p>経常利益（又は経常損失）</p>									

改正案		現行
特別利益		
特別損失		
税金等調整前中間純剰余 （又は税金等調整前中間純損失）		
法人税及び住民税等 法人税等調整額		
法人税等合計		
少数株主損益調整前中間純剰余 （又は少数株主損益調整前中間純損失）		
少数株主利益（又は少数株主損失）		
中間純剰余（又は中間純損失）		
少数株主利益（又は少数株主損失）		
少数株主損益調整前中間純剰余 （又は少数株主損益調整前中間純損失）		
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金 繰延ヘッジ損益		
為替換算調整勘定		
持分法適用会社に対する持分相当額		
中間包括利益		
親会社に係る中間包括利益		
少数株主に係る中間包括利益		

(10) (損害保険相互会社及びその子会社等—中間連結損益及び包括利益計算書)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	
保険引受収益	
（うち正味収入保険料）	
（うち収入積立保険料）	
（うち積立保険料等運用益）	
資産運用収益	
（うち利息及び配当金収入）	
（うち特定取引収益）	
（うち商品有価証券運用益）	
（うち金銭の信託運用益）	
（うち売買目的有価証券運用益）	
（うち有価証券売却益）	
（うち積立保険料等運用益振替）	
その他経常収益	

改正案	現行
<p>経常費用</p> <p>保険引受費用</p> <p>（うち正味支払保険金）</p> <p>（うち損害調査費）</p> <p>（うち諸手数料及び集金費）</p> <p>（うち満期返戻金）</p> <p>（うち支払備金繰入額）</p> <p>（うち責任準備金等繰入額）</p> <p>資産運用費用</p> <p>（うち特定取引費用）</p> <p>（うち商品有価証券運用損）</p> <p>（うち金銭の信託運用損）</p> <p>（うち売買目的有価証券運用損）</p> <p>（うち有価証券売却損）</p> <p>（うち有価証券評価損）</p> <p>営業費及び一般管理費</p> <p>その他の経常費用</p> <p>（うち支払利息）</p>	
<p>経常利益（又は経常損失）</p>	
<p>特別利益</p>	
<p>特別損失</p>	
<p>税金等調整前中間純剰余</p> <p>（又は税金等調整前中間純損失）</p> <p>法人税及び住民税等</p> <p>法人税等調整額</p> <p>法人税等合計</p> <p>少数株主損益調整前中間純剰余</p> <p>（又は少数株主損益調整前中間純損失）</p> <p>少数株主利益（又は少数株主損失）</p> <p>中間純剰余（又は中間純損失）</p>	
<p>少数株主利益（又は少数株主損失）</p> <p>少数株主損益調整前中間純剰余</p> <p>（又は少数株主損益調整前中間純損失）</p> <p>その他の包括利益</p> <p>その他有価証券評価差額金</p> <p>繰延ヘッジ損益</p> <p>為替換算調整勘定</p> <p>持分法適用会社に対する持分相当額</p> <p>中間包括利益</p>	

改正案	現行																
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width:50%; text-align: center;">親会社に係る中間包括利益</td> <td style="width:50%;"></td> </tr> <tr> <td style="width:50%; text-align: center;">少数株主に係る中間包括利益</td> <td style="width:50%;"></td> </tr> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 生命保険相互会社にあつては上記の(9)により、損害保険相互会社にあつては上記の(10)により記載すること。</p> <p>2 次の事項を注記すること。ただし、中間連結貸借対照表に記載したものはこの限りでない。</p> <p>(1) 中間連結損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。</p> <p>(2) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）</p> <p>① 会計処理の原則又は手続を変更したとき（当中間連結会計期間の直前の連結会計年度に係る連結財務諸表作成に当たり会計処理の原則又は手続について変更が行われており、当中間連結会計期間の直前の中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表作成上の会計処理の原則又は手続との間に相違がみられるときを含む。）は、その旨、変更の理由及び当該変更が中間連結財務諸表に与えている影響の内容</p> <p>② 表示方法を変更したときは、その内容</p> <p>(3) 以上のほか、保険会社及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項</p> <p>3 特定取引収益及び特定取引費用は、保険会社又はその子会社等が規則第 53 条の6の2その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用について記載すること。なお、特定取引勘定設置会社分については商品有価証券運用益及び商品有価証券運用損への計数の記載は行わない。</p> <p>4 連結損益及び包括利益計算書を初めて記載した年度においては、その直前の年度におけるその他の包括利益及びその内訳項目並びに包括利益及びその内訳項目の金額を注記すること。</p> <p>5 法令等に基づき、又は保険会社及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要なときは、この様式に掲げる科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。</p> <p>6 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。</p> <p>7 その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 中間連結株主資本等変動計算書</p> <p style="text-align: center;">年度中 (年 月 日から) 中間連結株主資本等変動計算書 (年 月 日まで)</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:70%;">科 目</th> <th style="width:30%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>当中間期末残高</td> <td style="text-align: right;">×××</td> </tr> </tbody> </table>	親会社に係る中間包括利益		少数株主に係る中間包括利益		科 目	金 額	(略)	(略)	当中間期末残高	×××	<p>4 (略)</p> <p>5 中間連結株主資本等変動計算書</p> <p style="text-align: center;">年度中 (年 月 日から) 中間連結株主資本等変動計算書 (年 月 日まで)</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:70%;">科 目</th> <th style="width:30%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>当中間期末残高</td> <td style="text-align: right;">×××</td> </tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	(略)	(略)	当中間期末残高	×××
親会社に係る中間包括利益																	
少数株主に係る中間包括利益																	
科 目	金 額																
(略)	(略)																
当中間期末残高	×××																
科 目	金 額																
(略)	(略)																
当中間期末残高	×××																

改正案	
<u>その他の包括利益累計額</u>	
<u>その他有価証券評価差額金</u>	
(略)	(略)
当中間期末残高	×××
<u>その他の包括利益累計額合計</u>	
前期末残高	×××
(略)	(略)

(記載上の注意)

1～3 (略)

4 その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えて合計額を、前連結会計年度末残高、中間連結会計期間中の変動額及び中間連結会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

5 その他の包括利益累計額及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。

6 (略)

6 中間連結基金等変動計算書

年度中（ 年 月 日から 年 月 日まで ） 中間連結基金等変動計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
(略)	(略)
当中間期末残高	×××
<u>その他の包括利益累計額</u>	
<u>その他有価証券評価差額金</u>	
(略)	(略)
当中間期末残高	×××
<u>その他の包括利益累計額合計</u>	
前期末残高	×××
(略)	(略)

(記載上の注意)

1～3 (略)

4 その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えて合計額を、前連結会計年度末残高、中間連結会計期間中の変動額及び中間連結会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

5 その他の包括利益累計額及び純資産の合計欄の記載は、省略することができる。

現行	
<u>評価・換算差額等</u>	
<u>その他有価証券評価差額金</u>	
(略)	(略)
当中間期末残高	×××
<u>評価・換算差額等合計</u>	
前期末残高	×××
(略)	(略)

(記載上の注意)

1～3 (略)

4 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて合計額を、前連結会計年度末残高、中間連結会計期間中の変動額及び中間連結会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

5 評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。

6 (略)

6 中間連結基金等変動計算書

年度中（ 年 月 日から 年 月 日まで ） 中間連結基金等変動計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
(略)	(略)
当中間期末残高	×××
<u>評価・換算差額等</u>	
<u>その他有価証券評価差額金</u>	
(略)	(略)
当中間期末残高	×××
<u>評価・換算差額等合計</u>	
前期末残高	×××
(略)	(略)

(記載上の注意)

1～3 (略)

4 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて合計額を、前連結会計年度末残高、中間連結会計期間中の変動額及び中間連結会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

5 評価・換算差額等及び純資産の合計欄の記載は、省略することができる。

改正案	現行
<p>別紙様式第7号の3（第25条の3及び第59条関係） （日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 連結財務諸表</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 <u>連結損益計算書及び連結包括利益計算書</u></p> <p>4～6 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 この様式中、「第2の2 連結貸借対照表」、「第2の3 <u>連結損益計算書及び連結包括利益計算書</u>」、「第2の4 連結キャッシュ・フロー計算書」、「第2の5 連結株主資本等変動計算書」及び「第2の6 連結基金等変動計算書」に注記すべき事項は、「第2の6 連結基金等変動計算書」の次に一括して記載することができる。</p> <p>第1</p> <p style="text-align: center;">年度（ 年 月 日から 年 月 日まで） 事業概況書</p> <p>1 (略)</p> <p>2 子会社等の状況</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 子会社等の概況</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p><u>1 保険持株会社を親会社とする保険会社は、記載を要しない。</u></p> <p><u>2 「認可又は届出年月日等」は、法第106条第1項各号に掲げる会社にあつては、同条第4項の規定に基づく金融庁長官の認可年月日又は法第127条第1項第2号の規定に基づく金融庁長官への届出年月日を記載すること。また、子法人等及び関連法人等にあつては、保険業法施行規則（以下「規則」という。）第85条第1項第7号の4に基づく金融庁長官への届出年月日又は設立年月日を記載すること。</u></p> <p>第2 連結財務諸表</p> <p>1 (略)</p> <p>2 連結貸借対照表</p> <p style="text-align: center;">年度（ 年 月 日現在）連結貸借対照表</p> <p>(1) (生命保険株式会社及びその子会社等) (単位：百万円)</p>	<p>別紙様式第7号の3（第25条の3及び第59条関係） （日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 連結財務諸表</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 <u>連結損益計算書</u></p> <p>4～6 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 この様式中、「第2の2 連結貸借対照表」、「第2の3 <u>連結損益計算書</u>」、「第2の4 連結キャッシュ・フロー計算書」、「第2の5 連結株主資本等変動計算書」及び「第2の6 連結基金等変動計算書」に注記すべき事項は、「第2の6 連結基金等変動計算書」の次に一括して記載することができる。</p> <p>第1</p> <p style="text-align: center;">年度（ 年 月 日から 年 月 日まで） 事業概況書</p> <p>1 (略)</p> <p>2 子会社等の状況</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 子会社等の概況</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p><u>「認可又は届出年月日等」は、法第106条第1項各号に掲げる会社にあつては、同条第4項の規定に基づく金融庁長官の認可年月日又は法第127条第1項第2号の規定に基づく金融庁長官への届出年月日を記載すること。また、子法人等及び関連法人等にあつては、保険業法施行規則（以下「規則」という。）第85条第1項第7号の4に基づく金融庁長官への届出年月日又は設立年月日を記載すること。</u></p> <p>第2 連結財務諸表</p> <p>1 (略)</p> <p>2 連結貸借対照表</p> <p style="text-align: center;">年度（ 年 月 日現在）連結貸借対照表</p> <p>(1) (生命保険株式会社及びその子会社等) (単位：百万円)</p>

科 目	金 額	科 目	金 額
(略)		(略)	
		為 替 換 算 調 整 勘 定 その他の包括利益累計額合計	
(略)		新 株 予 約 権 (略)	

(2) (損害保険株式会社及びその子会社等) (単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(略)		(略)	
		為 替 換 算 調 整 勘 定 その他の包括利益累計額合計	
(略)		新 株 予 約 権 (略)	

(記載上の注意)

(略)

(3) (生命保険相互会社及びその子会社等) (単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(略)		(略)	
		為 替 換 算 調 整 勘 定 その他の包括利益累計額合計	
(略)		少 数 株 主 持 分 (略)	

(4) (損害保険相互会社及びその子会社等) (単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(略)		(略)	
		為 替 換 算 調 整 勘 定 その他の包括利益累計額合計	
(略)		少 数 株 主 持 分 (略)	

(記載上の注意)

(略)

3 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

年度 (年 月 日から) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書
年 月 日まで

科 目	金 額	科 目	金 額
(略)		(略)	
		為 替 換 算 調 整 勘 定 評価・換算差額等合計	
(略)		新 株 予 約 権 (略)	

(2) (損害保険株式会社及びその子会社等) (単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(略)		(略)	
		為 替 換 算 調 整 勘 定 評価・換算差額等合計	
(略)		新 株 予 約 権 (略)	

(記載上の注意)

(略)

(3) (生命保険相互会社及びその子会社等) (単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(略)		(略)	
		為 替 換 算 調 整 勘 定 評価・換算差額等合計	
(略)		少 数 株 主 持 分 (略)	

(4) (損害保険相互会社及びその子会社等) (単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(略)		(略)	
		為 替 換 算 調 整 勘 定 評価・換算差額等合計	
(略)		少 数 株 主 持 分 (略)	

(記載上の注意)

(略)

3 連結損益計算書

年度 (年 月 日から) 連結損益計算書
年 月 日まで

（記載上の注意）

「連結損益計算書」及び「連結包括利益計算書」は、両計算書を構成する項目を単一の計算書に表示する方法により、「連結損益及び包括利益計算書」として記載することができる。

（1）（生命保険株式会社及びその子会社等一連結損益計算書）（単位：百万円）

科 目	金 額
経常収益	
保険料等収入	
資産運用収益	
利息及び配当金等収入	
特定取引収益	
商品有価証券運用益	
金銭の信託運用益	
売買目的有価証券運用益	
有価証券売却益	
有価証券償還益	
金融派生商品収益	
為替差益	
その他運用収益	
特別勘定資産運用益	
その他経常収益	
経常費用	
保険金等支払金	
保険金	
年金	
給付金	
解約返戻金	
その他返戻金	
責任準備金等繰入額	
支払備金繰入額	
責任準備金繰入額	
契約者配当金積立利息繰入額	
資産運用費用	
支払利息	
特定取引費用	
商品有価証券運用損	
金銭の信託運用損	
売買目的有価証券運用損	
有価証券売却損	
有価証券評価損	
有価証券償還損	
金融派生商品費用	
為替差損	
貸倒引当金繰入額	

（1）（生命保険株式会社及びその子会社等）

（単位：百万円）

科 目	金 額
経常収益	
保険料等収入	
資産運用収益	
利息及び配当金等収入	
特定取引収益	
商品有価証券運用益	
金銭の信託運用益	
売買目的有価証券運用益	
有価証券売却益	
有価証券償還益	
金融派生商品収益	
為替差益	
その他運用収益	
特別勘定資産運用益	
その他経常収益	
経常費用	
保険金等支払金	
保険金	
年金	
給付金	
解約返戻金	
その他返戻金	
責任準備金等繰入額	
支払備金繰入額	
責任準備金繰入額	
契約者配当金積立利息繰入額	
資産運用費用	
支払利息	
特定取引費用	
商品有価証券運用損	
金銭の信託運用損	
売買目的有価証券運用損	
有価証券売却損	
有価証券評価損	
有価証券償還損	
金融派生商品費用	
為替差損	
貸倒引当金繰入額	

有価証券償還損 金融派生商品費用 為替差損 貸倒引当金繰入額 貸付金償却 貸用不動産等減価償却費 その他運用費用 特別勘定資産運用損 事業費 その他経常費用		貸付金償却 貸用不動産等減価償却費 その他運用費用 特別勘定資産運用損 事業費 その他経常費用	
経常利益（又は経常損失）		経常利益（又は経常損失）	
特別利益 固定資産等処分益 負ののれん発生益 保険業法第112条評価益 その他特別利益		特別利益 固定資産等処分益 負ののれん発生益 保険業法第112条評価益 その他特別利益	
特別損失 固定資産等処分損 減損損失 価格変動準備金繰入額 金融商品取引責任準備金繰入額 不動産圧縮損 その他特別損失		特別損失 固定資産等処分損 減損損失 価格変動準備金繰入額 金融商品取引責任準備金繰入額 不動産圧縮損 その他特別損失	
契約者配当準備金繰入額 税金等調整前当期純利益 （又は税金等調整前当期純損失） 法人税及び住民税等 法人税等調整額 法人税等合計 少数株主損益調整前当期純利益 （又は少数株主損益調整前当期純損失） 少数株主利益（又は少数株主損失） 当期純利益（又は当期純損失）		契約者配当準備金繰入額 税金等調整前当期純利益 （又は税金等調整前当期純損失） 法人税及び住民税等 法人税等調整額 法人税等合計 少数株主損益調整前当期純利益 （又は少数株主損益調整前当期純損失） 少数株主利益（又は少数株主損失） 当期純利益（又は当期純損失）	

(2) (損害保険株式会社及びその子会社等一連結損益計算書) (単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	
保険引受収益	
正味収入保険料	
収入積立保険料	

(2) (損害保険株式会社及びその子会社等) (単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	
保険引受収益	
正味収入保険料	
収入積立保険料	
積立保険料等運用益	
生命保険料	
その他保険引受収益	
資産運用収益	

積立保険料等運用益 生命保険料 その他保険引受収益 資産運用収益 利息及び配当金収入 特定取引収益 商品有価証券運用益 金銭の信託運用益 売買目的有価証券運用益 有価証券売却益 有価証券償還益 金融派生商品収益 特別勘定資産運用益 その他運用収益 積立保険料等運用益振替 その他経常収益		利息及び配当金収入 特定取引収益 商品有価証券運用益 金銭の信託運用益 売買目的有価証券運用益 有価証券売却益 有価証券償還益 金融派生商品収益 特別勘定資産運用益 その他運用収益 積立保険料等運用益振替 その他経常収益	
経常費用 保険引受費用 正味支払保険金 損害調査費 諸手数料及び集金費 満期返戻金 契約者配当金 生命保険金等 支払備金繰入額 責任準備金等繰入額 その他保険引受費用 資産運用費用 特定取引費用 商品有価証券運用損 金銭の信託運用損 売買目的有価証券運用損 有価証券売却損 有価証券評価損 有価証券償還損 金融派生商品費用 特別勘定資産運用損 その他運用費用 営業費及び一般管理費 その他経常費用 支払利息		経常費用 保険引受費用 正味支払保険金 損害調査費 諸手数料及び集金費 満期返戻金 契約者配当金 生命保険金等 支払備金繰入額 責任準備金等繰入額 その他保険引受費用 資産運用費用 特定取引費用 商品有価証券運用損 金銭の信託運用損 売買目的有価証券運用損 有価証券売却損 有価証券評価損 有価証券償還損 金融派生商品費用 特別勘定資産運用損 その他運用費用 営業費及び一般管理費 その他経常費用 支払利息 貸倒引当金繰入額 貸倒損失 その他の経常費用	
支払利息		経常利益（又は経常損失）	

貸倒引当金繰入額 貸倒損失 その他の経常費用		特別利益 固定資産処分益 負ののれん発生益 保険業法第112条評価益 その他特別利益	
経常利益（又は経常損失）		特別損失 固定資産処分損 減損損失 価格変動準備金繰入額 金融商品取引責任準備金繰入額 不動産圧縮損 その他特別損失	
特別利益 固定資産処分益 負ののれん発生益 保険業法第112条評価益 その他特別利益		税金等調整前当期純利益（又は税金等調整前当期純損失） 法人税及び住民税等 法人税等調整額 法人税等合計 少数株主損益調整前当期純利益 （又は少数株主損益調整前当期純損失） 少数株主利益（又は少数株主損失） 当期純利益（又は当期純損失）	
特別損失 固定資産処分損 減損損失 価格変動準備金繰入額 金融商品取引責任準備金繰入額 不動産等圧縮損 その他特別損失		（記載上の注意）	
税金等調整前当期純利益 （又は税金等調整前当期純損失） 法人税及び住民税等 法人税等調整額 法人税等合計 少数株主損益調整前当期純利益 （又は少数株主損益調整前当期純損失） 少数株主利益（又は少数株主損失） 当期純利益（又は当期純損失）		1 生命保険株式会社にあつては、上記の(1)により、損害保険株式会社にあつては上記の(2)により記載すること。 2 次の事項を注記すること。ただし、連結貸借対照表に記載したものは、この限りでない。 (1) 連結損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。 (2) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。） ① 会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が連結財務諸表に与えている影響の内容 ② 表示方法を変更したときは、その内容 (3) 1株当たり当期純利益又は当期純損失の額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の額（銭単位まで記載すること。） (4) 以上のほか、保険会社及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項 3 特定取引収益及び特定取引費用は、保険会社又はその子会社等が規則第53条の6の2その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用について記載すること。なお、特定	1 生命保険株式会社にあつては、上記の(1)により、損害保険株式会社にあつては上記の(2)により記載すること。 2 次の事項を注記すること。ただし、連結貸借対照表に記載したものは、この限りでない。 (1) 連結損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。 (2) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。） ① 会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が連結財務諸表に与えている影響の内容 ② 表示方法を変更したときは、その内容 (3) 1株当たり当期純利益又は当期純損失の額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の額（銭単位まで記載すること。） (4) 以上のほか、保険会社及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項 3 特定取引収益及び特定取引費用は、保険会社又はその子会社等が規則第53条の6の2その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る利益及び費用について記載すること。なお、特定取引勘定設置会社分については商品有価証券運用益及び商品有価証券運用損への計数の記載は行わない。 4 法令等に基づき、又は保険会社及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場
（記載上の注意） 1 生命保険株式会社にあつては上記の(1)により、損害保険株式会社にあつては上記の(2)により記載すること。 2 次の事項を注記すること。ただし、連結貸借対照表に記載したものは、この限りでない。 (1) 連結損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。 (2) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。） ① 会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が連結財務諸表に与えている影響の内容 ② 表示方法を変更したときは、その内容 (3) 1株当たり当期純利益又は当期純損失の額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の額（銭単位まで記載すること。） (4) 以上のほか、保険会社及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項 3 特定取引収益及び特定取引費用は、保険会社又はその子会社等が規則第53条の6の2その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用について記載すること。なお、特定			

○保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号） 別紙様式第7号の3

取引勘定設置会社分については商品有価証券運用益及び商品有価証券運用損への計数の記載は行わない。

4 法令等に基づき、又は保険会社及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

5 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

(3) (保険株式会社及びその子会社等一連結包括利益計算書) (単位：百万円)

科 目	金 額
少数株主損益調整前当期純利益 (又は少数株主損益調整前当期純損失)	
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	
繰延ヘッジ損益	
為替換算調整勘定	
持分法適用会社に対する持分相当額	
包括利益	
親会社株主に係る包括利益	
少数株主に係る包括利益	

(記載上の注意)

- 1 連結包括利益計算書を初めて記載した年度においては、その直前の年度におけるその他の包括利益及びその内訳項目並びに包括利益及びその内訳項目の金額を注記すること。
- 2 法令等に基づき、又は保険会社及びその子会社等の包括利益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 3 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。
- 4 その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。

〔「連結損益計算書」及び「連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕

(4) (生命保険株式会社及びその子会社等一連結損益及び包括利益計算書) (単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	
保険料等収入	
資産運用収益	
利息及び配当金等収入	
特定取引収益	

所に記載すること。

5 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

(3) (生命保険相互会社及びその子会社等) (単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	
保険料等収入	
資産運用収益	
利息及び配当金等収入	
特定取引収益	
商品有価証券運用益	
金銭の信託運用益	
売買目的有価証券運用益	
有価証券売却益	
有価証券償還益	
金融派生商品収益	
為替差益	
その他運用収益	
特別勘定資産運用益	
その他経常収益	
経常費用	
保険金等支払金	
保険金	
年金	
給付金	
解約戻金	
その他戻金	
責任準備金等繰入額	
支払備金繰入額	
責任準備金繰入額	
社員配当金積立利息繰入額	
資産運用費用	
支払利息	
特定取引費用	
商品有価証券運用損	
金銭の信託運用損	
売買目的有価証券運用損	
有価証券売却損	
有価証券評価損	
有価証券償還損	
金融派生商品費用	

商 品 有 価 証 券 運 用 益 金 銭 の 信 託 運 用 益 売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 益 有 価 証 券 売 却 益 有 価 証 券 償 還 益 金 融 派 生 商 品 収 益 為 替 差 益 そ の 他 運 用 収 益 特 別 勘 定 資 産 運 用 益 そ の 他 経 常 収 益		為 替 差 損 貸 倒 引 当 金 繰 入 額 貸 付 金 償 却 貸 貸 用 不 動 産 等 減 価 償 却 費 そ の 他 運 用 費 用 特 別 勘 定 資 産 運 用 損 事 業 費 そ の 他 経 常 費 用	
経 常 費 用 保 險 金 等 支 払 金 保 險 金 年 金 給 付 金 解 約 返 戻 金 そ の 他 返 戻 金 責 任 準 備 金 等 繰 入 額 支 払 備 金 繰 入 額 責 任 準 備 金 繰 入 額 契 約 者 配 当 金 積 立 利 息 繰 入 額 資 産 運 用 費 用 支 払 利 息 特 定 取 引 費 用 商 品 有 価 証 券 運 用 損 金 銭 の 信 託 運 用 損 売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 損 有 価 証 券 売 却 損 有 価 証 券 評 価 損 有 価 証 券 償 還 損 金 融 派 生 商 品 費 用 為 替 差 損 貸 倒 引 当 金 繰 入 額 貸 付 金 償 却 貸 貸 用 不 動 産 等 減 価 償 却 費 そ の 他 運 用 費 用 特 別 勘 定 資 産 運 用 損 事 業 費 そ の 他 経 常 費 用		経 常 利 益 (又 は 経 常 損 失) 特 別 利 益 固 定 資 産 等 処 分 益 負 の の れ ん 発 生 益 保 險 業 法 第 1 1 2 条 評 価 益 そ の 他 特 別 利 益	
		特 別 損 失 固 定 資 産 等 処 分 損 減 損 損 失 価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額 金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額 不 動 産 圧 縮 損 そ の 他 特 別 損 失	
		税 金 等 調 整 前 当 期 純 剰 余 (又 は 税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失) 法 人 税 及 び 住 民 税 等 法 人 税 等 調 整 額 法 人 税 等 合 計 少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 剰 余 (又 は 少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 損 失) 少 数 株 主 利 益 (又 は 少 数 株 主 損 失) 当 期 純 剰 余 (又 は 当 期 純 損 失)	
経 常 利 益 (又 は 経 常 損 失) 特 別 利 益			

(4) (損害保険相互会社及びその子会社等) (単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	
保 險 引 受 収 益	
正 味 収 入 保 險 料	
収 入 積 立 保 險 料	
積 立 保 險 料 等 運 用 益	
生 命 保 險 料	
そ の 他 保 險 引 受 収 益	
資 産 運 用 収 益	

固定資産等処分益 負ののれん発生益 保険業法第112条評価益 その他特別利益		利息及び配当金収入 特定取引収益 商品有価証券運用益 金銭の信託運用益 売買目的有価証券運用益 有価証券売却益 有価証券償還益 金融派生商品収益 特別勘定資産運用益 その他運用収益 積立保険料等運用益振替 その他経常収益 社員配当準備金戻入額 その他の経常収益	
特別損失 固定資産等処分損 減損損失 価格変動準備金繰入額 金融商品取引責任準備金繰入額 不動産圧縮損 その他特別損失		経常費用 保険引受費用 正味支払保険金 損害調査費 諸手数料及び集金費 満期返戻金 契約者配当金 生命保険金等 支払準備金繰入額 責任準備金等繰入額 その他保険引受費用 資産運用費用 特定取引費用 商品有価証券運用損 金銭の信託運用損 売買目的有価証券運用損 有価証券売却損 有価証券評価損 有価証券償還損 金融派生商品費用 特別勘定資産運用損 その他運用費用 営業費及び一般管理費 その他経常費用 支払利息 貸倒引当金繰入額 貸倒損失	
契約者配当準備金繰入額 税金等調整前当期純利益 （又は税金等調整前当期純損失） 法人税及び住民税等 法人税等調整額 法人税等合計 少数株主損益調整前当期純利益 （又は少数株主損益調整前当期純損失） 少数株主利益（又は少数株主損失） 当期純利益（又は当期純損失）			
少数株主利益（又は少数株主損失） 少数株主損益調整前当期純利益 （又は少数株主損益調整前当期純損失） その他の包括利益 その他有価証券評価差額金 繰延ヘッジ損益 為替換算調整勘定 持分法適用会社に対する持分相当額 包括利益 親会社株主に係る包括利益 少数株主に係る包括利益			

(5) (損害保険株式会社及びその子会社等一連結損益及び包括利益計算書)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	
保険引受収益	
正味収入保険料	
収入積立保険料	
積立保険料等運用益	

<p>生命保険料 その他保険引受収益 資産運用収益 利息及び配当金収入 特定取引収益 商品有価証券運用益 金銭の信託運用益 売買目的有価証券運用益 有価証券売却益 有価証券償還益 金融派生商品収益 特別勘定資産運用益 その他運用収益 積立保険料等運用益振替 その他経常収益</p>		<p>社員配当金 その他の経常費用</p>	
<p>経常費用 保険引受費用 正味支払保険金 損害調査費 諸手数料及び集金費 満期返戻金 契約者配当金 生命保険金等 支払備金繰入額 責任準備金等繰入額 その他保険引受費用 資産運用費用 特定取引費用 商品有価証券運用損 金銭の信託運用損 売買目的有価証券運用損 有価証券売却損 有価証券評価損 有価証券償還損 金融派生商品費用 特別勘定資産運用損 その他運用費用 営業費及び一般管理費</p>		<p>経常利益（又は経常損失） 特別利益 固定資産等処分益 負ののれん発生益 保険業法第112条評価益 その他特別利益 特別損失 固定資産等処分損 減損損失 価格変動準備金繰入額 金融商品取引責任準備金繰入額 不動産圧縮損 その他特別損失 税金等調整前当期純剰余（又は税金等調整前当期純損失） 法人税及び住民税等 法人税等調整額 法人税等合計 少数株主損益調整前当期純剰余（又は少数株主損益調整前当期純損失） 少数株主利益（又は少数株主損失） 当期純剰余（又は当期純損失） （記載上の注意） 1 生命保険相互会社にあつては上記の（3）により、損害保険相互会社にあつては上記の（4）により記載すること。 2 次の事項を注記すること。ただし、連結貸借対照表に記載したものは、この限りでない。 （1）連結損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。 （2）会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。） ① 会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が連結財務諸表に与えている影響の内容 ② 表示方法を変更したときは、その内容 （3）以上のほか、保険会社及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項 3 特定取引収益及び特定取引費用は、保険会社又はその子会社等が規則第53条の6の2その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る利益及び費用について記載すること。なお、特定取引勘定設置会社分については商品有価証券運用益及び商品有価証券運用損への計数の記載は行わない。 4 法令等に基づき、又は保険会社及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要が</p>	

その他経常費用 支払利息 貸倒引当金繰入額 貸倒損失 その他経常費用		あるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。 5 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。
経常利益（又は経常損失）		
特別利益 固定資産処分益 負ののれん発生益 保険業法第112条評価益 その他特別利益		
特別損失 固定資産処分損 減損損失 価格変動準備金繰入額 金融商品取引責任準備金繰入額 不動産等圧縮損 その他特別損失		
税金等調整前当期純利益 （又は税金等調整前当期純損失） 法人税及び住民税等 法人税等調整額 法人税等合計 少数株主損益調整前当期純利益 （又は少数株主損益調整前当期純損失） 少数株主利益（又は少数株主損失） 当期純利益（又は当期純損失）		
少数株主利益（又は少数株主損失） 少数株主損益調整前当期純利益 （又は少数株主損益調整前当期純損失） その他の包括利益 その他有価証券評価差額金 繰延ヘッジ損益 為替換算調整勘定 持分法適用会社に対する持分相当額 包括利益 親会社株主に係る包括利益 少数株主に係る包括利益		
（記載上の注意）		
1 生命保険株式会社にあつては上記の(4)により、損害保険株式会社にあつては上記の(5)により記載すること。		

○保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号） 別紙様式第7号の3

- 2 次の事項を注記すること。ただし、連結貸借対照表に記載したものは、この限りではない。
- (1) 連結損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りではない。
- (2) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）
- ① 会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が連結財務諸表に与えている影響の内容
- ② 表示方法を変更したときは、その内容
- (3) 1株当たり当期純利益又は当期純損失の額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の額（銭単位まで記載すること。）
- (4) 以上のほか、保険会社及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項
- 3 特定取引収益及び特定取引費用は、保険会社又はその子会社等が規則第53条の6の2その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用について記載すること。なお、特定取引勘定設置会社分については商品有価証券運用益及び商品有価証券運用損への計数の記載は行わない。
- 4 連結損益及び包括利益計算書を初めて記載した年度においては、その直前の年度におけるその他の包括利益及びその内訳項目並びに包括利益及びその内訳項目の金額を注記すること。
- 5 法令等に基づき、又は保険会社及びその子会社等の損益若しくは包括利益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。
- 6 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。
- 7 その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。

(6) (生命保険相互会社及びその子会社等－連結損益計算書) (単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	
保 險 料 等 収 入	
資 産 運 用 収 益	
利 息 及 び 配 当 金 等 収 入	
特 定 取 引 収 益	
商 品 有 価 証 券 運 用 益	
金 銭 の 信 託 運 用 益	
売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 益	
有 価 証 券 売 却 益	
有 価 証 券 償 還 益	
金 融 派 生 商 品 収 益	
為 替 差 益	
そ の 他 運 用 収 益	
特 別 勘 定 資 産 運 用 益	

その他経常収益 <u>経常費用</u> 保険金等支払金 保険金 年金 給付金 解約返戻金 その他返戻金 責任準備金等繰入額 支払備金繰入額 責任準備金繰入額 社員配当金積立利息繰入額 資産運用費用 支払利息 特定取引費用 商品有価証券運用損 金銭の信託運用損 売買目的有価証券運用損 有価証券売却損 有価証券評価損 有価証券償還損 金融派生商品費用 為替差損 貸倒引当金繰入額 貸付金償却 賃貸用不動産等減価償却費 その他運用費用 特別勘定資産運用損 事業費 その他経常費用	
<u>経常利益（又は経常損失）</u>	
<u>特別利益</u> 固定資産等処分益 負のれん発生益 保険業法第112条評価益 その他特別利益	
<u>特別損失</u> 固定資産等処分損 減損損失 価格変動準備金繰入額 金融商品取引責任準備金繰入額	

不 動 産 圧 縮 損 そ の 他 特 別 損 失	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 剰 余 (又は税金等調整前当期純損失)	
法 人 税 及 び 住 民 税 等	
法 人 税 等 調 整 額	
法 人 税 等 合 計	
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 剰 余 (又は少数株主損益調整前当期純損失)	
少 数 株 主 利 益 (又は少数株主損失)	
当 期 純 剰 余 (又は当期純損失)	

(7) (損害保険相互会社及びその子会社等一連結損益計算書) (単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	
保 險 引 受 収 益	
正 味 収 入 保 険 料	
収 入 積 立 保 険 料	
積 立 保 険 料 等 運 用 益	
生 命 保 険 料	
そ の 他 保 険 引 受 収 益	
資 産 運 用 収 益	
利 息 及 び 配 当 金 収 入	
特 定 取 引 収 益	
商 品 有 価 証 券 運 用 益	
金 銭 の 信 託 運 用 益	
売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 益	
有 価 証 券 売 却 益	
有 価 証 券 償 還 益	
金 融 派 生 商 品 収 益	
特 別 勘 定 資 産 運 用 益	
そ の 他 運 用 収 益	
積 立 保 険 料 等 運 用 益 振 替	
そ の 他 経 常 収 益	
社 員 配 当 準 備 金 戻 入 額	
そ の 他 の 経 常 収 益	
経 常 費 用	
保 險 引 受 費 用	
正 味 支 払 保 険 金	
損 害 調 査 費	
諸 手 数 料 及 び 集 金 費	

満期返戻金		
契約者配当金		
生命保険金等		
支払備金繰入額		
責任準備金等繰入額		
その他保険引受費用		
資産運用費用		
特定取引費用		
商品有価証券運用損		
金銭の信託運用損		
売買目的有価証券運用損		
有価証券売却損		
有価証券評価損		
有価証券償還損		
金融派生商品費用		
特別勘定資産運用損		
その他運用費用		
営業費及び一般管理費		
その他経常費用		
支払利息		
貸倒引当金繰入額		
貸倒損失		
社員配当金		
その他の経常費用		
経常利益（又は経常損失）		
特別利益		
固定資産処分益		
負ののれん発生益		
保険業法第112条評価益		
その他特別利益		
特別損失		
固定資産処分損		
減損損失		
価格変動準備金繰入額		
金融商品取引責任準備金繰入額		
不動産等圧縮損		
その他特別損失		
税金等調整前当期純剰余 （又は税金等調整前当期純損失）		
法人税及び住民税等		
法人税等調整額		

法人税等合計
少数株主損益調整前当期純剰余 (又は少数株主損益調整前当期純損失)
少数株主利益(又は少数株主損失)
当期純剰余(又は当期純損失)

(記載上の注意)

- 1 生命保険相互会社にあつては上記の(6)により、損害保険相互会社にあつては上記の(7)により記載すること。
- 2 次の事項を注記すること。ただし、連結貸借対照表に記載したものは、この限りでない。
 - (1) 連結損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。
 - (2) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)
 - ① 会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が連結財務諸表に与えている影響の内容
 - ② 表示方法を変更したときは、その内容
 - (3) 以上のほか、保険会社及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項
- 3 特定取引収益及び特定取引費用は、保険会社又はその子会社等が規則第53条の6の2その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用について記載すること。なお、特定取引勘定設置会社分については商品有価証券運用益及び商品有価証券運用損への計数の記載は行わない。
- 4 法令等に基づき、又は保険会社及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。
- 5 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

(8) (保険相互会社及びその子会社等一連結包括利益計算書) (単位：百万円)

科 目	金 額
少数株主損益調整前当期純利益 (又は少数株主損益調整前当期純損失)	
その他の包括利益	
その他の有価証券評価差額金	
繰延ヘッジ損益	
為替換算調整勘定	
持分法適用会社に対する持分相当額	
包括利益	
親会社に係る包括利益	
少数株主に係る包括利益	

(記載上の注意)

- 1 連結包括利益計算書を初めて記載した年度においては、その直前の年度におけるその他の包括利益及びその内訳項目並びに包括利益及びその内訳項目の金額を注記すること。

- 2 法令等に基づき、又は保険会社及びその子会社等の包括利益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 3 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。
- 4 その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。

〔「連結損益計算書」及び「連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕

(9) (生命保険相互会社及びその子会社等一連結損益及び包括利益計算書)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	
保険料等収入	
資産運用収益	
利息及び配当金等収入	
特定取引収益	
商品有価証券運用益	
金銭の信託運用益	
売買目的有価証券運用益	
有価証券売却益	
有価証券償還益	
金融派生商品収益	
為替差益	
その他運用収益	
特別勘定資産運用益	
その他経常収益	
経常費用	
保険金等支払金	
保険年金給付金	
解約返戻金	
その他返戻金	
責任準備金等繰入額	
支払準備金繰入額	
責任準備金繰入額	
社員配当金積立利息繰入額	
資産運用費用	
支払利息	

特 定 取 引 費 用 商 品 有 価 証 券 運 用 損 金 銭 の 信 託 運 用 損 売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 損 有 価 証 券 売 却 損 有 価 証 券 評 価 損 有 価 証 券 償 還 損 金 融 派 生 商 品 費 用 為 替 差 損 貸 倒 引 当 金 繰 入 額 貸 付 金 償 却 賃 貸 用 不 動 産 等 減 価 償 却 費 そ の 他 運 用 費 用 特 別 勘 定 資 産 運 用 損 事 業 費 そ の 他 経 常 費 用		
経常利益（又は経常損失）		
特 別 利 益 固 定 資 産 等 処 分 益 負 の の れ ん 発 生 益 保 険 業 法 第 1 1 2 条 評 価 益 そ の 他 特 別 利 益		
特 別 損 失 固 定 資 産 等 処 分 損 減 損 損 失 価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額 金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額 不 動 産 圧 縮 損 そ の 他 特 別 損 失		
税 金 等 調 整 前 当 期 純 剰 余 （ 又 は 税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失 ） 法 人 税 及 び 住 民 税 等 法 人 税 等 調 整 額 法 人 税 等 合 計 少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 剰 余 （ 又 は 少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 損 失 ） 少 数 株 主 利 益 （ 又 は 少 数 株 主 損 失 ） 当 期 純 剰 余 （ 又 は 当 期 純 損 失 ）		
少 数 株 主 利 益 （ 又 は 少 数 株 主 損 失 ） そ の 他 の 包 括 利 益 そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		

繰延ヘツジ損益 為替換算調整勘定 持分法適用会社に対する持分相当額 包括利益 親会社に係る包括利益 少数株主に係る包括利益	
--	--

(10) (損害保険相互会社及びその子会社等一連結損益及び包括利益計算書)

(単位：百万円)

科目	金額
経常収益	
保険引受収益	
正味収入保険料	
収入積立保険料	
積立保険料等運用益	
生命保険料	
その他保険引受収益	
資産運用収益	
利息及び配当金収入	
特定取引収益	
商品有価証券運用益	
金銭の信託運用益	
売買目的有価証券運用益	
有価証券売却益	
有価証券償還益	
金融派生商品収益	
特別勘定資産運用益	
その他の運用収益	
積立保険料等運用益振替	
その他の経常収益	
社員配当準備戻入額	
その他の経常収益	
経常費用	
保険引受費用	
正味支払保険金	
損害調査費	
諸手数料及び集金費	
満期返戻金	
契約者配当金	
生命保険金等	
支払備金繰入額	

責 任 準 備 金 等 繰 入 額 そ の 他 保 険 引 受 費 用 資 産 運 用 費 用 特 定 取 引 費 用 商 品 有 価 証 券 運 用 損 金 銭 の 信 託 運 用 損 売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 損 有 価 証 券 売 却 損 有 価 証 券 評 価 損 有 価 証 券 償 還 損 金 融 派 生 商 品 費 用 特 別 勘 定 資 産 運 用 損 そ の 他 運 用 費 用 営 業 費 及 び 一 般 管 理 費 そ の 他 経 常 費 用 支 払 利 息 貸 倒 引 当 金 繰 入 額 貸 倒 損 失 社 員 配 当 金 そ の 他 の 経 常 費 用		
経常利益（又は経常損失）		
特 別 利 益 固 定 資 産 処 分 益 負 の の れ ん 発 生 益 保 険 業 法 第 1 1 2 条 評 価 益 そ の 他 特 別 利 益		
特 別 損 失 固 定 資 産 処 分 損 減 損 損 失 価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額 金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額 不 動 産 等 圧 縮 損 そ の 他 特 別 損 失		
税 金 等 調 整 前 当 期 純 剰 余 （ 又 は 税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失 ） 法 人 税 及 び 住 民 税 等 法 人 税 等 調 整 額 法 人 税 等 合 計 少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 剰 余 （ 又 は 少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 損 失 ） 少 数 株 主 利 益 （ 又 は 少 数 株 主 損 失 ）		

<p>当期純剰余（又は当期純損失）</p>		
<p>少数株主利益（又は少数株主損失）</p>		
<p>その他の包括利益</p>		
<p>その他有価証券評価差額金</p>		
<p>繰延ヘッジ損益</p>		
<p>為替換算調整勘定</p>		
<p>持分法適用会社に対する持分相当額</p>		
<p>包括利益</p>		
<p>親会社に係る包括利益</p>		
<p>少数株主に係る包括利益</p>		
<p>(記載上の注意)</p>		
<p>1 生命保険相互会社にあつては上記の(9)により、損害保険相互会社にあつては上記の(10)により記載すること。</p> <p>2 次の事項を注記すること。ただし、連結貸借対照表に記載したものは、この限りではない。</p> <p>(1) 連結損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りではない。</p> <p>(2) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）</p> <p>① 会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が連結財務諸表に与えている影響の内容</p> <p>② 表示方法を変更したときは、その内容</p> <p>(3) 以上のほか、保険会社及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項</p> <p>3 特定取引収益及び特定取引費用は、保険会社又はその子会社等が規則第53条の6の2その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用について記載すること。なお、特定取引勘定設置会社分については商品有価証券運用益及び商品有価証券運用損への計数の記載は行わない。</p> <p>4 連結損益及び包括利益計算書を初めて記載した年度においては、その直前の年度におけるその他の包括利益及びその内訳項目並びに包括利益及びその内訳項目の金額を注記すること。</p> <p>5 法令等に基づき、又は保険会社及びその子会社等の損益若しくは包括利益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。</p> <p>6 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。</p> <p>7 その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。</p>		
<p>4 (略)</p>	<p>4 (略)</p>	
<p>5 連結株主資本等変動計算書</p>	<p>5 連結株主資本等変動計算書</p>	

年度（ 年 月 日から 年 月 日まで） 連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

科 目	金 額
(略)	(略)
当期末残高	×××
<u>その他の包括利益累計額</u>	
その他有価証券評価差額金	
(略)	(略)
当期末残高	×××
<u>その他の包括利益累計額合計</u>	
前期末残高	×××
(略)	(略)

(記載上の注意)

1～3 (略)

4 その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えて合計額を、前連結会計年度末残高、連結会計年度中の変動額及び連結会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

5 その他の包括利益累計額及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。

6 (略)

6 連結基金等変動計算書

年度（ 年 月 日から 年 月 日まで） 連結基金等変動計算書

（単位：百万円）

科 目	金 額
(略)	(略)
当期末残高	×××
<u>その他の包括利益累計額</u>	
その他有価証券評価差額金	
(略)	(略)
当期末残高	×××
<u>その他の包括利益累計額合計</u>	
前期末残高	×××
(略)	(略)

(記載上の注意)

1～3 (略)

年度（ 年 月 日から 年 月 日まで） 連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

科 目	金 額
(略)	(略)
当期末残高	×××
<u>評価・換算差額等</u>	
その他有価証券評価差額金	
(略)	(略)
当期末残高	×××
<u>評価・換算差額等合計</u>	
前期末残高	×××
(略)	(略)

(記載上の注意)

1～3 (略)

4 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて合計額を、前連結会計年度末残高、連結会計年度中の変動額及び連結会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

5 評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。

6 (略)

6 連結基金等変動計算書

年度（ 年 月 日から 年 月 日まで） 連結基金等変動計算書

（単位：百万円）

科 目	金 額
(略)	(略)
当期末残高	×××
<u>評価・換算差額等</u>	
その他有価証券評価差額金	
(略)	(略)
当期末残高	×××
<u>評価・換算差額等合計</u>	
前期末残高	×××
(略)	(略)

(記載上の注意)

1～3 (略)

- | | |
|---|---|
| <p>4 <u>その他の包括利益累計額</u>は、科目ごとの記載に代えて合計額を、前連結会計年度末残高、連結会計年度中の変動額及び連結会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。</p> <p>5 <u>その他の包括利益累計額</u>及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。</p> | <p>4 <u>評価・換算差額等</u>は、科目ごとの記載に代えて合計額を、前連結会計年度末残高、連結会計年度中の変動額及び連結会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。</p> <p>5 <u>評価・換算差額等</u>及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。</p> |
|---|---|

○保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号) 別紙様式第14号

改正案	現行																																								
別紙様式第14号(第210条の10関係) (略) 目次	別紙様式第14号(第210条の10関係) (略) 目次																																								
<p>第1 (略)</p> <p>第2 中間連結財務諸表</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 <u>中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書</u></p> <p>4・5 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 この様式中、「第2の2 中間連結貸借対照表」、「第2の3 <u>中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書</u>」、「第2の4 中間連結キャッシュ・フロー計算書」、及び「第2の5 中間連結株主資本等変動計算書」に注記すべき事項は、「第2の5 中間連結株主資本等変動計算書」の次に一括して記載することができる。</p> <p>4 上場会社等(金融商品取引法第24条の4の7第1項の規定により四半期報告書(同項に規定する四半期報告書をいう。以下この4において同じ。)を提出しなければならない会社(同条第2項の規定により四半期報告書を提出する会社を含む。)をいう。)である保険持株会社にあつては、この様式中、「第2の2 中間連結貸借対照表」、「第2の3 <u>中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書</u>」、「第2の4 中間連結キャッシュ・フロー計算書」、「第2の5 中間連結株主資本等変動計算書」については、一般公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準じて作成すること。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 中間連結財務諸表</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 <u>中間連結損益計算書</u></p> <p>4・5 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 この様式中、「第2の2 中間連結貸借対照表」、「第2の3 <u>中間連結損益計算書</u>」、「第2の4 中間連結キャッシュ・フロー計算書」、及び「第2の5 中間連結株主資本等変動計算書」に注記すべき事項は、「第2の5 中間連結株主資本等変動計算書」の次に一括して記載することができる。</p> <p>4 上場会社等(金融商品取引法第24条の4の7第1項の規定により四半期報告書(同項に規定する四半期報告書をいう。以下この4において同じ。)を提出しなければならない会社(同条第2項の規定により四半期報告書を提出する会社を含む。)をいう。)である保険持株会社にあつては、この様式中、「第2の2 中間連結貸借対照表」、「第2の3 <u>中間連結損益計算書</u>」、「第2の4 中間連結キャッシュ・フロー計算書」、「第2の5 中間連結株主資本等変動計算書」については、一般公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準じて作成すること。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>																																								
<p>第2 中間連結財務諸表</p> <p>1 (略)</p> <p>2 中間連結貸借対照表</p> <p style="text-align: center;">年度中(年 月 日現在)中間連結貸借対照表</p> <p>(1) (生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等)</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">科 目</th> <th style="width: 12.5%;">金 額</th> <th style="width: 25%;">科 目</th> <th style="width: 12.5%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">為 替 換 算 調 整 勘 定 その他の包括利益累計額合計</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">新 株 予 約 権</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) (損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等)</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p>	科 目	金 額	科 目	金 額	(略)		(略)				為 替 換 算 調 整 勘 定 その他の包括利益累計額合計		(略)		新 株 予 約 権				(略)		<p>第2 中間連結財務諸表</p> <p>1 (略)</p> <p>2 中間連結貸借対照表</p> <p style="text-align: center;">年度中(年 月 日現在)中間連結貸借対照表</p> <p>(1) (生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等)</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">科 目</th> <th style="width: 12.5%;">金 額</th> <th style="width: 25%;">科 目</th> <th style="width: 12.5%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">為 替 換 算 調 整 勘 定 評価・換算差額等合計</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">新 株 予 約 権</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) (損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等)</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p>	科 目	金 額	科 目	金 額	(略)		(略)				為 替 換 算 調 整 勘 定 評価・換算差額等合計		(略)		新 株 予 約 権				(略)	
科 目	金 額	科 目	金 額																																						
(略)		(略)																																							
		為 替 換 算 調 整 勘 定 その他の包括利益累計額合計																																							
(略)		新 株 予 約 権																																							
		(略)																																							
科 目	金 額	科 目	金 額																																						
(略)		(略)																																							
		為 替 換 算 調 整 勘 定 評価・換算差額等合計																																							
(略)		新 株 予 約 権																																							
		(略)																																							

改正案			
科 目	金 額	科 目	金 額
(略)		(略)	
		為 替 換 算 調 整 勘 定 その他の包括利益累計額合計	
(略)		新 株 予 約 権	
(略)		(略)	

3 中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書

年度中 (年 月 日から) 中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書
 年 月 日まで

(記載上の注意)

「中間連結損益計算書」及び「中間連結包括利益計算書」は、両計算書を構成する項目を単一の計算書に表示する方法により、「中間連結損益及び包括利益計算書」として記載することができる。

(1) (生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等—中間連結損益計算書)
 (単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	
保 険 料 等 収 入	
資 産 運 用 収 益	
利 息 及 び 配 当 金 等 収 入	
特 定 取 引 収 益	
商 品 有 価 証 券 運 用 益	
金 銭 の 信 託 運 用 益	
売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 益	
有 価 証 券 売 却 益	
有 価 証 券 償 還 益	
金 融 派 生 商 品 収 益	
為 替 差 益	
そ の 他 運 用 収 益	
特 別 勘 定 資 産 運 用 益	
そ の 他 経 常 収 益	
経常費用	
保 険 金 等 支 払 金	
保 険 金	

現行			
科 目	金 額	科 目	金 額
(略)		(略)	
		為 替 換 算 調 整 勘 定 評価・換算差額等合計	
(略)		新 株 予 約 権	
(略)		(略)	

3 中間連結損益計算書

年度中 (年 月 日から) 中間連結損益計算書
 年 月 日まで

(1) (生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	
保 険 料 等 収 入	
資 産 運 用 収 益	
利 息 及 び 配 当 金 等 収 入	
特 定 取 引 収 益	
商 品 有 価 証 券 運 用 益	
金 銭 の 信 託 運 用 益	
売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 益	
有 価 証 券 売 却 益	
有 価 証 券 償 還 益	
金 融 派 生 商 品 収 益	
為 替 差 益	
そ の 他 運 用 収 益	
特 別 勘 定 資 産 運 用 益	
そ の 他 経 常 収 益	
経常費用	
保 険 金 等 支 払 金	
保 険 金	
年 給 付 金	
解 約 返 戻 金	
そ の 他 返 戻 金	
責 任 準 備 金 等 繰 入 額	

改正案		現行	
年給解約その他返戻金	金	支払備金繰入額	額
責任準備金等繰入額	金	責任準備金繰入額	額
支払備金繰入額	金	契約者配当金積立利息繰入額	額
責任準備金繰入額	金	資産運用費用	額
契約者配当金積立利息繰入額	金	支払利息	額
資産運用費用	金	特定取引費用	額
支払利息	金	商品有価証券運用損	額
特定取引費用	金	金銭の信託運用損	額
商品有価証券運用損	金	売買目的有価証券運用損	額
金銭の信託運用損	金	有価証券売却損	額
売買目的有価証券運用損	金	有価証券評価損	額
有価証券売却損	金	有価証券償還損	額
有価証券評価損	金	金融派生商品費用	額
金融派生商品費用	金	為替差損	額
為替差損	金	貸倒引当金繰入額	額
貸倒引当金繰入額	金	貸付金償却	額
貸付金償却	金	貸貸用不動産等減価償却費	額
貸貸用不動産等減価償却費	金	その他運用費用	額
その他運用費用	金	特別勘定資産運用損	額
特別勘定資産運用損	金	事業費	額
事業費	金	その他経常費用	額
その他経常費用	金		
経常利益(又は経常損失)		経常利益(又は経常損失)	
特別利益		特別利益	
固定資産等処分益		固定資産等処分益	
負ののれん発生益		負ののれん発生益	
保険業法第112条評価益		保険業法第112条評価益	
その他特別利益		その他特別利益	
特別損失		特別損失	
固定資産等処分損		固定資産等処分損	
減損		減損	
価格変動準備金繰入額		価格変動準備金繰入額	
金融商品取引責任準備金繰入額		金融商品取引責任準備金繰入額	
不動産圧縮損		不動産圧縮損	
その他特別損失		その他特別損失	
契約者配当準備金繰入額		契約者配当準備金繰入額	
		税金等調整前中間純利益(又は税金等調整前中間純損失)	
		法人税及び住民税等	
		法人税等調整額	
		法人税等合計	

改正案		現行	
税金等調整前中間純利益 (又は税金等調整前中間純損失)		少数株主損益調整前中間純利益 (又は少数株主損益調整前中間純損失)	
法人税及び住民税等		少数株主利益(又は少数株主損失)	
法人税等調整額		中間純利益(又は中間純損失)	
法人税等合計			
少数株主損益調整前中間純利益 (又は少数株主損益調整前中間純損失)			
少数株主利益(又は少数株主損失)			
中間純利益(又は中間純損失)			
(2) (損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等—中間連結損益計算書) (単位:百万円)		(2) (損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等) (単位:百万円)	
科 目	金 額	科 目	金 額
経常収益		経常収益	
保険引受収益		保険引受収益	
正味収入保険料		正味収入保険料	
収入積立保険料		収入積立保険料	
積立保険料等運用益		積立保険料等運用益	
生命保険料		生命保険料	
その他保険引受収益		その他保険引受収益	
資産運用収益		資産運用収益	
利息及び配当金収入		利息及び配当金収入	
特定取引収益		特定取引収益	
商品有価証券運用益		商品有価証券運用益	
金銭の信託運用益		金銭の信託運用益	
売買目的有価証券運用益		売買目的有価証券運用益	
有価証券売却益		有価証券売却益	
有価証券償還益		有価証券償還益	
金融派生商品収益		金融派生商品収益	
特別勘定資産運用益		特別勘定資産運用益	
その他運用収益		その他運用収益	
積立保険料等運用益振替		積立保険料等運用益振替	
その他経常収益		その他経常収益	
経常費用		経常費用	
保険引受費用		保険引受費用	
正味支払保険金		正味支払保険金	
損害調査費		損害調査費	
諸手数料及び集金費		諸手数料及び集金費	
満期返戻金		満期返戻金	
契約者配当金		契約者配当金	
		生命保険金等	
		支払備金繰入額	
		責任準備金等繰入額	
		その他保険引受費用	
		資産運用費用	

改正案		現行	
生 命 保 険 金 等 支 払 備 金 繰 入 額 責 任 準 備 金 等 繰 入 額 そ の 他 保 険 引 受 費 用 資 産 運 用 費 用 特 定 取 引 費 用 商 品 有 価 証 券 運 用 損 金 銭 の 信 託 運 用 損 売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 損 有 価 証 券 売 却 損 有 価 証 券 評 価 損 有 価 証 券 償 還 損 金 融 派 生 商 品 費 用 特 別 勘 定 資 産 運 用 損 そ の 他 運 用 費 用 営 業 費 及 び 一 般 管 理 費 そ の 他 経 常 費 用 支 払 利 息 貸 倒 引 当 金 繰 入 額 貸 倒 損 失 そ の 他 の 経 常 費 用		特 定 取 引 費 用 商 品 有 価 証 券 運 用 損 金 銭 の 信 託 運 用 損 売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 損 有 価 証 券 売 却 損 有 価 証 券 評 価 損 有 価 証 券 償 還 損 金 融 派 生 商 品 費 用 特 別 勘 定 資 産 運 用 損 そ の 他 運 用 費 用 営 業 費 及 び 一 般 管 理 費 そ の 他 経 常 費 用 支 払 利 息 貸 倒 引 当 金 繰 入 額 貸 倒 損 失 そ の 他 の 経 常 費 用	
経常利益(又は経常損失)		経常利益(又は経常損失)	
特 別 利 益 固 定 資 産 処 分 益 負 の の れ ん 発 生 益 保 険 業 法 第 1 1 2 条 評 価 益 そ の 他 特 別 利 益		特 別 利 益 固 定 資 産 処 分 益 負 の の れ ん 発 生 益 保 険 業 法 第 1 1 2 条 評 価 益 そ の 他 特 別 利 益	
特 別 損 失 固 定 資 産 処 分 損 減 損 損 失 価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額 金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額 不 動 産 等 圧 縮 損 そ の 他 特 別 損 失		特 別 損 失 固 定 資 産 処 分 損 減 損 損 失 損 失 価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額 金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額 不 動 産 等 圧 縮 損 そ の 他 特 別 損 失	
税 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益 (又 は 税 金 等 調 整 前 中 間 純 損 失) 法 人 税 及 び 住 民 税 等 法 人 税 等 調 整 額 法 人 税 等 合 計		税 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益 (又 は 税 金 等 調 整 前 中 間 純 損 失) 法 人 税 及 び 住 民 税 等 法 人 税 等 調 整 額 法 人 税 等 合 計 少 数 株 主 損 益 調 整 前 中 間 純 利 益 (又 は 少 数 株 主 損 益 調 整 前 中 間 純 損 失) 少 数 株 主 利 益 (又 は 少 数 株 主 損 失) 中 間 純 利 益 (又 は 中 間 純 損 失)	

(記載上の注意)

改正案		現行											
<p style="text-align: center;">少数株主損益調整前中間純利益 (又は少数株主損益調整前中間純損失) 少数株主利益(又は少数株主損失) 中間純利益(又は中間純損失)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 保険持株会社及びその子会社等の主たる事業が生命保険業である場合には上記の(1)により、損害保険業である場合には上記の(2)により、保険業以外の事業である場合には、当該事業を営む会社の中間連結財務諸表について適用される法令等に定める分類に準じて記載すること。この場合においては、当該法令等を注記すること。ただし、保険業に係る収益及び費用の状態を明らかにするために必要な科目については、適切な場所に記載すること。</p> <p>2 次の事項を注記すること。ただし、中間連結貸借対照表に記載したものは、この限りでない。</p> <p>(1) 中間連結損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りではない。</p> <p>(2) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)</p> <p>① 会計処理の原則又は手続を変更したとき(当中間連結会計期間の直前の連結会計年度に係る連結財務諸表作成に当たり会計処理の原則又は手続について変更が行われており、当中間連結会計期間の直前の中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表作成上の会計処理の原則又は手続との間に相違がみられるときを含む。)は、その旨、変更の理由及び当該変更が中間連結財務諸表に与えている影響の内容</p> <p>② 表示方法を変更したときは、その内容</p> <p>(3) 1株当たり中間純利益又は中間純損失の額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益の額(銭単位まで記載すること。)</p> <p>(4) 以上のほか、保険持株会社及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項</p> <p>3 特定取引収益及び特定取引費用は、子会社等が規則第53条の6の2その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用について記載すること。なお、特定取引勘定設置会社分については商品有価証券運用益及び商品有価証券運用損への計数の記載は行わない。</p> <p>4 法令等に基づき、又は保険持株会社及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。</p> <p>5 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。</p> <p>(3) (保険持株会社及びその子会社等-中間連結包括利益計算書) (単位:百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%; text-align: center;">科 目</th> <th style="width: 30%; text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>少数株主損益調整前中間純利益 (又は少数株主損益調整前中間純損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の包括利益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>繰延ヘッジ損益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>為替換算調整勘定</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	少数株主損益調整前中間純利益 (又は少数株主損益調整前中間純損失)		その他の包括利益		その他有価証券評価差額金		繰延ヘッジ損益		為替換算調整勘定		<p>1 保険持株会社及びその子会社等の主たる事業が生命保険業である場合には上記の(1)により、損害保険業である場合には上記の(2)により、保険業以外の事業である場合には、当該事業を営む会社の中間連結財務諸表について適用される法令等に定める分類に準じて記載すること。この場合においては、当該法令等を注記すること。ただし、保険業に係る収益及び費用の状態を明らかにするために必要な科目については、適切な場所に記載すること。</p> <p>2 次の事項を注記すること。ただし、中間連結貸借対照表に記載したものは、この限りではない。</p> <p>(1) 中間連結損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針はこの限りでない。</p> <p>(2) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)</p> <p>① 会計処理の原則又は手続を変更したとき(当中間連結会計期間の直前の連結会計年度に係る連結財務諸表作成に当たり会計処理の原則又は手続について変更が行われており、当中間連結会計期間の直前の中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表作成上の会計処理の原則又は手続との間に相違がみられるときを含む。)は、その旨、変更の理由及び当該変更が中間連結財務諸表に与えている影響の内容</p> <p>② 表示方法を変更したときは、その内容</p> <p>(3) 1株当たり中間純利益又は中間純損失の額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益の額(銭単位まで記載すること。)</p> <p>(4) 以上のほか、保険持株会社及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項</p> <p>3 特定取引収益及び特定取引費用は、子会社等が規則第53条の6の2その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用について記載すること。なお、特定取引勘定設置会社分については商品有価証券運用益及び商品有価証券運用損への計数の記載は行わない。</p> <p>4 法令等に基づき、又は保険持株会社及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。</p> <p>5 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。</p>
科 目	金 額												
少数株主損益調整前中間純利益 (又は少数株主損益調整前中間純損失)													
その他の包括利益													
その他有価証券評価差額金													
繰延ヘッジ損益													
為替換算調整勘定													

改正案	現行																																														
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%; text-align: center;">持分法適用会社に対する持分相当額</td> <td style="width:50%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中間包括利益</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">親会社株主に係る中間包括利益</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">少数株主に係る中間包括利益</td> <td></td> </tr> </table> <p>(記載上の注意)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 中間連結包括利益計算書を初めて作成した年度においては、その直前の年度におけるその他の包括利益及びその内訳項目並びに中間包括利益及びその内訳項目の金額を注記すること。 2 法令等に基づき、又は保険持株会社及びその子会社等の包括利益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。 3 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。 4 その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。 <p>〔「中間連結損益計算書」及び「中間連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕</p> <p>(4) (生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等 －中間連結損益及び包括利益計算書) (単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:80%; text-align: center;">科 目</th> <th style="width:20%; text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経常収益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保険料等収入</td> <td></td> </tr> <tr> <td>資産運用収益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利息及び配当金等収入</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定取引収益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>商品有価証券運用益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>金銭の信託運用益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>売買目的有価証券売却益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有価証券償還益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>金融派生商品収益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>為替差益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他運用収益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別勘定資産運用益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他経常収益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>経常費用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保険金等支払金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保険金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>年</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	持分法適用会社に対する持分相当額		中間包括利益		親会社株主に係る中間包括利益		少数株主に係る中間包括利益		科 目	金 額	経常収益		保険料等収入		資産運用収益		利息及び配当金等収入		特定取引収益		商品有価証券運用益		金銭の信託運用益		売買目的有価証券売却益		有価証券償還益		金融派生商品収益		為替差益		その他運用収益		特別勘定資産運用益		その他経常収益		経常費用		保険金等支払金		保険金		年		
持分法適用会社に対する持分相当額																																															
中間包括利益																																															
親会社株主に係る中間包括利益																																															
少数株主に係る中間包括利益																																															
科 目	金 額																																														
経常収益																																															
保険料等収入																																															
資産運用収益																																															
利息及び配当金等収入																																															
特定取引収益																																															
商品有価証券運用益																																															
金銭の信託運用益																																															
売買目的有価証券売却益																																															
有価証券償還益																																															
金融派生商品収益																																															
為替差益																																															
その他運用収益																																															
特別勘定資産運用益																																															
その他経常収益																																															
経常費用																																															
保険金等支払金																																															
保険金																																															
年																																															

改正案	現行
<p>給付金 解約返戻金 その他の返戻金 責任準備金等繰入額 支払備金繰入額 責任準備金繰入額 契約者配当金積立利息繰入額 資産運用費用 支払利息 特定取引費用 商品有価証券運用損 金銭の信託運用損 売買目的有価証券運用損 有価証券売却損 有価証券評価損 有価証券償還損 金融派生商品費用 為替差損 貸倒引当金繰入額 貸付金償却 賃貸用不動産等減価償却費 その他の運用費用 特別勘定資産運用損 事業費 その他の経常費用</p>	
<p>経常利益(又は経常損失)</p>	
<p>特別利益 固定資産等処分益 負ののれん発生益 保険業法第112条評価益 その他の特別利益</p>	
<p>特別損失 固定資産等処分損 減損損失 価格変動準備金繰入額 金融商品取引責任準備金繰入額 不動産圧縮損 その他の特別損失</p>	
<p>契約者配当準備金繰入額 税金等調整前中間純利益</p>	

改正案		現行
(又は税金等調整前中間純損失)		
法人税及び住民税等		
法人税等調整額		
法人税等合計		
少数株主損益調整前中間純利益		
(又は少数株主損益調整前中間純損失)		
少数株主利益(又は少数株主損失)		
中間純利益(又は中間純損失)		
少数株主利益(又は少数株主損失)		
少数株主損益調整前中間純利益		
(又は少数株主損益調整前中間純損失)		
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金		
繰延ヘッジ損益		
為替換算調整勘定		
持分法適用会社に対する持分相当額		
中間包括利益		
親会社株主に係る中間包括利益		
少数株主に係る中間包括利益		

(5) (損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等

－中間連結損益及び包括利益計算書)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	
保険引受収益	
正味収入保険料	
収入積立保険料	
積立保険料等運用益	
生命保険料	
その他保険引受収益	
資産運用収益	
利息及び配当金収入	
特定取引収益	
商品有価証券運用益	
金銭の信託運用益	
売買目的有価証券運用益	
有価証券売却益	
有価証券償還益	
金融派生商品収益	
特別勘定資産運用益	

改正案		現行
その他運用収益 積立保険料等運用益振替 その他経常収益		
経常費用 保険引受費用 正味支払保険金 損害調査費 諸手数料及び集金費 満期返戻金 契約者配当金 生命保険金等 支払備金繰入額 責任準備金等繰入額 その他保険引受費用 資産運用費用 特定取引費用 商品有価証券運用損 金銭の信託運用損 売買目的有価証券運用損 有価証券売却損 有価証券評価損 有価証券償還損 金融派生商品費用 特別勘定資産運用損 その他運用費用 営業費及び一般管理費 その他経常費用 支払利息 貸倒引当金繰入額 貸倒損失 その他の経常費用		
経常利益(又は経常損失)		
特別利益 固定資産処分益 負のれん発生益 保険業法第112条評価益 その他特別利益		
特別損失 固定資産処分損失 減損損失		

改正案	現行																																										
<table border="1"> <tr> <td>価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>不 動 産 等 圧 縮 損</td> <td></td> </tr> <tr> <td>そ の 他 特 別 損 失</td> <td></td> </tr> <tr> <td>税 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益 (又は税金等調整前中間純損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>法 人 税 及 び 住 民 税 等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>法 人 税 等 調 整 額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>法 人 税 等 合 計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>少 数 株 主 損 益 調 整 前 中 間 純 利 益 (又は少数株主損益調整前中間純損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>少 数 株 主 利 益 (又は少数株主損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中 間 純 利 益 (又は中間純損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>少 数 株 主 利 益 (又は少数株主損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>少 数 株 主 損 益 調 整 前 中 間 純 利 益 (又は少数株主損益調整前中間純損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>そ の 他 の 包 括 利 益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>繰 延 ヘ ッ ジ 損 益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>為 替 換 算 調 整 勘 定</td> <td></td> </tr> <tr> <td>持 分 法 適 用 会 社 対 する 持 分 相 当 額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中 間 包 括 利 益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>親 会 社 株 主 に 係 る 中 間 包 括 利 益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>少 数 株 主 に 係 る 中 間 包 括 利 益</td> <td></td> </tr> </table>	価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額		金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額		不 動 産 等 圧 縮 損		そ の 他 特 別 損 失		税 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益 (又は税金等調整前中間純損失)		法 人 税 及 び 住 民 税 等		法 人 税 等 調 整 額		法 人 税 等 合 計		少 数 株 主 損 益 調 整 前 中 間 純 利 益 (又は少数株主損益調整前中間純損失)		少 数 株 主 利 益 (又は少数株主損失)		中 間 純 利 益 (又は中間純損失)		少 数 株 主 利 益 (又は少数株主損失)		少 数 株 主 損 益 調 整 前 中 間 純 利 益 (又は少数株主損益調整前中間純損失)		そ の 他 の 包 括 利 益		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益		為 替 換 算 調 整 勘 定		持 分 法 適 用 会 社 対 する 持 分 相 当 額		中 間 包 括 利 益		親 会 社 株 主 に 係 る 中 間 包 括 利 益		少 数 株 主 に 係 る 中 間 包 括 利 益		
価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額																																											
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額																																											
不 動 産 等 圧 縮 損																																											
そ の 他 特 別 損 失																																											
税 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益 (又は税金等調整前中間純損失)																																											
法 人 税 及 び 住 民 税 等																																											
法 人 税 等 調 整 額																																											
法 人 税 等 合 計																																											
少 数 株 主 損 益 調 整 前 中 間 純 利 益 (又は少数株主損益調整前中間純損失)																																											
少 数 株 主 利 益 (又は少数株主損失)																																											
中 間 純 利 益 (又は中間純損失)																																											
少 数 株 主 利 益 (又は少数株主損失)																																											
少 数 株 主 損 益 調 整 前 中 間 純 利 益 (又は少数株主損益調整前中間純損失)																																											
そ の 他 の 包 括 利 益																																											
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金																																											
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益																																											
為 替 換 算 調 整 勘 定																																											
持 分 法 適 用 会 社 対 する 持 分 相 当 額																																											
中 間 包 括 利 益																																											
親 会 社 株 主 に 係 る 中 間 包 括 利 益																																											
少 数 株 主 に 係 る 中 間 包 括 利 益																																											
(記載上の注意)																																											
<p>1 保険持株会社及びその子会社等の主たる事業が生命保険業である場合には上記の(4)により、損害保険業である場合には上記の(5)により、保険業以外の事業である場合には、当該事業を営む会社の中間連結財務諸表について適用される法令等に定める分類に準じて記載すること。この場合においては、当該法令等を注記すること。ただし、保険業に係る収益及び費用の状態を明らかにするために必要な科目については、適切な場所に記載すること。</p> <p>2 次の事項を注記すること。ただし、中間連結貸借対照表に記載したものは、この限りでない。</p> <p>(1) 中間連結損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りではない。</p> <p>(2) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)</p> <p>① 会計処理の原則又は手続を変更したとき(当中間連結会計期間の直前の連結会計年度に係る連結財務諸表作成に当たり会計処理の原則又は手続について変更が行われており、当中間連結会計期間の直前の中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表作成上の会計処理の原則又は手続との間に相違がみられるときを含む。)は、その旨、変更の理由及び当該変更が中間連結財務諸表に与えている影響の内容</p> <p>② 表示方法を変更したときは、その内容</p>																																											

○保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号) 別紙様式第14号

改正案	現行																																								
<p>(3) <u>1株当たり中間純利益又は中間純損失の額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益の額(銭単位まで記載すること。)</u></p> <p>(4) <u>以上のほか、保険持株会社及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項</u></p> <p>3 <u>特定取引収益及び特定取引費用は、子会社等が規則第53条の6の2其他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用について記載すること。なお、特定取引勘定設置会社分については商品有価証券運用益及び商品有価証券運用損への計数の記載は行わない。</u></p> <p>4 <u>中間連結損益及び包括利益計算書を初めて記載した年度においては、その直前の年度におけるその他の包括利益及びその内訳項目並びに中間包括利益及びその内訳項目の金額を注記すること。</u></p> <p>5 <u>法令等に基づき、又は保険持株会社及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。</u></p> <p>6 <u>総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。</u></p> <p>7 <u>その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>5 中間連結株主資本等変動計算書</p> <p style="text-align: center;">年度中 (年 月 日から 年 月 日まで) 中間連結株主資本等変動計算書</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:70%;">科 目</th> <th style="width:30%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>当中間期末残高</td> <td style="text-align: right;">×××</td> </tr> <tr> <td><u>その他の包括利益累計額</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td> <u>その他有価証券評価差額金</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>当中間期末残高</td> <td style="text-align: right;">×××</td> </tr> <tr> <td><u>その他の包括利益累計額合計</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>前期末残高</td> <td style="text-align: right;">×××</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 <u>その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えて合計額を、前連結会計年度末残高、中間連結会計期間中の変動額及び中間連結会計期間末残高に区分して記載することができる。この場</u></p>	科 目	金 額	(略)	(略)	当中間期末残高	×××	<u>その他の包括利益累計額</u>		<u>その他有価証券評価差額金</u>		(略)	(略)	当中間期末残高	×××	<u>その他の包括利益累計額合計</u>		前期末残高	×××	(略)	(略)	<p>4 (略)</p> <p>5 中間連結株主資本等変動計算書</p> <p style="text-align: center;">年度中 (年 月 日から 年 月 日まで) 中間連結株主資本等変動計算書</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:70%;">科 目</th> <th style="width:30%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>当中間期末残高</td> <td style="text-align: right;">×××</td> </tr> <tr> <td><u>評価・換算差額等</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td> <u>その他有価証券評価差額金</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>当中間期末残高</td> <td style="text-align: right;">×××</td> </tr> <tr> <td><u>評価・換算差額等合計</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>前期末残高</td> <td style="text-align: right;">×××</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 <u>評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて合計額を、前連結会計年度末残高、中間連結会計期間中の変動額及び中間連結会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合に</u></p>	科 目	金 額	(略)	(略)	当中間期末残高	×××	<u>評価・換算差額等</u>		<u>その他有価証券評価差額金</u>		(略)	(略)	当中間期末残高	×××	<u>評価・換算差額等合計</u>		前期末残高	×××	(略)	(略)
科 目	金 額																																								
(略)	(略)																																								
当中間期末残高	×××																																								
<u>その他の包括利益累計額</u>																																									
<u>その他有価証券評価差額金</u>																																									
(略)	(略)																																								
当中間期末残高	×××																																								
<u>その他の包括利益累計額合計</u>																																									
前期末残高	×××																																								
(略)	(略)																																								
科 目	金 額																																								
(略)	(略)																																								
当中間期末残高	×××																																								
<u>評価・換算差額等</u>																																									
<u>その他有価証券評価差額金</u>																																									
(略)	(略)																																								
当中間期末残高	×××																																								
<u>評価・換算差額等合計</u>																																									
前期末残高	×××																																								
(略)	(略)																																								

○保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号) 別紙様式第14号

改正案	現行
<p>合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。</p> <p>5 <u>その他の包括利益累計額</u>及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。</p> <p>6 (略)</p>	<p>は、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。</p> <p>5 <u>評価・換算差額等</u>及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。</p> <p>6 (略)</p>

○保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号) 別紙様式第15号

改正案	現行																																																																
<p>別紙様式第15号 (第210条の10関係) (日本工業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 連結財務諸表</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 <u>連結損益計算書及び連結包括利益計算書</u></p> <p>4・5 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 この様式中、「第2の2 連結貸借対照表」、「第2の3 <u>連結損益計算書及び連結包括利益計算書</u>」、「第2の4 連結キャッシュ・フロー計算書」及び「第2の5 連結株主資本等変動計算書」に注記すべき事項は、「第2の5 連結株主資本等変動計算書」の次に一括して記載することができる。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第2 連結財務諸表</p> <p>1 (略)</p> <p>2 連結貸借対照表</p> <p style="text-align: right;">年度 (年 月 日現在) 連結貸借対照表</p> <p>(1) (生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等)</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:12.5%;">金 額</th> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:12.5%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">為 替 換 算 調 整 勘 定 その他の包括利益累計額合計</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">新 株 予 約 権</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) (損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等)</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:12.5%;">金 額</th> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:12.5%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">為 替 換 算 調 整 勘 定 その他の包括利益累計額合計</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	科 目	金 額	(略)		(略)				為 替 換 算 調 整 勘 定 その他の包括利益累計額合計		(略)		新 株 予 約 権				(略)		科 目	金 額	科 目	金 額	(略)		(略)				為 替 換 算 調 整 勘 定 その他の包括利益累計額合計		<p>別紙様式第15号 (第210条の10関係) (日本工業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 連結財務諸表</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 <u>連結損益計算書</u></p> <p>4・5 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 この様式中、「第2の2 連結貸借対照表」、「第2の3 <u>連結損益計算書</u>」、「第2の4 連結キャッシュ・フロー計算書」及び「第2の5 連結株主資本等変動計算書」に注記すべき事項は、「第2の5 連結株主資本等変動計算書」の次に一括して記載することができる。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第2 連結財務諸表</p> <p>1 (略)</p> <p>2 連結貸借対照表</p> <p style="text-align: right;">年度 (年 月 日現在) 連結貸借対照表</p> <p>(1) (生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等)</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:12.5%;">金 額</th> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:12.5%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">為 替 換 算 調 整 勘 定 評価・換算差額等合計</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">新 株 予 約 権</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) (損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等)</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:12.5%;">金 額</th> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:12.5%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">為 替 換 算 調 整 勘 定 評価・換算差額等合計</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	科 目	金 額	(略)		(略)				為 替 換 算 調 整 勘 定 評価・換算差額等合計		(略)		新 株 予 約 権				(略)		科 目	金 額	科 目	金 額	(略)		(略)				為 替 換 算 調 整 勘 定 評価・換算差額等合計	
科 目	金 額	科 目	金 額																																																														
(略)		(略)																																																															
		為 替 換 算 調 整 勘 定 その他の包括利益累計額合計																																																															
(略)		新 株 予 約 権																																																															
		(略)																																																															
科 目	金 額	科 目	金 額																																																														
(略)		(略)																																																															
		為 替 換 算 調 整 勘 定 その他の包括利益累計額合計																																																															
科 目	金 額	科 目	金 額																																																														
(略)		(略)																																																															
		為 替 換 算 調 整 勘 定 評価・換算差額等合計																																																															
(略)		新 株 予 約 権																																																															
		(略)																																																															
科 目	金 額	科 目	金 額																																																														
(略)		(略)																																																															
		為 替 換 算 調 整 勘 定 評価・換算差額等合計																																																															

改正案				現行			
(略)		新株予約権 (略)		(略)		新株予約権 (略)	
(略)				(略)			
3 連結損益計算書及び連結包括利益計算書				3 連結損益計算書			
年度 (<u>年 月 日から</u>) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書 <u>年 月 日まで</u>				年度 (<u>年 月 日から</u>) 連結損益計算書 <u>年 月 日まで</u>			
(記載上の注意)				(1) (生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等)			
「連結損益計算書」及び「連結包括利益計算書」は、両計算書を構成する項目を単一の計算書に表示する方法により、「連結損益及び包括利益計算書」として記載することができる。				(単位：百万円)			
(1) (生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等—連結損益計算書)							
(単位：百万円)							
科 目		金 額		科 目		金 額	
経常収益				経常収益			
保険料等収入				保険料等収入			
資産運用収益				資産運用収益			
利息及び配当金等収入				利息及び配当金等収入			
特定取引収益				特定取引収益			
商品有価証券運用益				商品有価証券運用益			
金銭の信託運用益				金銭の信託運用益			
売買目的有価証券運用益				売買目的有価証券運用益			
有価証券売却益				有価証券売却益			
有価証券償還益				有価証券償還益			
金融派生商品収益				金融派生商品収益			
為替差益				為替差益			
その他運用収益				その他運用収益			
特別勘定資産運用益				特別勘定資産運用益			
その他経常収益				その他経常収益			
経常費用				経常費用			
保険金等支払金				保険金等支払金			
保険年金				保険年金			
給付金				給付金			
解約返戻金				解約返戻金			
その他返戻金				その他返戻金			
責任準備金等繰入額				責任準備金等繰入額			
支払備金繰入額				支払備金繰入額			
責任準備金繰入額				責任準備金繰入額			
契約者配当金積立利息繰入額				契約者配当金積立利息繰入額			
資産運用費用				資産運用費用			
支払利息				支払利息			

改正案		現行	
責任準備金繰入額		特定取引費用	
契約者配当金積立利息繰入額		商品有価証券運用損	
資産運用費用		金銭の信託運用損	
支払利息		売買目的有価証券運用損	
特定取引費用		有価証券売却損	
商品有価証券運用損		有価証券評価損	
金銭の信託運用損		有価証券償還損	
売買目的有価証券運用損		金融派生商品費用	
有価証券売却損		為替差損	
有価証券評価損		貸倒引当金繰入額	
有価証券償還損		貸付金償却	
金融派生商品費用		貸貸用不動産等減価償却費	
為替差損		その他運用費用	
貸倒引当金繰入額		特別勘定資産運用損	
貸付金償却		事業費用	
貸貸用不動産等減価償却費		その他経常費用	
その他運用費用			
特別勘定資産運用損		経常利益(又は経常損失)	
事業費用		特別利益	
その他経常費用		固定資産等処分益	
		負ののれん発生益	
		保険業法第112条評価益	
		その他特別利益	
経常利益(又は経常損失)		特別損失	
特別利益		固定資産等処分損	
固定資産等処分益		減損損失	
負ののれん発生益		価格変動準備金繰入額	
保険業法第112条評価益		金融商品取引責任準備金繰入額	
その他特別利益		不動産圧縮損	
		その他特別損失	
特別損失		契約者配当準備金繰入額	
固定資産等処分損		税金等調整前当期純利益(又は税金等調整前当期純損失)	
減損損失		法人税及び住民税等	
価格変動準備金繰入額		法人税等調整額	
金融商品取引責任準備金繰入額		法人税等合計	
不動産圧縮損		少数株主損益調整前当期純利益(又は少数株主損益調整前当期純損失)	
その他特別損失		少数株主利益(又は少数株主損失)	
		当期純利益(又は当期純損失)	
契約者配当準備金繰入額			
税金等調整前当期純利益(又は税金等調整前当期純損失)			
法人税及び住民税等			
法人税等調整額			
法人税等合計			
少数株主損益調整前当期純利益			

改正案		現行	
(又は少数株主損益調整前当期純損失) 少数株主利益(又は少数株主損失) 当期純利益(又は当期純損失)		(2) (損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等) (単位:百万円)	
(2) (損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等-連結損益計算書) (単位:百万円)		(単位:百万円)	
科 目	金 額	科 目	金 額
経常収益 保険引受収益 正味収入保険料 収入積立保険料 積立保険料等運用益 生命保険料 その他保険引受収益 資産運用収益 利息及び配当金収入 特定取引収益 商品有価証券運用益 金銭の信託運用益 売買目的有価証券運用益 有価証券売却益 有価証券償還益 金融派生商品収益 特別勘定資産運用益 その他運用収益 積立保険料等運用益振替 その他経常収益		経常収益 保険引受収益 正味収入保険料 収入積立保険料 積立保険料等運用益 生命保険料 その他保険引受収益 資産運用収益 利息及び配当金収入 特定取引収益 商品有価証券運用益 金銭の信託運用益 売買目的有価証券運用益 有価証券売却益 有価証券償還益 金融派生商品収益 特別勘定資産運用益 その他運用収益 積立保険料等運用益振替 その他経常収益	
経常費用 保険引受費用 正味支払保険金 損害調査費 諸手数料及び集金費 満期返戻金 契約者配当金 生命保険金等 支払備金繰入額 責任準備金等繰入額 その他保険引受費用 資産運用費用 特定取引費用		経常費用 保険引受費用 正味支払保険金 損害調査費 諸手数料及び集金費 満期返戻金 契約者配当金 生命保険金等 支払備金繰入額 責任準備金等繰入額 その他保険引受費用 資産運用費用 特定取引費用 商品有価証券運用損 金銭の信託運用損 売買目的有価証券運用損 有価証券売却損	

改正案		現行	
商品有価証券運用損 金銭の信託運用損 売買目的有価証券運用損 有価証券売却損 有価証券評価損 有価証券償還損 金融派生商品費用 特別勘定資産運用損 その他運用費用 営業費及び一般管理費 その他経常費用 支払利息 貸倒引当金繰入額 貸倒損失 その他経常費用		有価証券評価損 有価証券償還損 金融派生商品費用 特別勘定資産運用損 その他運用費用 営業費及び一般管理費 その他経常費用 支払利息 貸倒引当金繰入額 貸倒損失 その他経常費用	
経常利益(又は経常損失)		経常利益(又は経常損失)	
特別利益 固定資産処分益 負ののれん発生益 保険業法第112条評価益 その他特別利益		特別利益 固定資産処分益 負ののれん発生益 保険業法第112条評価益 その他特別利益	
特別損失 固定資産処分損 減損損失 価格変動準備金繰入額 金融商品取引責任準備金繰入額 不動産等圧縮損 その他特別損失		特別損失 固定資産処分損 減損損失 価格変動準備金繰入額 金融商品取引責任準備金繰入額 不動産圧縮損 その他特別損失	
税金等調整前当期純利益 (又は税金等調整前当期純損失) 法人税及び住民税等 法人税等調整額 法人税等合計 少数株主損益調整前当期純利益 (又は少数株主損益調整前当期純損失) 少数株主利益(又は少数株主損失) 当期純利益(又は当期純損失)		税金等調整前当期純利益(又は税金等調整前当期純損失) 法人税及び住民税等 法人税等調整額 法人税等合計 少数株主損益調整前当期純利益 (又は少数株主損益調整前当期純損失) 少数株主利益(又は少数株主損失) 当期純利益(又は当期純損失)	
(記載上の注意)		(記載上の注意)	
1 保険持株会社及びその子会社等の主たる事業が生命保険業である場合には上記の(1)によ		1 保険持株会社及びその子会社等の主たる事業が生命保険業である場合には上記の(1)によ	

1 保険持株会社及びその子会社等の主たる事業が生命保険業である場合には上記の(1)により、損害保険業である場合には上記の(2)により、保険業以外の事業である場合には、当該事業を営む会社の連結財務諸表について適用される法令等に定める分類に準じて記載すること。この場合においては、当該法令等を注記すること。ただし、保険業に係る収益及び費用の状態を明らかにするために必要な科目については、適切な場所に記載すること。

○保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号) 別紙様式第15号

改正案	現行																				
<p>り、損害保険業である場合には上記の(2)により、保険業以外の事業である場合には、当該事業を営む会社の連結財務諸表について適用される法令等に定める分類に準じて記載すること。この場合においては、当該法令等を注記すること。ただし、保険業に係る収益及び費用の状態を明らかにするために必要な科目については、適切な場所に記載すること。</p> <p>2 次の事項を注記すること。ただし、連結貸借対照表に記載したものは、この限りでない。</p> <p>(1) <u>連結損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りではない。</u></p> <p>(2) <u>会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)</u></p> <p>① <u>会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が連結財務諸表に与えている影響の内容</u></p> <p>② <u>表示方法を変更したときは、その内容</u></p> <p>(3) <u>1株当たり当期純利益又は当期純損失の額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の額(銭単位まで記載すること。)</u></p> <p>(4) <u>以上のほか、保険持株会社及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項</u></p> <p>3 <u>特定取引収益及び特定取引費用は、子会社等が規則第53条の6の2その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用について記載すること。なお、特定取引勘定設置会社分については商品有価証券運用益及び商品有価証券運用損への計数の記載は行わない。</u></p> <p>4 <u>法令等に基づき、又は保険持株会社及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。</u></p> <p>5 <u>総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。</u></p>	<p>2 次の事項を注記すること。ただし、連結貸借対照表に記載したものは、この限りでない。</p> <p>(1) <u>連結損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りではない。</u></p> <p>(2) <u>会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)</u></p> <p>① <u>会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が連結財務諸表に与えている影響の内容</u></p> <p>② <u>表示方法を変更したときは、その内容</u></p> <p>(3) <u>1株当たり当期純利益又は当期純損失の額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の額(銭単位まで記載すること。)</u></p> <p>(4) <u>以上のほか、保険持株会社及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項</u></p> <p>3 <u>特定取引収益及び特定取引費用は、子会社等が規則第53条の6の2その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用について記載すること。なお、特定取引勘定設置会社分については商品有価証券運用益及び商品有価証券運用損への計数の記載は行わない。</u></p> <p>4 <u>法令等に基づき、又は保険持株会社及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。</u></p> <p>5 <u>総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。</u></p>																				
<p>(3) (保険持株会社及びその子会社等—連結包括利益計算書) (単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="222 1193 1347 1638"> <thead> <tr> <th data-bbox="227 1197 954 1240">科 目</th> <th data-bbox="960 1197 1341 1240">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="227 1244 954 1317">少数株主損益調整前当期純利益 (又は少数株主損益調整前当期純損失)</td> <td data-bbox="960 1244 1341 1317"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="227 1321 954 1356">その他の包括利益</td> <td data-bbox="960 1321 1341 1356"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="227 1360 954 1394">その他有価証券評価差額金</td> <td data-bbox="960 1360 1341 1394"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="227 1398 954 1433">繰延ヘッジ損益</td> <td data-bbox="960 1398 1341 1433"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="227 1437 954 1472">為替換算調整勘定</td> <td data-bbox="960 1437 1341 1472"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="227 1476 954 1510">持分法適用会社に対する持分相当額</td> <td data-bbox="960 1476 1341 1510"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="227 1514 954 1549">包括利益</td> <td data-bbox="960 1514 1341 1549"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="227 1553 954 1588">親会社株主に係る包括利益</td> <td data-bbox="960 1553 1341 1588"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="227 1591 954 1626">少数株主に係る包括利益</td> <td data-bbox="960 1591 1341 1626"></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 <u>連結包括利益計算書を初めて記載した年度においては、その直前の年度におけるその他の包括利益及びその内訳項目並びに包括利益及びその内訳項目の金額を注記すること。</u></p> <p>2 <u>法令等に基づき、又は保険持株会社及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、</u></p>	科 目	金 額	少数株主損益調整前当期純利益 (又は少数株主損益調整前当期純損失)		その他の包括利益		その他有価証券評価差額金		繰延ヘッジ損益		為替換算調整勘定		持分法適用会社に対する持分相当額		包括利益		親会社株主に係る包括利益		少数株主に係る包括利益		
科 目	金 額																				
少数株主損益調整前当期純利益 (又は少数株主損益調整前当期純損失)																					
その他の包括利益																					
その他有価証券評価差額金																					
繰延ヘッジ損益																					
為替換算調整勘定																					
持分法適用会社に対する持分相当額																					
包括利益																					
親会社株主に係る包括利益																					
少数株主に係る包括利益																					

○保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号) 別紙様式第15号

改正案	現行																																
<p>その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。</p> <p>3 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。</p> <p>4 その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。</p>																																	
<p>〔「連結損益計算書」及び「連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕</p>																																	
<p>(4) (生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等</p>																																	
<p>一連結損益及び包括利益計算書) (単位：百万円)</p>																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>科 目</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>経常収益</td><td></td></tr> <tr><td>保険料等収入</td><td></td></tr> <tr><td>資産運用収益</td><td></td></tr> <tr><td>利息及び配当金収入</td><td></td></tr> <tr><td>特定取引収益</td><td></td></tr> <tr><td>商品有価証券運用益</td><td></td></tr> <tr><td>金銭の信託運用益</td><td></td></tr> <tr><td>売買目的有価証券運用益</td><td></td></tr> <tr><td>有価証券売却益</td><td></td></tr> <tr><td>有価証券償還益</td><td></td></tr> <tr><td>金融派生商品収益</td><td></td></tr> <tr><td>為替差益</td><td></td></tr> <tr><td>その他運用収益</td><td></td></tr> <tr><td>特別勘定資産運用益</td><td></td></tr> <tr><td>その他経常収益</td><td></td></tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	経常収益		保険料等収入		資産運用収益		利息及び配当金収入		特定取引収益		商品有価証券運用益		金銭の信託運用益		売買目的有価証券運用益		有価証券売却益		有価証券償還益		金融派生商品収益		為替差益		その他運用収益		特別勘定資産運用益		その他経常収益		
科 目	金 額																																
経常収益																																	
保険料等収入																																	
資産運用収益																																	
利息及び配当金収入																																	
特定取引収益																																	
商品有価証券運用益																																	
金銭の信託運用益																																	
売買目的有価証券運用益																																	
有価証券売却益																																	
有価証券償還益																																	
金融派生商品収益																																	
為替差益																																	
その他運用収益																																	
特別勘定資産運用益																																	
その他経常収益																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>科 目</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>経常費用</td><td></td></tr> <tr><td>保険金等支払金</td><td></td></tr> <tr><td>保険年金</td><td></td></tr> <tr><td>給付金</td><td></td></tr> <tr><td>解約返戻金</td><td></td></tr> <tr><td>その他返戻金</td><td></td></tr> <tr><td>責任準備金等繰入額</td><td></td></tr> <tr><td>支払備金繰入額</td><td></td></tr> <tr><td>責任準備金繰入額</td><td></td></tr> <tr><td>契約者配当金積立利息繰入額</td><td></td></tr> <tr><td>資産運用費用</td><td></td></tr> <tr><td>支払利息</td><td></td></tr> <tr><td>特定取引費用</td><td></td></tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	経常費用		保険金等支払金		保険年金		給付金		解約返戻金		その他返戻金		責任準備金等繰入額		支払備金繰入額		責任準備金繰入額		契約者配当金積立利息繰入額		資産運用費用		支払利息		特定取引費用						
科 目	金 額																																
経常費用																																	
保険金等支払金																																	
保険年金																																	
給付金																																	
解約返戻金																																	
その他返戻金																																	
責任準備金等繰入額																																	
支払備金繰入額																																	
責任準備金繰入額																																	
契約者配当金積立利息繰入額																																	
資産運用費用																																	
支払利息																																	
特定取引費用																																	

改正案	現行
商 品 有 価 証 券 運 用 損 金 銭 の 信 託 運 用 損 売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 損 有 価 証 券 売 却 損 有 価 証 券 評 価 損 有 価 証 券 償 還 損 金 融 派 生 商 品 費 用 為 替 差 損 貸 倒 引 当 金 繰 入 額 貸 付 金 償 却 賃 貸 用 不 動 産 等 減 価 償 却 費 そ の 他 運 用 費 用 特 別 勘 定 資 産 運 用 損 事 業 費 そ の 他 経 常 費 用	
経常利益 (又は経常損失)	
特 別 利 益 固 定 資 産 等 処 分 益 負 の の れ ん 発 生 益 保 険 業 法 第 1 1 2 条 評 価 益 そ の 他 特 別 利 益	
特 別 損 失 固 定 資 産 等 処 分 損 減 損 損 失 価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額 金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額 不 動 産 圧 縮 損 そ の 他 特 別 損 失	
契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益 (又 は 税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失) 法 人 税 及 び 住 民 税 等 法 人 税 等 調 整 額 法 人 税 等 合 計 少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益 (又 は 少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 損 失) 少 数 株 主 利 益 (又 は 少 数 株 主 損 失) 当 期 純 利 益 (又 は 当 期 純 損 失)	
少 数 株 主 利 益 (又 は 少 数 株 主 損 失) 少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益	

改正案		現行																																																								
(又は少数株主損益調整前当期純損失) その他の包括利益 その他有価証券評価差額金 繰延ヘッジ損益 為替換算調整勘定 持分法適用会社に対する持分相当額 包括利益 親会社株主に係る包括利益 少数株主に係る包括利益																																																										
(5) (損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等 一連結損益及び包括利益計算書) (単位:百万円)																																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経常収益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保険引受収益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>正味収入保険料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>収入積立保険料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>積立保険料等運用益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生命保険料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他保険引受収益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>資産運用収益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利息及び配当金収入</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定取引収益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>商品有価証券運用益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>金銭の信託運用益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>売買目的有価証券運用益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有価証券売却益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有価証券償還益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>金融派生商品収益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別勘定資産運用益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他運用収益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>積立保険料等運用益振替</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他経常収益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>経常費用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保険引受費用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>正味支払保険金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>損害調査費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>諸手数料及び集金費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>満期戻金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>契約者配当金</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		科目	金額	経常収益		保険引受収益		正味収入保険料		収入積立保険料		積立保険料等運用益		生命保険料		その他保険引受収益		資産運用収益		利息及び配当金収入		特定取引収益		商品有価証券運用益		金銭の信託運用益		売買目的有価証券運用益		有価証券売却益		有価証券償還益		金融派生商品収益		特別勘定資産運用益		その他運用収益		積立保険料等運用益振替		その他経常収益		経常費用		保険引受費用		正味支払保険金		損害調査費		諸手数料及び集金費		満期戻金		契約者配当金		
科目	金額																																																									
経常収益																																																										
保険引受収益																																																										
正味収入保険料																																																										
収入積立保険料																																																										
積立保険料等運用益																																																										
生命保険料																																																										
その他保険引受収益																																																										
資産運用収益																																																										
利息及び配当金収入																																																										
特定取引収益																																																										
商品有価証券運用益																																																										
金銭の信託運用益																																																										
売買目的有価証券運用益																																																										
有価証券売却益																																																										
有価証券償還益																																																										
金融派生商品収益																																																										
特別勘定資産運用益																																																										
その他運用収益																																																										
積立保険料等運用益振替																																																										
その他経常収益																																																										
経常費用																																																										
保険引受費用																																																										
正味支払保険金																																																										
損害調査費																																																										
諸手数料及び集金費																																																										
満期戻金																																																										
契約者配当金																																																										

改正案	現行
<p>生 命 保 險 金 等 支 払 備 金 繰 入 額 責 任 準 備 金 等 繰 入 額 そ の 他 保 險 引 受 費 用 資 産 運 用 費 用 特 定 取 引 費 用 商 品 有 価 証 券 運 用 損 金 銭 の 信 託 運 用 損 売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 損 有 価 証 券 売 却 損 有 価 証 券 評 価 損 有 価 証 券 償 還 損 金 融 派 生 商 品 費 用 特 別 勘 定 資 産 運 用 損 そ の 他 運 用 費 用 営 業 費 及 び 一 般 管 理 費 そ の 他 経 常 費 用 支 払 利 息 貸 倒 引 当 金 繰 入 額 貸 倒 損 失 そ の 他 の 経 常 費 用</p>	
<p>経常利益 (又は経常損失)</p>	
<p>特 別 利 益 固 定 資 産 処 分 益 負 の の れ ん 発 生 益 保 険 業 法 第 1 1 2 条 評 価 益 そ の 他 特 別 利 益</p>	
<p>特 別 損 失 固 定 資 産 処 分 損 減 損 損 失 価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額 金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額 不 動 産 等 圧 縮 損 そ の 他 特 別 損 失</p>	
<p>税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益 (又 は 税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失) 法 人 税 及 び 住 民 税 等 法 人 税 等 調 整 額 法 人 税 等 合 計 少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益</p>	

○保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号) 別紙様式第15号

改正案	現行																												
<table border="1"> <tr> <td>(又は少数株主損益調整前当期純損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>少数株主利益(又は少数株主損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>当期純利益(又は当期純損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>少数株主利益(又は少数株主損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>少数株主損益調整前当期純利益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(又は少数株主損益調整前当期純損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の包括利益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の有価証券評価差額金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>繰延ヘッジ損益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>為替換算調整勘定</td> <td></td> </tr> <tr> <td>持分法適用会社に対する持分相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>包括利益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>親会社株主に係る包括利益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>少数株主に係る包括利益</td> <td></td> </tr> </table>	(又は少数株主損益調整前当期純損失)		少数株主利益(又は少数株主損失)		当期純利益(又は当期純損失)		少数株主利益(又は少数株主損失)		少数株主損益調整前当期純利益		(又は少数株主損益調整前当期純損失)		その他の包括利益		その他の有価証券評価差額金		繰延ヘッジ損益		為替換算調整勘定		持分法適用会社に対する持分相当額		包括利益		親会社株主に係る包括利益		少数株主に係る包括利益		
(又は少数株主損益調整前当期純損失)																													
少数株主利益(又は少数株主損失)																													
当期純利益(又は当期純損失)																													
少数株主利益(又は少数株主損失)																													
少数株主損益調整前当期純利益																													
(又は少数株主損益調整前当期純損失)																													
その他の包括利益																													
その他の有価証券評価差額金																													
繰延ヘッジ損益																													
為替換算調整勘定																													
持分法適用会社に対する持分相当額																													
包括利益																													
親会社株主に係る包括利益																													
少数株主に係る包括利益																													
<p>(記載上の注意)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保険持株会社及びその子会社等の主たる事業が生命保険業である場合には上記の(4)により、損害保険業である場合には上記の(5)により、保険業以外の事業である場合には、当該事業を営む会社の中間連結財務諸表について適用される法令等に定める分類に準じて記載すること。この場合においては、当該法令等を注記すること。ただし、保険業に係る収益及び費用の状態を明らかにするために必要な科目については、適切な場所に記載すること。 2 次の事項を注記すること。ただし、連結貸借対照表に記載したものは、この限りでない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 連結損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りではない。 (2) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。) <ol style="list-style-type: none"> ① 会計処理の原則又は手続を変更したとき(当連結会計期間の直前の連結会計年度に係る連結財務諸表作成に当たり会計処理の原則又は手続について変更が行われており、当連結会計期間の直前の連結会計期間に係る連結財務諸表作成上の会計処理の原則又は手続との間に相違がみられるときを含む。)は、その旨、変更の理由及び当該変更が連結財務諸表に与えている影響の内容 ② 表示方法を変更したときは、その内容 (3) 1株当たり当期純利益又は当期純損失の額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の額(銭単位まで記載すること。) (4) 以上のほか、保険持株会社及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項 3 特定取引収益及び特定取引費用は、子会社等が規則第53条の6の2その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用について記載すること。なお、特定取引勘定設置会社分については商品有価証券運用益及び商品有価証券運用損への計数の記載は行わない。 4 連結包括利益計算書を初めて記載した年度においては、その直前の年度におけるその他の包括利益及びその内訳項目並びに包括利益及びその内訳項目の金額を注記すること。 5 法令等に基づき、又は保険持株会社及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必 																													

○保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号) 別紙様式第15号

改正案	現行																																								
<p><u>要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。</u></p> <p>6 <u>総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。</u></p> <p>7 <u>その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>5 連結株主資本等変動計算書</p> <p style="text-align: center;">年度 (年 月 日から) 連結株主資本等変動計算書 (年 月 日まで)</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:80%;">科 目</th> <th style="width:20%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>当期末残高</td> <td style="text-align: right;">×××</td> </tr> <tr> <td><u>その他の包括利益累計額</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td> その他有価証券評価差額金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> (略)</td> <td style="text-align: right;">(略)</td> </tr> <tr> <td> 当期末残高</td> <td style="text-align: right;">×××</td> </tr> <tr> <td><u>その他の包括利益累計額合計</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 前期末残高</td> <td style="text-align: right;">×××</td> </tr> <tr> <td> (略)</td> <td style="text-align: right;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 <u>その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えて合計額を、前連結会計年度末残高、連結会計年度中の変動額及び連結会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。</u></p> <p>5 <u>その他の包括利益累計額及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。</u></p> <p>6 (略)</p>	科 目	金 額	(略)	(略)	当期末残高	×××	<u>その他の包括利益累計額</u>		その他有価証券評価差額金		(略)	(略)	当期末残高	×××	<u>その他の包括利益累計額合計</u>		前期末残高	×××	(略)	(略)	<p>4 (略)</p> <p>5 連結株主資本等変動計算書</p> <p style="text-align: center;">年度 (年 月 日から) 連結株主資本等変動計算書 (年 月 日まで)</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:80%;">科 目</th> <th style="width:20%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>当期末残高</td> <td style="text-align: right;">×××</td> </tr> <tr> <td><u>評価・換算差額等</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td> その他有価証券評価差額金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> (略)</td> <td style="text-align: right;">(略)</td> </tr> <tr> <td> 当期末残高</td> <td style="text-align: right;">×××</td> </tr> <tr> <td><u>評価・換算差額等合計</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 前期末残高</td> <td style="text-align: right;">×××</td> </tr> <tr> <td> (略)</td> <td style="text-align: right;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 <u>評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて合計額を、前連結会計年度末残高、連結会計年度中の変動額及び連結会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。</u></p> <p>5 <u>評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。</u></p> <p>6 (略)</p>	科 目	金 額	(略)	(略)	当期末残高	×××	<u>評価・換算差額等</u>		その他有価証券評価差額金		(略)	(略)	当期末残高	×××	<u>評価・換算差額等合計</u>		前期末残高	×××	(略)	(略)
科 目	金 額																																								
(略)	(略)																																								
当期末残高	×××																																								
<u>その他の包括利益累計額</u>																																									
その他有価証券評価差額金																																									
(略)	(略)																																								
当期末残高	×××																																								
<u>その他の包括利益累計額合計</u>																																									
前期末残高	×××																																								
(略)	(略)																																								
科 目	金 額																																								
(略)	(略)																																								
当期末残高	×××																																								
<u>評価・換算差額等</u>																																									
その他有価証券評価差額金																																									
(略)	(略)																																								
当期末残高	×××																																								
<u>評価・換算差額等合計</u>																																									
前期末残高	×××																																								
(略)	(略)																																								

改正案	現行																																																
<p>別紙様式第16号の19（第211条の36第4項関係） （日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 中間連結財務諸表</p> <p style="padding-left: 20px;">1・2 （略）</p> <p style="padding-left: 20px;">3 <u>中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書</u></p> <p style="padding-left: 20px;">4～6 （略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 この様式中、「第2の2 中間連結貸借対照表」、「第2の3 <u>中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書</u>」、「第2の4 中間連結キャッシュ・フロー計算書」、「第2の5 中間連結株主資本等変動計算書」及び「第2の6 中間連結基金等変動計算書」に注記すべき事項は、「第2の6 中間連結基金等変動計算書」の次に一括して記載することができる。</p> <p>5 上場会社等（金融商品取引法第24条の4の7第1項の規定により四半期報告書（同項に規定する四半期報告書をいう。以下この5において同じ。）を提出しなければならない会社（同条第2項の規定により四半期報告書を提出する会社を含む。）をいう。）である少額短期保険業者にあつては、この様式中、「第2の2 中間連結貸借対照表」、「第2の3 <u>中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書</u>」、「第2の4 中間連結キャッシュ・フロー計算書」、「第2の5 中間連結株主資本等変動計算書」、「第2の6 中間連結基金等変動計算書」については、一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準じて作成すること。</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 中間連結財務諸表</p> <p style="padding-left: 20px;">1 （略）</p> <p style="padding-left: 20px;">2 中間連結貸借対照表</p> <p style="padding-left: 40px;">年度中（ 年 月 日現在）中間連結貸借対照表</p> <p style="padding-left: 20px;">（1）少額短期保険株式会社及びその子会社等</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:25%;">金 額</th> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:25%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td></td> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>土地再評価差額金</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td><u>その他の包括利益累計額合計</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>新株予約権</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td></td> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（記載上の注意） （略）</p>	科 目	金 額	科 目	金 額	（略）		（略）				土地再評価差額金				<u>その他の包括利益累計額合計</u>				新株予約権		（略）		（略）		<p>別紙様式第16号の19（第211条の36第4項関係） （日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 中間連結財務諸表</p> <p style="padding-left: 20px;">1・2 （略）</p> <p style="padding-left: 20px;">3 <u>中間連結損益計算書</u></p> <p style="padding-left: 20px;">4～6 （略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 この様式中、「第2の2 中間連結貸借対照表」、「第2の3 <u>中間連結損益計算書</u>」、「第2の4 中間連結キャッシュ・フロー計算書」、「第2の5 中間連結株主資本等変動計算書」及び「第2の6 中間連結基金等変動計算書」に注記すべき事項は、「第2の6 中間連結基金等変動計算書」の次に一括して記載することができる。</p> <p>5 上場会社等（金融商品取引法第24条の4の7第1項の規定により四半期報告書（同項に規定する四半期報告書をいう。以下この5において同じ。）を提出しなければならない会社（同条第2項の規定により四半期報告書を提出する会社を含む。）をいう。）である少額短期保険業者にあつては、この様式中、「第2の2 中間連結貸借対照表」、「第2の3 <u>中間連結損益計算書</u>」、「第2の4 中間連結キャッシュ・フロー計算書」、「第2の5 中間連結株主資本等変動計算書」、「第2の6 中間連結基金等変動計算書」については、一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準じて作成すること。</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 中間連結財務諸表</p> <p style="padding-left: 20px;">1 （略）</p> <p style="padding-left: 20px;">2 中間連結貸借対照表</p> <p style="padding-left: 40px;">年度中（ 年 月 日現在）中間連結貸借対照表</p> <p style="padding-left: 20px;">（1）少額短期保険株式会社及びその子会社等</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:25%;">金 額</th> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:25%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td></td> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>土地再評価差額金</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td><u>評価・換算差額等合計</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>新株予約権</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td></td> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（記載上の注意） （略）</p>	科 目	金 額	科 目	金 額	（略）		（略）				土地再評価差額金				<u>評価・換算差額等合計</u>				新株予約権		（略）		（略）	
科 目	金 額	科 目	金 額																																														
（略）		（略）																																															
		土地再評価差額金																																															
		<u>その他の包括利益累計額合計</u>																																															
		新株予約権																																															
（略）		（略）																																															
科 目	金 額	科 目	金 額																																														
（略）		（略）																																															
		土地再評価差額金																																															
		<u>評価・換算差額等合計</u>																																															
		新株予約権																																															
（略）		（略）																																															

改正案				現行																																							
(2) 少額短期保険相互会社及びその子会社等 (単位：千円)				(2) 少額短期保険相互会社及びその子会社等 (単位：千円)																																							
科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額																																				
(略)		(略)		(略)		(略)																																					
		土地再評価差額金		土地再評価差額金		土地再評価差額金																																					
		<u>その他の包括利益累計額合計</u>		<u>評価・換算差額等合計</u>		<u>評価・換算差額等合計</u>																																					
		少数株主持分		少数株主持分		少数株主持分																																					
(略)		(略)		(略)		(略)																																					
(記載上の注意)				(記載上の注意)																																							
(略)				(略)																																							
3 中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書				3 中間連結損益計算書																																							
年度中 (<u>年 月 日から</u> <u>年 月 日まで</u>) 中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書				年度中 (<u>年 月 日から</u> <u>年 月 日まで</u>) 中間連結損益計算書																																							
(記載上の注意)				(1) 少額短期保険株式会社及びその子会社等 (単位：千円)																																							
「中間連結損益計算書」及び「中間連結包括利益計算書」は、両計算書を構成する項目を単一の計算書に表示する方法により、「中間連結損益及び包括利益計算書」として記載することができる。				<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 75%; text-align: center;">科 目</th> <th style="width: 25%; text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>経常収益</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>保険料等収入</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td> <u>保険料</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td> <u>再保険収入</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>資産運用収益</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>その他経常収益</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>経常費用</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>保険金等支払金</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td> <u>保険金等</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td> <u>解約返戻金等</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td> <u>再保険料</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>責任準備金等繰入額</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td> <u>支払備金繰入額</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td> <u>責任準備金繰入額</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>資産運用費用</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>経常利益（又は経常損失）</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>特別利益</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				科 目	金 額	<u>経常収益</u>		<u>保険料等収入</u>		<u>保険料</u>		<u>再保険収入</u>		<u>資産運用収益</u>		<u>その他経常収益</u>		<u>経常費用</u>		<u>保険金等支払金</u>		<u>保険金等</u>		<u>解約返戻金等</u>		<u>再保険料</u>		<u>責任準備金等繰入額</u>		<u>支払備金繰入額</u>		<u>責任準備金繰入額</u>		<u>資産運用費用</u>		<u>経常利益（又は経常損失）</u>		<u>特別利益</u>	
科 目	金 額																																										
<u>経常収益</u>																																											
<u>保険料等収入</u>																																											
<u>保険料</u>																																											
<u>再保険収入</u>																																											
<u>資産運用収益</u>																																											
<u>その他経常収益</u>																																											
<u>経常費用</u>																																											
<u>保険金等支払金</u>																																											
<u>保険金等</u>																																											
<u>解約返戻金等</u>																																											
<u>再保険料</u>																																											
<u>責任準備金等繰入額</u>																																											
<u>支払備金繰入額</u>																																											
<u>責任準備金繰入額</u>																																											
<u>資産運用費用</u>																																											
<u>経常利益（又は経常損失）</u>																																											
<u>特別利益</u>																																											
(1) 少額短期保険株式会社及びその子会社等－中間連結損益計算書 (単位：千円)																																											
科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額																																				
<u>経常収益</u>		<u>経常収益</u>		<u>経常収益</u>		<u>経常収益</u>																																					
<u>保険料等収入</u>		<u>保険料等収入</u>		<u>保険料等収入</u>		<u>保険料等収入</u>																																					
<u>保険料</u>		<u>保険料</u>		<u>保険料</u>		<u>保険料</u>																																					
<u>再保険収入</u>		<u>再保険収入</u>		<u>再保険収入</u>		<u>再保険収入</u>																																					
<u>資産運用収益</u>		<u>資産運用収益</u>		<u>資産運用収益</u>		<u>資産運用収益</u>																																					
<u>その他経常収益</u>		<u>その他経常収益</u>		<u>その他経常収益</u>		<u>その他経常収益</u>																																					
<u>経常費用</u>		<u>経常費用</u>		<u>経常費用</u>		<u>経常費用</u>																																					
<u>保険金等支払金</u>		<u>保険金等支払金</u>		<u>保険金等支払金</u>		<u>保険金等支払金</u>																																					
<u>保険金等</u>		<u>保険金等</u>		<u>保険金等</u>		<u>保険金等</u>																																					
<u>解約返戻金等</u>		<u>解約返戻金等</u>		<u>解約返戻金等</u>		<u>解約返戻金等</u>																																					
<u>再保険料</u>		<u>再保険料</u>		<u>再保険料</u>		<u>再保険料</u>																																					
<u>責任準備金等繰入額</u>		<u>責任準備金等繰入額</u>		<u>責任準備金等繰入額</u>		<u>責任準備金等繰入額</u>																																					
<u>支払備金繰入額</u>		<u>支払備金繰入額</u>		<u>支払備金繰入額</u>		<u>支払備金繰入額</u>																																					
<u>責任準備金繰入額</u>		<u>責任準備金繰入額</u>		<u>責任準備金繰入額</u>		<u>責任準備金繰入額</u>																																					
<u>資産運用費用</u>		<u>資産運用費用</u>		<u>資産運用費用</u>		<u>資産運用費用</u>																																					
<u>経常利益（又は経常損失）</u>		<u>経常利益（又は経常損失）</u>		<u>経常利益（又は経常損失）</u>		<u>経常利益（又は経常損失）</u>																																					
<u>特別利益</u>		<u>特別利益</u>		<u>特別利益</u>		<u>特別利益</u>																																					

改正案		現行																															
<p>事業費 その他経常費用</p> <p>経常利益（又は経常損失）</p> <p>特別利益</p> <p>特別損失</p> <p>契約者配当準備金繰入額 税金等調整前中間純利益 （又は税金等調整前中間純損失） 法人税及び住民税等 法人税等調整額 法人税等合計 少数株主損益調整前中間純利益 （又は少数株主損益調整前中間純損失） 少数株主利益（又は少数株主損失） 中間純利益（又は中間純損失）</p>		<p>特別損失</p> <p>契約者配当準備金繰入額 税金等調整前中間純利益 （又は税金等調整前中間純損失） 法人税及び住民税等 法人税等調整額 法人税等合計 少数株主損益調整前中間純利益 （又は少数株主損益調整前中間純損失） 少数株主利益（又は少数株主損失） 中間純利益（又は中間純損失）</p>																															
<p><u>（記載上の注意）</u></p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、中間連結貸借対照表に記載したものは、この限りでない。</p> <p>(1) <u>中間連結損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。</u></p> <p>(2) <u>会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）</u></p> <p>① <u>会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が中間連結財務諸表に与えている影響の内容</u></p> <p>② <u>表示方法を変更したときは、その内容</u></p> <p>(3) <u>1株当たり中間純利益又は中間純損失の額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益の額（銭単位まで記載すること。）</u></p> <p>(4) <u>以上のほか、少額短期保険業者及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項</u></p> <p>2 <u>法令等に基づき、又は少額短期保険業者及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。</u></p> <p>3 <u>総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。</u></p>		<p><u>（記載上の注意）</u></p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、中間連結貸借対照表に記載したものは、この限りでない。</p> <p>(1) <u>中間連結損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。</u></p> <p>(2) <u>会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）</u></p> <p>① <u>会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が中間連結財務諸表に与えている影響の内容</u></p> <p>② <u>表示方法を変更したときは、その内容</u></p> <p>(3) <u>1株当たり中間純利益又は中間純損失の額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益の額（銭単位まで記載すること）</u></p> <p>(4) <u>以上のほか、少額短期保険業者及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項</u></p> <p>2 <u>法令等に基づき、又は少額短期保険業者及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。</u></p> <p>3 <u>総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。</u></p>																															
<p>(2) <u>少額短期保険株式会社及びその子会社等－中間連結包括利益計算書</u></p> <p style="text-align: right;"><u>（単位：千円）</u></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">科 目</th> <th style="width: 50%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>少数株主損益調整前中間純利益 （又は少数株主損益調整前中間純損失）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の包括利益</td> <td></td> </tr> <tr> <td> その他有価証券評価差額金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 繰延ヘッジ損益</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		科 目	金 額	少数株主損益調整前中間純利益 （又は少数株主損益調整前中間純損失）		その他の包括利益		その他有価証券評価差額金		繰延ヘッジ損益		<p><u>（単位：千円）</u></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">科 目</th> <th style="width: 50%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経常収益</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 保険料等収入</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 保険料</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 再保険収入</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 資産運用収益</td> <td></td> </tr> <tr> <td> その他経常収益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>経常費用</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 保険金等支払金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 保険金等</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		科 目	金 額	経常収益		保険料等収入		保険料		再保険収入		資産運用収益		その他経常収益		経常費用		保険金等支払金		保険金等	
科 目	金 額																																
少数株主損益調整前中間純利益 （又は少数株主損益調整前中間純損失）																																	
その他の包括利益																																	
その他有価証券評価差額金																																	
繰延ヘッジ損益																																	
科 目	金 額																																
経常収益																																	
保険料等収入																																	
保険料																																	
再保険収入																																	
資産運用収益																																	
その他経常収益																																	
経常費用																																	
保険金等支払金																																	
保険金等																																	

改正案		現行																																							
<p>為替換算調整勘定 持分法適用会社に対する持分相当額 中間包括利益 親会社株主に係る中間包括利益 少数株主に係る中間包括利益</p>		<p>解約返戻金等 再保険料 責任準備金等繰入額 支払備金繰入額 責任準備金繰入額 資産運用費用 事業費 その他経常費用</p>																																							
<p>(記載上の注意)</p> <p>1 中間連結包括利益計算書を初めて記載した年度においては、その直前の年度におけるその他の包括利益及びその内訳項目並びに中間包括利益及びその内訳項目の金額を注記すること。</p> <p>2 法令等に基づき、又は少額短期保険業者及びその子会社等の包括利益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。</p> <p>3 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。</p> <p>4 その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。</p>		<p>経常利益（又は経常損失）</p> <p>特別利益</p> <p>特別損失</p> <p>税金等調整前中間純剰余 （又は税金等調整前中間純損失） 法人税及び住民税等 法人税等調整額 法人税等合計 少数株主損益調整前中間純剰余 （又は少数株主損益調整前中間純損失） 少数株主利益（又は少数株主損失） 中間純剰余（又は中間純損失）</p>																																							
<p>〔「中間連結損益計算書」及び「中間連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕</p> <p>(3) 少額短期保険株式会社及びその子会社等－中間連結損益及び包括利益計算書 (単位：千円)</p>		<p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、中間連結貸借対照表に記載したものは、この限りでない。 (1) 中間連結損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。 (2) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。） ① 会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が中間連結財務諸表に与えている影響の内容 ② 表示方法を変更したときは、その内容 (3) 以上のほか、少額短期保険業者及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項</p> <p>2 法令等に基づき、又は少額短期保険業者及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。</p> <p>3 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。</p>																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>科 目</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経常収益</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 保険料等収入</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 保険料</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 再保険収入</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 資産運用収益</td> <td></td> </tr> <tr> <td> その他経常収益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>経常費用</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 保険金等支払金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 保険金等</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 解約返戻金等</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 再保険料</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 責任準備金等繰入額</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 支払備金繰入額</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 責任準備金繰入額</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 資産運用費用</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 事業費</td> <td></td> </tr> <tr> <td> その他経常費用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>経常利益（又は経常損失）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	経常収益		保険料等収入		保険料		再保険収入		資産運用収益		その他経常収益		経常費用		保険金等支払金		保険金等		解約返戻金等		再保険料		責任準備金等繰入額		支払備金繰入額		責任準備金繰入額		資産運用費用		事業費		その他経常費用		経常利益（又は経常損失）				
科 目	金 額																																								
経常収益																																									
保険料等収入																																									
保険料																																									
再保険収入																																									
資産運用収益																																									
その他経常収益																																									
経常費用																																									
保険金等支払金																																									
保険金等																																									
解約返戻金等																																									
再保険料																																									
責任準備金等繰入額																																									
支払備金繰入額																																									
責任準備金繰入額																																									
資産運用費用																																									
事業費																																									
その他経常費用																																									
経常利益（又は経常損失）																																									

改正案		現行
特別利益		
特別損失		
<u>契約者配当準備金繰入額</u> <u>税金等調整前中間純利益（又は税金等調整前中間純損失）</u> <u>法人税及び住民税等</u> <u>法人税等調整額</u> <u>法人税等合計</u> <u>少数株主損益調整前中間純利益</u> <u>（又は少数株主損益調整前中間純損失）</u> <u>少数株主利益（又は少数株主損失）</u> <u>中間純利益（又は中間純損失）</u>		
<u>少数株主損益調整前中間純利益</u> <u>（又は少数株主損益調整前中間純損失）</u> <u>その他の包括利益</u> <u> <u>その他有価証券評価差額金</u></u> <u> <u>繰延ヘッジ損益</u></u> <u> <u>為替換算調整勘定</u></u> <u> <u>持分法適用会社に対する持分相当額</u></u> <u>中間包括利益</u> <u> <u>親会社株主に係る中間包括利益</u></u> <u> <u>少数株主に係る中間包括利益</u></u>		
<p>(記載上の注意)</p> <p>1 <u>次の事項を注記すること。ただし、中間連結貸借対照表に記載したものは、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>中間連結損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。</u></p> <p>(2) <u>会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）</u></p> <p>① <u>会計処理の原則又は手続を変更したとき（当中間連結会計期間の直前の連結会計年度に係る連結財務諸表作成に当たり会計処理の原則又は手続について変更が行われており、当中間連結会計期間の直前の中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表作成上の会計処理の原則又は手続との間に相違がみられるときを含む。）は、その旨、変更の理由及び当該変更が中間連結財務諸表に与えている影響の内容</u></p> <p>② <u>表示方法を変更したときは、その内容</u></p> <p>(3) <u>1株当たり中間純利益又は中間純損失の額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益の額（銭単位まで記載すること。）</u></p> <p>(4) <u>以上のほか、少額短期保険業者及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項</u></p> <p>2 <u>連結損益及び包括利益計算書を初めて記載した年度においては、その直前の年度におけるその他の包括利益及びその内訳項目並びに中間包括利益及びその内訳項目の金額を注記すること。</u></p> <p>3 <u>法令等に基づき、又は少額短期保険業者及びその子会社等の損益若しくは包括利益の状態を明</u></p>		

改正案	現行															
<p>らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。</p> <p>4 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。</p> <p>5 その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。</p> <p>(4) 少額短期保険相互会社及びその子会社等－中間連結損益計算書 (単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">科 目</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <u>経常収益</u> 保険料等収入 保険料 再保険収入 資産運用収益 その他経常収益 </td> <td></td> </tr> <tr> <td> <u>経常費用</u> 保険金等支払金 保険金等 解約返戻金等 再保険料 責任準備金等繰入額 支払備金繰入額 責任準備金繰入額 資産運用費用 事業費 その他経常費用 </td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>経常利益（又は経常損失）</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>特別利益</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>特別損失</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td> <u>税金等調整前中間純剰余</u> （又は税金等調整前中間純損失） 法人税及び住民税等 法人税等調整額 法人税等合計 <u>少数株主損益調整前中間純剰余</u> （又は少数株主損益調整前中間純損失） <u>少数株主利益（又は少数株主損失）</u> <u>中間純剰余（又は中間純損失）</u> </td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p>		科 目	金 額	<u>経常収益</u> 保険料等収入 保険料 再保険収入 資産運用収益 その他経常収益		<u>経常費用</u> 保険金等支払金 保険金等 解約返戻金等 再保険料 責任準備金等繰入額 支払備金繰入額 責任準備金繰入額 資産運用費用 事業費 その他経常費用		<u>経常利益（又は経常損失）</u>		<u>特別利益</u>		<u>特別損失</u>		<u>税金等調整前中間純剰余</u> （又は税金等調整前中間純損失） 法人税及び住民税等 法人税等調整額 法人税等合計 <u>少数株主損益調整前中間純剰余</u> （又は少数株主損益調整前中間純損失） <u>少数株主利益（又は少数株主損失）</u> <u>中間純剰余（又は中間純損失）</u>		
科 目	金 額															
<u>経常収益</u> 保険料等収入 保険料 再保険収入 資産運用収益 その他経常収益																
<u>経常費用</u> 保険金等支払金 保険金等 解約返戻金等 再保険料 責任準備金等繰入額 支払備金繰入額 責任準備金繰入額 資産運用費用 事業費 その他経常費用																
<u>経常利益（又は経常損失）</u>																
<u>特別利益</u>																
<u>特別損失</u>																
<u>税金等調整前中間純剰余</u> （又は税金等調整前中間純損失） 法人税及び住民税等 法人税等調整額 法人税等合計 <u>少数株主損益調整前中間純剰余</u> （又は少数株主損益調整前中間純損失） <u>少数株主利益（又は少数株主損失）</u> <u>中間純剰余（又は中間純損失）</u>																

改正案	現行																				
<p>1 次の事項を注記すること。ただし、中間連結貸借対照表に記載したものは、この限りでない。</p> <p>(1) <u>中間連結損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。</u></p> <p>(2) <u>会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）</u></p> <p>① <u>会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が中間連結財務諸表に与えている影響の内容</u></p> <p>② <u>表示方法を変更したときは、その内容</u></p> <p>(3) <u>以上のほか、少額短期保険業者及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項</u></p> <p>2 <u>法令等に基づき、又は少額短期保険業者及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。</u></p> <p>3 <u>総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。</u></p> <p>(5) <u>少額短期保険相互会社及びその子会社等－中間連結包括利益計算書</u> (単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">科 目</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>少数株主損益調整前中間純剰余 (又は少数株主損益調整前中間純損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の包括利益</td> <td></td> </tr> <tr> <td> <u>その他有価証券評価差額金</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td> <u>繰延ヘッジ損益</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td> <u>為替換算調整勘定</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td> <u>持分法適用会社に対する持分相当額</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中間包括利益</td> <td></td> </tr> <tr> <td> <u>親会社に係る中間包括利益</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td> <u>少数株主に係る中間包括利益</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 <u>中間連結包括利益計算書を初めて記載した年度においては、その直前の年度におけるその他の包括利益及びその内訳項目並びに中間包括利益及びその内訳項目の金額を注記すること。</u></p> <p>2 <u>法令等に基づき、又は少額短期保険業者及びその子会社等の包括利益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。</u></p> <p>3 <u>総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。</u></p> <p>4 <u>その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。</u></p> <p>[「中間連結損益計算書」及び「中間連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合]</p>	科 目	金 額	少数株主損益調整前中間純剰余 (又は少数株主損益調整前中間純損失)		その他の包括利益		<u>その他有価証券評価差額金</u>		<u>繰延ヘッジ損益</u>		<u>為替換算調整勘定</u>		<u>持分法適用会社に対する持分相当額</u>		中間包括利益		<u>親会社に係る中間包括利益</u>		<u>少数株主に係る中間包括利益</u>		
科 目	金 額																				
少数株主損益調整前中間純剰余 (又は少数株主損益調整前中間純損失)																					
その他の包括利益																					
<u>その他有価証券評価差額金</u>																					
<u>繰延ヘッジ損益</u>																					
<u>為替換算調整勘定</u>																					
<u>持分法適用会社に対する持分相当額</u>																					
中間包括利益																					
<u>親会社に係る中間包括利益</u>																					
<u>少数株主に係る中間包括利益</u>																					

改正案		現行
(6) 少額短期保険相互会社及びその子会社等－中間連結損益及び包括利益計算書		
(単位：千円)		
科 目	金 額	
<u>経常収益</u> 保険料等収入 保険料 再保険収入 資産運用収益 その他の経常収益		
<u>経常費用</u> 保険金等支払金 保険金等 解約返戻金等 再保険料 責任準備金等繰入額 支払備金繰入額 責任準備金繰入額 資産運用費用 事業費 その他経常費用		
<u>経常利益（又は経常損失）</u>		
<u>特別利益</u>		
<u>特別損失</u>		
<u>税金等調整前中間純剰余（又は税金等調整前中間純損失）</u> 法人税及び住民税等 法人税等調整額 法人税等合計 少数株主損益調整前中間純剰余 （又は少数株主損益調整前中間純損失） 少数株主利益（又は少数株主損失） <u>中間純剰余（又は中間純損失）</u>		
少数株主損益調整前中間純剰余 （又は少数株主損益調整前中間純損失） <u>その他の包括利益</u> その他有価証券評価差額金 繰延ヘッジ損益 為替換算調整勘定 持分法適用会社に対する持分相当額		

改正案	現行																								
<p>中間包括利益</p> <p>親会社に係る中間包括利益</p> <p>少数株主に係る中間包括利益</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、中間連結貸借対照表に記載したものはこの限りでない。</p> <p>(1) 中間連結損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。</p> <p>(2) 会計方針が変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）</p> <p>① 会計処理の原則又は手続を変更したとき（当中間連結会計期間の直前の連結会計年度に係る連結財務諸表作成に当たり会計処理の原則又は手続について変更が行われており、当中間連結会計期間の直前の中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表作成上の会計処理の原則又は手続との間に相違がみられるときを含む。）は、その旨、変更の理由及び当該変更が中間連結財務諸表に与えている影響の内容</p> <p>② 表示方法を変更したときは、その内容</p> <p>(3) 以上のほか、少額短期保険業者及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項</p> <p>2 連結損益及び包括利益計算書を初めて記載した年度においては、その直前の年度におけるその他の包括利益及びその内訳項目並びに包括利益及びその内訳項目の金額を注記すること。</p> <p>3 法令等に基づき、又は少額短期保険業者及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。</p> <p>4 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。</p> <p>5 その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果で控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で表示することができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 中間連結株主資本等変動計算書</p> <p style="text-align: center;">年度中 (年 月 日から) 中間連結株主資本等変動計算書</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:70%;">科 目</th> <th style="width:30%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>当中間期末残高</td> <td style="text-align: right;">×××</td> </tr> <tr> <td>その他の包括利益累計額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td style="text-align: right;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	(略)	(略)	当中間期末残高	×××	その他の包括利益累計額		その他有価証券評価差額金		(略)	(略)	<p>4 (略)</p> <p>5 中間連結株主資本等変動計算書</p> <p style="text-align: center;">年度中 (年 月 日から) 中間連結株主資本等変動計算書</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:70%;">科 目</th> <th style="width:30%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>当中間期末残高</td> <td style="text-align: right;">×××</td> </tr> <tr> <td>評価・換算差額等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td style="text-align: right;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	(略)	(略)	当中間期末残高	×××	評価・換算差額等		その他有価証券評価差額金		(略)	(略)
科 目	金 額																								
(略)	(略)																								
当中間期末残高	×××																								
その他の包括利益累計額																									
その他有価証券評価差額金																									
(略)	(略)																								
科 目	金 額																								
(略)	(略)																								
当中間期末残高	×××																								
評価・換算差額等																									
その他有価証券評価差額金																									
(略)	(略)																								

改正案	
当中間期末残高	×××
<u>その他の包括利益累計額合計</u>	
前期末残高	×××
(略)	(略)
(記載上の注意)	
1～3 (略)	
4 <u>その他の包括利益累計額</u> は、科目ごとの記載に代えて合計額を、前連結会計年度末残高、中間連結会計期間中の変動額及び中間連結会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。	
5 <u>その他の包括利益累計額</u> 及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。	
6 (略)	
6 中間連結基金等変動計算書	
年度中（ 年 月 日から 年 月 日まで） 中間連結基金等変動計算書	
(単位：千円)	
科 目	金 額
(略)	(略)
当中間期末残高	×××
<u>その他の包括利益累計額</u>	
<u>その他有価証券評価差額金</u>	
(略)	(略)
当中間期末残高	×××
<u>その他の包括利益累計額合計</u>	
前期末残高	×××
(略)	(略)
(記載上の注意)	
1～3 (略)	
4 <u>その他の包括利益累計額</u> は、科目ごとの記載に代えて合計額を、前連結会計年度末残高、中間連結会計期間中の変動額及び中間連結会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。	
5 <u>その他の包括利益累計額</u> 及び純資産の合計欄の記載は、省略することができる。	

現行	
当中間期末残高	×××
<u>評価・換算差額等合計</u>	
前期末残高	×××
(略)	(略)
(記載上の注意)	
1～3 (略)	
4 <u>評価・換算差額等</u> は、科目ごとの記載に代えて合計額を、前連結会計年度末残高、中間連結会計期間中の変動額及び中間連結会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。	
5 <u>評価・換算差額等</u> 及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。	
6 (略)	
6 中間連結基金等変動計算書	
年度中（ 年 月 日から 年 月 日まで） 中間連結基金等変動計算書	
(単位：千円)	
科 目	金 額
(略)	(略)
当中間期末残高	×××
<u>評価・換算差額等</u>	
<u>その他有価証券評価差額金</u>	
(略)	(略)
当中間期末残高	×××
<u>評価・換算差額等合計</u>	
前期末残高	×××
(略)	(略)
(記載上の注意)	
1～3 (略)	
4 <u>評価・換算差額等</u> は、科目ごとの記載に代えて合計額を、前連結会計年度末残高、中間連結会計期間中の変動額及び中間連結会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。	
5 <u>評価・換算差額等</u> 及び純資産の合計欄の記載は、省略することができる。	

改正案	現行																																																																								
<p>別紙様式第16号の20（第211条の36第4項関係） （日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 連結財務諸表</p> <p style="padding-left: 20px;">1・2 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">3 <u>連結損益計算書及び連結包括利益計算書</u></p> <p style="padding-left: 20px;">4～6 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p style="padding-left: 20px;">1～4 (略)</p> <p>5 この様式中、「第2の2 連結貸借対照表」、「第2の3 <u>連結損益計算書及び連結包括利益計算書</u>」、「第2の4 連結キャッシュ・フロー計算書」、「第2の5 連結株主資本等変動計算書」及び「第2の6 連結基金等変動計算書」に注記すべき事項は、「第2の6 連結基金等変動計算書」の次に一括して記載することができる。</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 連結財務諸表</p> <p style="padding-left: 20px;">1 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">2 連結貸借対照表</p> <p style="padding-left: 40px;">年度（ 年 月 日現在）連結貸借対照表</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 少額短期保険株式会社及びその子会社等</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:12.5%;">金 額</th> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:12.5%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">土地再評価差額金</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>その他の包括利益累計額合計</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">新株予約権</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>(略)</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 少額短期保険相互会社及びその子会社等</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:12.5%;">金 額</th> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:12.5%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">土地再評価差額金</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	科 目	金 額	(略)		(略)				土地再評価差額金				<u>その他の包括利益累計額合計</u>		(略)		新株予約権				(略)		科 目	金 額	科 目	金 額	(略)		(略)				土地再評価差額金		<p>別紙様式第16号の20（第211条の36第4項関係） （日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 連結財務諸表</p> <p style="padding-left: 20px;">1・2 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">3 <u>連結損益計算書</u></p> <p style="padding-left: 20px;">4～6 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p style="padding-left: 20px;">1～4 (略)</p> <p>5 この様式中、「第2の2 連結貸借対照表」、「第2の3 <u>連結損益計算書</u>」、「第2の4 連結キャッシュ・フロー計算書」、「第2の5 連結株主資本等変動計算書」及び「第2の6 連結基金等変動計算書」に注記すべき事項は、「第2の6 連結基金等変動計算書」の次に一括して記載することができる。</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 連結財務諸表</p> <p style="padding-left: 20px;">1 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">2 連結貸借対照表</p> <p style="padding-left: 40px;">年度（ 年 月 日現在）連結貸借対照表</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 少額短期保険株式会社及びその子会社等</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:12.5%;">金 額</th> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:12.5%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">土地再評価差額金</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>評価・換算差額等合計</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">新株予約権</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>(略)</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 少額短期保険相互会社及びその子会社等</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:12.5%;">金 額</th> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:12.5%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">土地再評価差額金</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	科 目	金 額	(略)		(略)				土地再評価差額金				<u>評価・換算差額等合計</u>		(略)		新株予約権				(略)		科 目	金 額	科 目	金 額	(略)		(略)				土地再評価差額金	
科 目	金 額	科 目	金 額																																																																						
(略)		(略)																																																																							
		土地再評価差額金																																																																							
		<u>その他の包括利益累計額合計</u>																																																																							
(略)		新株予約権																																																																							
		(略)																																																																							
科 目	金 額	科 目	金 額																																																																						
(略)		(略)																																																																							
		土地再評価差額金																																																																							
科 目	金 額	科 目	金 額																																																																						
(略)		(略)																																																																							
		土地再評価差額金																																																																							
		<u>評価・換算差額等合計</u>																																																																							
(略)		新株予約権																																																																							
		(略)																																																																							
科 目	金 額	科 目	金 額																																																																						
(略)		(略)																																																																							
		土地再評価差額金																																																																							

改正案				現行			
		その他の包括利益累計額合計 少数株主持分 (略)				評価・換算差額等合計 少数株主持分 (略)	
(記載上の注意) (略)				(記載上の注意) (略)			
3 連結損益計算書及び連結包括利益計算書				3 連結損益計算書			
年度（ <u>年 月 日から</u> <u>年 月 日まで</u> ） 連結損益計算書及び連結包括利益計算書				年度（ <u>年 月 日から</u> <u>年 月 日まで</u> ） 連結損益計算書			
(記載上の注意)				(1) 少額短期保険株式会社及びその子会社等			
「連結損益計算書」及び「連結包括利益計算書」は、両計算書を構成する項目を単一の計算書に表示する方法により、「連結損益及び包括利益計算書」として記載することができる。				(単位：千円)			
(1) 少額短期保険株式会社及びその子会社等一連結損益計算書							
(単位：千円)							
科 目		金 額		科 目		金 額	
経常収益				経常収益			
保険料等収入				保険料等収入			
保険料				保険料			
再保険収入				再保険収入			
資産運用収益				資産運用収益			
利息及び配当金収入				利息及び配当金収入			
その他運用収益				その他運用収益			
その他経常収益				その他経常収益			
経常費用				経常費用			
保険金等支払金				保険金等支払金			
保険金等				保険金等			
解約返戻金等				解約返戻金等			
契約者配当金				契約者配当金			
再保険料				再保険料			
責任準備金等繰入額				責任準備金等繰入額			
支払備金繰入額				支払備金繰入額			
責任準備金繰入額				責任準備金繰入額			
資産運用費用				資産運用費用			
支払利息				支払利息			
その他運用費用				その他運用費用			
事業費				事業費			
その他経常費用				その他経常費用			
経常利益（又は経常損失）				経常利益（又は経常損失）			
特別利益				特別利益			
特別損失				特別損失			
契約者配当準備金繰入額				契約者配当準備金繰入額			

改正案		現行																																																																									
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;"><u>経常利益（又は経常損失）</u></td><td style="width: 50%;"></td></tr> <tr><td><u>特別利益</u></td><td></td></tr> <tr><td><u>特別損失</u></td><td></td></tr> <tr><td><u>契約者配当準備金繰入額</u></td><td></td></tr> <tr><td><u>税金等調整前当期純利益</u> <u>（又は税金等調整前当期純損失）</u></td><td></td></tr> <tr><td><u>法人税及び住民税等</u></td><td></td></tr> <tr><td><u>法人税等調整額</u></td><td></td></tr> <tr><td><u>法人税等合計</u></td><td></td></tr> <tr><td><u>少数株主損益調整前当期純利益</u> <u>（又は少数株主損益調整前当期純損失）</u></td><td></td></tr> <tr><td><u>少数株主利益（又は少数株主損失）</u></td><td></td></tr> <tr><td><u>当期純利益（又は当期純損失）</u></td><td></td></tr> </table> <p><u>（記載上の注意）</u></p> <p>1 <u>次の事項を注記すること。ただし連結貸借対照表に記載したものは、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>連結損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。</u></p> <p>(2) <u>会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）</u></p> <p>① <u>会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が連結財務諸表に与えている影響の内容</u></p> <p>② <u>表示方法を変更したときは、その内容</u></p> <p>(3) <u>1株当たり当期純利益又は当期純損失の額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の額（銭単位まで記載すること。）</u></p> <p>(4) <u>以上のほか、少額短期保険業者及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項</u></p> <p>2 <u>法令等に基づき、又は少額短期保険業者及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。</u></p> <p>3 <u>総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。</u></p> <p>(2) <u>少額短期保険株式会社及びその子会社等一連結包括利益計算書</u></p> <p style="text-align: right;"><u>（単位：千円）</u></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">科 目</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td><u>少数株主損益調整前当期純利益</u> <u>（又は少数株主損益調整前当期純損失）</u></td><td></td></tr> <tr><td><u>その他の包括利益</u></td><td></td></tr> <tr><td><u> その他有価証券評価差額金</u></td><td></td></tr> <tr><td><u> 繰延ヘッジ損益</u></td><td></td></tr> <tr><td><u> 為替換算調整勘定</u></td><td></td></tr> <tr><td><u> 持分法適用会社に対する持分相当額</u></td><td></td></tr> </tbody> </table>	<u>経常利益（又は経常損失）</u>		<u>特別利益</u>		<u>特別損失</u>		<u>契約者配当準備金繰入額</u>		<u>税金等調整前当期純利益</u> <u>（又は税金等調整前当期純損失）</u>		<u>法人税及び住民税等</u>		<u>法人税等調整額</u>		<u>法人税等合計</u>		<u>少数株主損益調整前当期純利益</u> <u>（又は少数株主損益調整前当期純損失）</u>		<u>少数株主利益（又は少数株主損失）</u>		<u>当期純利益（又は当期純損失）</u>		科 目	金 額	<u>少数株主損益調整前当期純利益</u> <u>（又は少数株主損益調整前当期純損失）</u>		<u>その他の包括利益</u>		<u> その他有価証券評価差額金</u>		<u> 繰延ヘッジ損益</u>		<u> 為替換算調整勘定</u>		<u> 持分法適用会社に対する持分相当額</u>		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;"><u>税金等調整前当期純利益</u> <u>（又は税金等調整前当期純損失）</u></td><td style="width: 50%;"></td></tr> <tr><td><u>法人税及び住民税等</u></td><td></td></tr> <tr><td><u>法人税等調整額</u></td><td></td></tr> <tr><td><u>法人税等合計</u></td><td></td></tr> <tr><td><u>少数株主損益調整前当期純利益</u> <u>（又は少数株主損益調整前当期純損失）</u></td><td></td></tr> <tr><td><u>少数株主利益（又は少数株主損失）</u></td><td></td></tr> <tr><td><u>当期純利益</u></td><td></td></tr> </table> <p><u>（記載上の注意）</u></p> <p>1 <u>次の事項を注記すること。ただし連結貸借対照表に記載したものは、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>連結損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。</u></p> <p>(2) <u>会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）</u></p> <p>① <u>会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が連結財務諸表に与えている影響の内容</u></p> <p>② <u>表示方法を変更したときは、その内容</u></p> <p>(3) <u>1株当たり当期純利益又は当期純損失の額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の額（銭単位まで記載すること）</u></p> <p>(4) <u>以上のほか、少額短期保険業者及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項</u></p> <p>2 <u>法令等に基づき、又は少額短期保険業者及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。</u></p> <p>3 <u>総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。</u></p> <p>(2) <u>少額短期保険相互会社及びその子会社等</u></p> <p style="text-align: right;"><u>（単位：千円）</u></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">科 目</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td><u>経常収益</u></td><td></td></tr> <tr><td><u> 保険料等収入</u></td><td></td></tr> <tr><td><u> 保険料</u></td><td></td></tr> <tr><td><u> 再保険収入</u></td><td></td></tr> <tr><td><u> 資産運用収益</u></td><td></td></tr> <tr><td><u> 利息及び配当金収入</u></td><td></td></tr> <tr><td><u> その他運用収益</u></td><td></td></tr> <tr><td><u> その他経常収益</u></td><td></td></tr> <tr><td><u>経常費用</u></td><td></td></tr> <tr><td><u> 保険金等支払金</u></td><td></td></tr> <tr><td><u> 保険金等</u></td><td></td></tr> </tbody> </table>	<u>税金等調整前当期純利益</u> <u>（又は税金等調整前当期純損失）</u>		<u>法人税及び住民税等</u>		<u>法人税等調整額</u>		<u>法人税等合計</u>		<u>少数株主損益調整前当期純利益</u> <u>（又は少数株主損益調整前当期純損失）</u>		<u>少数株主利益（又は少数株主損失）</u>		<u>当期純利益</u>		科 目	金 額	<u>経常収益</u>		<u> 保険料等収入</u>		<u> 保険料</u>		<u> 再保険収入</u>		<u> 資産運用収益</u>		<u> 利息及び配当金収入</u>		<u> その他運用収益</u>		<u> その他経常収益</u>		<u>経常費用</u>		<u> 保険金等支払金</u>		<u> 保険金等</u>	
<u>経常利益（又は経常損失）</u>																																																																											
<u>特別利益</u>																																																																											
<u>特別損失</u>																																																																											
<u>契約者配当準備金繰入額</u>																																																																											
<u>税金等調整前当期純利益</u> <u>（又は税金等調整前当期純損失）</u>																																																																											
<u>法人税及び住民税等</u>																																																																											
<u>法人税等調整額</u>																																																																											
<u>法人税等合計</u>																																																																											
<u>少数株主損益調整前当期純利益</u> <u>（又は少数株主損益調整前当期純損失）</u>																																																																											
<u>少数株主利益（又は少数株主損失）</u>																																																																											
<u>当期純利益（又は当期純損失）</u>																																																																											
科 目	金 額																																																																										
<u>少数株主損益調整前当期純利益</u> <u>（又は少数株主損益調整前当期純損失）</u>																																																																											
<u>その他の包括利益</u>																																																																											
<u> その他有価証券評価差額金</u>																																																																											
<u> 繰延ヘッジ損益</u>																																																																											
<u> 為替換算調整勘定</u>																																																																											
<u> 持分法適用会社に対する持分相当額</u>																																																																											
<u>税金等調整前当期純利益</u> <u>（又は税金等調整前当期純損失）</u>																																																																											
<u>法人税及び住民税等</u>																																																																											
<u>法人税等調整額</u>																																																																											
<u>法人税等合計</u>																																																																											
<u>少数株主損益調整前当期純利益</u> <u>（又は少数株主損益調整前当期純損失）</u>																																																																											
<u>少数株主利益（又は少数株主損失）</u>																																																																											
<u>当期純利益</u>																																																																											
科 目	金 額																																																																										
<u>経常収益</u>																																																																											
<u> 保険料等収入</u>																																																																											
<u> 保険料</u>																																																																											
<u> 再保険収入</u>																																																																											
<u> 資産運用収益</u>																																																																											
<u> 利息及び配当金収入</u>																																																																											
<u> その他運用収益</u>																																																																											
<u> その他経常収益</u>																																																																											
<u>経常費用</u>																																																																											
<u> 保険金等支払金</u>																																																																											
<u> 保険金等</u>																																																																											

改正案		現行					
<p>包括利益</p> <p>親会社株主に係る包括利益</p> <p>少数株主に係る包括利益</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 連結包括利益計算書を初めて記載した年度においては、その直前の年度におけるその他の包括利益及びその内訳項目並びに包括利益及びその内訳項目の金額を注記すること。</p> <p>2 法令等に基づき、又は少額短期保険業者及びその子会社等の包括利益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。</p> <p>3 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。</p> <p>4 その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。</p> <p>〔「連結損益計算書」及び「連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕</p> <p>(3) 少額短期保険株式会社及びその子会社等一連結損益及び包括利益計算書</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">科 目</th> <th style="width: 50%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>経常収益</p> <p>保険料等収入</p> <p>保険料</p> <p>再保険収入</p> <p>資産運用収益</p> <p>利息及び配当金等収入</p> <p>その他運用収益</p> <p>その他経常収益</p> </td> <td></td> </tr> <tr> <td> <p>経常費用</p> <p>保険金等支払金</p> <p>保険金等</p> <p>解約返戻金等</p> <p>契約者配当金</p> <p>再保険料</p> <p>責任準備金等繰入額</p> <p>支払備金繰入額</p> <p>責任準備金繰入額</p> <p>資産運用費用</p> <p>支払利息</p> <p>その他運用費用</p> <p>事業費</p> </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	<p>経常収益</p> <p>保険料等収入</p> <p>保険料</p> <p>再保険収入</p> <p>資産運用収益</p> <p>利息及び配当金等収入</p> <p>その他運用収益</p> <p>その他経常収益</p>		<p>経常費用</p> <p>保険金等支払金</p> <p>保険金等</p> <p>解約返戻金等</p> <p>契約者配当金</p> <p>再保険料</p> <p>責任準備金等繰入額</p> <p>支払備金繰入額</p> <p>責任準備金繰入額</p> <p>資産運用費用</p> <p>支払利息</p> <p>その他運用費用</p> <p>事業費</p>		<p>解約返戻金等</p> <p>再保険料</p> <p>責任準備金等繰入額</p> <p>支払備金繰入額</p> <p>責任準備金繰入額</p> <p>資産運用費用</p> <p>支払利息</p> <p>その他運用費用</p> <p>事業費</p> <p>その他経常費用</p> <p>経常利益（又は経常損失）</p> <p>特別利益</p> <p>特別損失</p> <p>税金等調整前当期純剰余</p> <p>（又は税金等調整前当期純損失）</p> <p>法人税及び住民税等</p> <p>法人税等調整額</p> <p>法人税等合計</p> <p>少数株主損益調整前当期純剰余</p> <p>（又は少数株主損益調整前当期純損失）</p> <p>少数株主利益（又は少数株主損失）</p> <p>当期純剰余</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、連結貸借対照表に記載したものは、この限りでない。</p> <p>(1) 連結損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。</p> <p>(2) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）</p> <p>① 会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が連結財務諸表に与えている影響の内容</p> <p>② 表示方法を変更したときは、その内容</p> <p>(3) 以上のほか、少額短期保険業者及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項</p> <p>2 法令等に基づき、又は少額短期保険業者及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。</p> <p>3 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。</p>
科 目	金 額						
<p>経常収益</p> <p>保険料等収入</p> <p>保険料</p> <p>再保険収入</p> <p>資産運用収益</p> <p>利息及び配当金等収入</p> <p>その他運用収益</p> <p>その他経常収益</p>							
<p>経常費用</p> <p>保険金等支払金</p> <p>保険金等</p> <p>解約返戻金等</p> <p>契約者配当金</p> <p>再保険料</p> <p>責任準備金等繰入額</p> <p>支払備金繰入額</p> <p>責任準備金繰入額</p> <p>資産運用費用</p> <p>支払利息</p> <p>その他運用費用</p> <p>事業費</p>							

改正案		現行
<p><u>その他経常費用</u></p> <p><u>経常利益（又は経常損失）</u></p> <p><u>特別利益</u></p> <p><u>特別損失</u></p> <p><u>契約者配当準備金繰入額</u></p> <p><u>税金等調整前当期純利益（又は税金等調整前当期純損失）</u></p> <p><u>法人税及び住民税等</u></p> <p><u>法人税等調整額</u></p> <p><u>法人税等合計</u></p> <p><u>少数株主損益調整前当期純利益</u></p> <p><u>（又は少数株主損益調整前当期純損失）</u></p> <p><u>少数株主利益（又は少数株主損失）</u></p> <p><u>当期純利益（又は当期純損失）</u></p> <p><u>少数株主利益（又は少数株主損失）</u></p> <p><u>少数株主損益調整前当期純利益</u></p> <p><u>（又は少数株主損益調整前当期純損失）</u></p> <p><u>その他の包括利益</u></p> <p><u> <u>その他有価証券評価差額金</u></u></p> <p><u> <u>繰延ヘッジ損益</u></u></p> <p><u> <u>為替換算調整勘定</u></u></p> <p><u> <u>持分法適用会社に対する持分相当額</u></u></p> <p><u>包括利益</u></p> <p><u> <u>親会社株主に係る包括利益</u></u></p> <p><u> <u>少数株主に係る包括利益</u></u></p>		
<p>(記載上の注意)</p> <p>1 <u>次の事項を注記すること。ただし、連結貸借対照表に記載したものは、この限りではない。</u></p> <p>(1) <u>連結損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りではない。</u></p> <p>(2) <u>会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）</u></p> <p>① <u>会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が連結財務諸表に与えている影響の内容</u></p> <p>② <u>表示方法を変更したときは、その内容</u></p> <p>(3) <u>1株当たり当期純利益又は当期純損失の額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の額（銭単位まで記載すること。）</u></p> <p>(4) <u>以上のほか、少額短期保険業者及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項</u></p> <p>2 <u>連結損益及び包括利益計算書を初めて記載した年度においては、その直前の年度におけるその他の包括利益及びその内訳項目並びに包括利益及びその内訳項目の金額を注記すること。</u></p> <p>3 <u>法令等に基づき、又は少額短期保険業者及びその子会社等の損益若しくは包括利益の状態を</u></p>		

改正案	現行
<p>明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。</p> <p>4 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。</p> <p>5 その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。</p>	
<p>(4) 少額短期保険相互会社及びその子会社等一連結損益計算書</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p>	
科 目	金 額
<u>経常収益</u> 保険料等収入 保険料 再保険収入 資産運用収益 利息及び配当金収入 その他運用収益 その他経常収益	
<u>経常費用</u> 保険金等支払金 保険金等 解約返戻金等 再保険料 責任準備金等繰入額 支払備金繰入額 責任準備金繰入額 資産運用費用 支払利息 その他運用費用 事業費 その他経常費用	
<u>経常利益（又は経常損失）</u>	
<u>特別利益</u>	
<u>特別損失</u>	
<u>税金等調整前当期純剰余</u> （又は税金等調整前当期純損失） 法人税及び住民税等 法人税等調整額 法人税等合計 少数株主損益調整前当期純剰余	

改正案	現行																												
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%; padding: 2px;">(又は少数株主損益調整前当期純損失)</td> <td style="width:50%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">少数株主利益 (又は少数株主損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">当期純剰余 (又は当期純損失)</td> <td></td> </tr> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、連結貸借対照表に記載したものは、この限りでない。</p> <p>(1) 連結損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。</p> <p>(2) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）</p> <p>① 会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が連結財務諸表に与えている影響の内容</p> <p>② 表示方法を変更したときは、その内容</p> <p>(3) 以上のほか、少額短期保険業者及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項</p> <p>2 法令等に基づき、又は少額短期保険業者及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。</p> <p>3 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。</p> <p>(5) 少額短期保険相互会社及びその子会社等一連結包括利益計算書</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%; text-align: center;">科 目</th> <th style="width:50%; text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">少数株主損益調整前当期純利益</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">(又は少数株主損益調整前当期純損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">その他の包括利益</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"> その他有価証券評価差額金</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"> 繰延ヘッジ損益</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"> 為替換算調整勘定</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"> 持分法適用会社に対する持分相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">包括利益</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"> 親会社に係る包括利益</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"> 少数株主に係る包括利益</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 連結包括利益計算書を初めて記載した年度においては、その直前の年度におけるその他の包括利益及びその内訳項目並びに包括利益及びその内訳項目の金額を注記すること。</p> <p>2 法令等に基づき、又は少額短期保険業者及びその子会社等の包括利益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。</p> <p>3 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。</p> <p>4 その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減す</p>	(又は少数株主損益調整前当期純損失)		少数株主利益 (又は少数株主損失)		当期純剰余 (又は当期純損失)		科 目	金 額	少数株主損益調整前当期純利益		(又は少数株主損益調整前当期純損失)		その他の包括利益		その他有価証券評価差額金		繰延ヘッジ損益		為替換算調整勘定		持分法適用会社に対する持分相当額		包括利益		親会社に係る包括利益		少数株主に係る包括利益		
(又は少数株主損益調整前当期純損失)																													
少数株主利益 (又は少数株主損失)																													
当期純剰余 (又は当期純損失)																													
科 目	金 額																												
少数株主損益調整前当期純利益																													
(又は少数株主損益調整前当期純損失)																													
その他の包括利益																													
その他有価証券評価差額金																													
繰延ヘッジ損益																													
為替換算調整勘定																													
持分法適用会社に対する持分相当額																													
包括利益																													
親会社に係る包括利益																													
少数株主に係る包括利益																													

改正案	現行
<p>る方法で記載することができる。</p>	
<p>(6) 少額短期保険相互会社及びその子会社等一連結損益及び包括利益計算書 (単位：千円)</p>	
科 目	金 額
<u>経常収益</u> 保険料等収入 保険料 再保険収入 <u>資産運用収益</u> 利息及び配当金等収入 その他運用収益 その他経常収益	
<u>経常費用</u> 保険金等支払金 保険金等 解約返戻金等 契約者配当金 再保険料 責任準備金等繰入額 支払備金繰入額 責任準備金繰入額 <u>資産運用費用</u> 支払利息 その他運用費用 事業費 その他経常費用	
<u>経常利益（又は経常損失）</u> 特別利益 特別損失	
<u>税金等調整前当期純剰余（又は税金等調整前当期純損失）</u> 法人税及び住民税等 <u>法人税等調整額</u> 法人税等合計 <u>少数株主損益調整前当期純利益</u> （又は少数株主損益調整前当期純損失） <u>少数株主利益（又は少数株主損失）</u> <u>当期純剰余（又は当期純損失）</u>	
<u>少数株主利益（又は少数株主損失）</u>	

改正案	現行								
<p>その他の包括利益</p> <p> <u>その他有価証券評価差額金</u></p> <p> <u>繰延ヘッジ損益</u></p> <p> <u>為替換算調整勘定</u></p> <p> <u>持分法適用会社に対する持分相当額</u></p> <p>包括利益</p> <p> <u>親会社に係る包括利益</u></p> <p> <u>少数株主に係る包括利益</u></p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 <u>次の事項を注記すること。ただし、連結貸借対照表に記載したものは、この限りではない。</u></p> <p> (1) <u>連結損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りではない。</u></p> <p> (2) <u>会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）</u></p> <p> ① <u>会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が連結財務諸表に与えている影響の内容</u></p> <p> ② <u>表示方法を変更したときは、その内容</u></p> <p> (3) <u>1株当たり当期純利益又は当期純損失の額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の額（銭単位まで記載すること。）</u></p> <p> (4) <u>以上のほか、少額短期保険業者及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項</u></p> <p>2 <u>連結損益及び包括利益計算書を初めて記載した年度においては、その直前の年度におけるその他の包括利益及びその内訳項目並びに包括利益及びその内訳項目の金額を注記すること。</u></p> <p>3 <u>法令等に基づき、又は少額短期保険業者及びその子会社等の損益若しくは包括利益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。</u></p> <p>4 <u>総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。</u></p> <p>5 <u>その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>5 連結株主資本等変動計算書</p> <p style="text-align: center;">年度（ 年 月 日から 年 月 日まで） 連結株主資本等変動計算書</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;">科 目</th> <th style="width:70%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	(略)	(略)	<p>4 (略)</p> <p>5 連結株主資本等変動計算書</p> <p style="text-align: center;">年度（ 年 月 日から 年 月 日まで） 連結株主資本等変動計算書</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;">科 目</th> <th style="width:70%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	(略)	(略)
科 目	金 額								
(略)	(略)								
科 目	金 額								
(略)	(略)								

改正案		現行																																																																							
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width:80%;">当期末残高</td><td style="width:20%; text-align: right;">×××</td></tr> <tr><td><u>その他の包括利益累計額</u></td><td></td></tr> <tr><td> その他有価証券評価差額金</td><td></td></tr> <tr><td> (略)</td><td style="text-align: right;">(略)</td></tr> <tr><td>当期末残高</td><td style="text-align: right;">×××</td></tr> <tr><td><u>その他の包括利益累計額合計</u></td><td></td></tr> <tr><td> 前期末残高</td><td style="text-align: right;">×××</td></tr> <tr><td> (略)</td><td style="text-align: right;">(略)</td></tr> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 <u>その他の包括利益累計額</u>は、科目ごとの記載に代えて合計額を、前連結会計年度末残高、連結会計年度中の変動額及び連結会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。</p> <p>5 <u>その他の包括利益累計額</u>及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。</p> <p>6 (略)</p> <p>6 連結基金等変動計算書</p> <p style="text-align: center;">年度（ 年 月 日から 年 月 日まで） 連結基金等変動計算書</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr><th style="width:80%;">科 目</th><th style="width:20%;">金 額</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>(略)</td><td style="text-align: right;">(略)</td></tr> <tr><td>当期末残高</td><td style="text-align: right;">×××</td></tr> <tr><td><u>その他の包括利益累計額</u></td><td></td></tr> <tr><td> その他有価証券評価差額金</td><td></td></tr> <tr><td> (略)</td><td style="text-align: right;">(略)</td></tr> <tr><td>当期末残高</td><td style="text-align: right;">×××</td></tr> <tr><td><u>その他の包括利益累計額合計</u></td><td></td></tr> <tr><td> 前期末残高</td><td style="text-align: right;">×××</td></tr> <tr><td> (略)</td><td style="text-align: right;">(略)</td></tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 <u>その他の包括利益累計額</u>は、科目ごとの記載に代えて合計額を、前連結会計年度末残高、連結会計年度中の変動額及び連結会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。</p> <p>5 <u>その他の包括利益累計額</u>及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。</p>	当期末残高	×××	<u>その他の包括利益累計額</u>		その他有価証券評価差額金		(略)	(略)	当期末残高	×××	<u>その他の包括利益累計額合計</u>		前期末残高	×××	(略)	(略)	科 目	金 額	(略)	(略)	当期末残高	×××	<u>その他の包括利益累計額</u>		その他有価証券評価差額金		(略)	(略)	当期末残高	×××	<u>その他の包括利益累計額合計</u>		前期末残高	×××	(略)	(略)	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width:80%;">当期末残高</td><td style="width:20%; text-align: right;">×××</td></tr> <tr><td><u>評価・換算差額等</u></td><td></td></tr> <tr><td> その他有価証券評価差額金</td><td></td></tr> <tr><td> (略)</td><td style="text-align: right;">(略)</td></tr> <tr><td>当期末残高</td><td style="text-align: right;">×××</td></tr> <tr><td><u>評価・換算差額等合計</u></td><td></td></tr> <tr><td> 前期末残高</td><td style="text-align: right;">×××</td></tr> <tr><td> (略)</td><td style="text-align: right;">(略)</td></tr> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 <u>評価・換算差額等</u>は、科目ごとの記載に代えて合計額を、前連結会計年度末残高、連結会計年度中の変動額及び連結会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。</p> <p>5 <u>評価・換算差額等</u>及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。</p> <p>6 (略)</p> <p>6 連結基金等変動計算書</p> <p style="text-align: center;">年度（ 年 月 日から 年 月 日まで） 連結基金等変動計算書</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr><th style="width:80%;">科 目</th><th style="width:20%;">金 額</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>(略)</td><td style="text-align: right;">(略)</td></tr> <tr><td>当期末残高</td><td style="text-align: right;">×××</td></tr> <tr><td><u>評価・換算差額等</u></td><td></td></tr> <tr><td> その他有価証券評価差額金</td><td></td></tr> <tr><td> (略)</td><td style="text-align: right;">(略)</td></tr> <tr><td>当期末残高</td><td style="text-align: right;">×××</td></tr> <tr><td><u>評価・換算差額等合計</u></td><td></td></tr> <tr><td> 前期末残高</td><td style="text-align: right;">×××</td></tr> <tr><td> (略)</td><td style="text-align: right;">(略)</td></tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 <u>評価・換算差額等</u>は、科目ごとの記載に代えて合計額を、前連結会計年度末残高、連結会計年度中の変動額及び連結会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。</p> <p>5 <u>評価・換算差額等</u>及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。</p>	当期末残高	×××	<u>評価・換算差額等</u>		その他有価証券評価差額金		(略)	(略)	当期末残高	×××	<u>評価・換算差額等合計</u>		前期末残高	×××	(略)	(略)	科 目	金 額	(略)	(略)	当期末残高	×××	<u>評価・換算差額等</u>		その他有価証券評価差額金		(略)	(略)	当期末残高	×××	<u>評価・換算差額等合計</u>		前期末残高	×××	(略)	(略)
当期末残高	×××																																																																								
<u>その他の包括利益累計額</u>																																																																									
その他有価証券評価差額金																																																																									
(略)	(略)																																																																								
当期末残高	×××																																																																								
<u>その他の包括利益累計額合計</u>																																																																									
前期末残高	×××																																																																								
(略)	(略)																																																																								
科 目	金 額																																																																								
(略)	(略)																																																																								
当期末残高	×××																																																																								
<u>その他の包括利益累計額</u>																																																																									
その他有価証券評価差額金																																																																									
(略)	(略)																																																																								
当期末残高	×××																																																																								
<u>その他の包括利益累計額合計</u>																																																																									
前期末残高	×××																																																																								
(略)	(略)																																																																								
当期末残高	×××																																																																								
<u>評価・換算差額等</u>																																																																									
その他有価証券評価差額金																																																																									
(略)	(略)																																																																								
当期末残高	×××																																																																								
<u>評価・換算差額等合計</u>																																																																									
前期末残高	×××																																																																								
(略)	(略)																																																																								
科 目	金 額																																																																								
(略)	(略)																																																																								
当期末残高	×××																																																																								
<u>評価・換算差額等</u>																																																																									
その他有価証券評価差額金																																																																									
(略)	(略)																																																																								
当期末残高	×××																																																																								
<u>評価・換算差額等合計</u>																																																																									
前期末残高	×××																																																																								
(略)	(略)																																																																								

改正案	現行																																								
<p>別紙様式第16号の24（第211条の81第1項関係） （日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 中間連結財務諸表</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 <u>中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書</u></p> <p>4・5 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 この様式中「第2の2 中間連結貸借対照表」、「第2の3 <u>中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書</u>」、「第2の4 中間連結キャッシュ・フロー計算書」及び「第2の5 中間連結株主資本等変動計算書」に注記すべき事項は、「第2の5 中間連結株主資本等変動計算書」の次に一括して記載することができる。</p> <p>4 上場会社等（金融商品取引法第24条の4の7第1項の規定により四半期報告書（同項に規定する四半期報告書をいう。以下この4において同じ。）を提出しなければならない会社（同条第2項の規定により四半期報告書を提出する会社を含む。）をいう。）である少額短期保険業者にあつては、この様式中、「第2の2 中間連結貸借対照表」、「第2の3 <u>中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書</u>」、「第2の4 中間連結キャッシュ・フロー計算書」、「第2の5 中間連結株主資本等変動計算書」については、一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準じて作成すること。</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 中間連結財務諸表</p> <p>1 (略)</p> <p>2 中間連結貸借対照表</p> <p style="text-align: center;">年度（ 年 月 日現在）中間連結貸借対照表</p> <p>(1)（生命保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等）</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:12.5%;">金 額</th> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:12.5%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">為 替 換 算 調 整 勘 定 そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">新 株 予 約 権</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	科 目	金 額	(略)		(略)				為 替 換 算 調 整 勘 定 そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計				新 株 予 約 権		(略)		(略)		<p>別紙様式第16号の24（第211条の81第1項関係） （日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 中間連結財務諸表</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 <u>中間連結損益計算書</u></p> <p>4・5 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 この様式中「第2の2 中間連結貸借対照表」、「第2の3 <u>中間連結損益計算書</u>」、「第2の4 中間連結キャッシュ・フロー計算書」及び「第2の5 中間連結株主資本等変動計算書」に注記すべき事項は、「第2の5 中間連結株主資本等変動計算書」の次に一括して記載することができる。</p> <p>4 上場会社等（金融商品取引法第24条の4の7第1項の規定により四半期報告書（同項に規定する四半期報告書をいう。以下この4において同じ。）を提出しなければならない会社（同条第2項の規定により四半期報告書を提出する会社を含む。）をいう。）である少額短期保険業者にあつては、この様式中、「第2の2 中間連結貸借対照表」、「第2の3 <u>中間連結損益計算書</u>」、「第2の4 中間連結キャッシュ・フロー計算書」、「第2の5 中間連結株主資本等変動計算書」については、一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準じて作成すること。</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 中間連結財務諸表</p> <p>1 (略)</p> <p>2 中間連結貸借対照表</p> <p style="text-align: center;">年度（ 年 月 日現在）中間連結貸借対照表</p> <p>(1)（生命保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等）</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:12.5%;">金 額</th> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:12.5%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">為 替 換 算 調 整 勘 定 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">新 株 予 約 権</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	科 目	金 額	(略)		(略)				為 替 換 算 調 整 勘 定 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計				新 株 予 約 権		(略)		(略)	
科 目	金 額	科 目	金 額																																						
(略)		(略)																																							
		為 替 換 算 調 整 勘 定 そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計																																							
		新 株 予 約 権																																							
(略)		(略)																																							
科 目	金 額	科 目	金 額																																						
(略)		(略)																																							
		為 替 換 算 調 整 勘 定 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計																																							
		新 株 予 約 権																																							
(略)		(略)																																							

改正案			
(2) (損害保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等) (単位：百万円)			
科 目	金 額	科 目	金 額
(略)		(略)	
		為 替 換 算 調 整 勘 定 その他の包括利益累計額合計	
(略)		新 株 予 約 権 (略)	
(記載上の注意) (略)			
3 中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書			
年度 (<u>年 月 日から</u>) <u>中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書</u> (<u>年 月 日まで</u>)			
(記載上の注意) 「中間連結損益計算書」及び「中間連結包括利益計算書」は、両計算書を構成する項目を単一の計算書に表示する方法により、「中間連結損益及び包括利益計算書」として記載することができる。			
(1) (生命保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等 －中間連結損益計算書) (単位：百万円)			
科 目	金 額		
経常収益			
<u>保険料等収入</u>			
<u>資産運用収益</u>			
<u>利息及び配当金等収入</u>			
<u>特定取引収益</u>			
<u>商品有価証券運用益</u>			
<u>金銭の信託運用益</u>			
<u>売買目的有価証券運用益</u>			
<u>有価証券売却益</u>			
<u>有価証券償還益</u>			
<u>金融派生商品収益</u>			
<u>為替差益</u>			
<u>その他運用収益</u>			
<u>特別勘定資産運用益</u>			
<u>その他経常収益</u>			
経常費用			

現行			
(2) (損害保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等) (単位：百万円)			
科 目	金 額	科 目	金 額
(略)		(略)	
		為 替 換 算 調 整 勘 定 評価・換算差額等合計	
(略)		新 株 予 約 権 (略)	
(記載上の注意) (略)			
3 中間連結損益計算書			
年度 (<u>年 月 日から</u>) <u>中間連結損益計算書</u> (<u>年 月 日まで</u>)			
(1) (生命保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等) (単位：百万円)			
科 目		金 額	
経常収益			
<u>保 險 料 等 収 入</u>			
<u>資 産 運 用 収 益</u>			
<u>利 息 及 び 配 当 金 等 収 入</u>			
<u>特 定 取 引 収 益</u>			
<u>商 品 有 価 証 券 運 用 益</u>			
<u>金 銭 の 信 託 運 用 益</u>			
<u>売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 益</u>			
<u>有 価 証 券 売 却 益</u>			
<u>有 価 証 券 償 還 益</u>			
<u>金 融 派 生 商 品 収 益</u>			
<u>為 替 差 益</u>			
<u>そ の 他 運 用 収 益</u>			
<u>特 別 勘 定 資 産 運 用 益</u>			
<u>そ の 他 経 常 収 益</u>			
経常費用			
<u>保 險 金 等 支 払 金</u>			
<u>保 險 金</u>			
<u>年 金</u>			
<u>給 付 金</u>			

改正案		現行	
<u>保険金等支払金</u> <u>保険金</u> <u>年金</u> <u>給付金</u> <u>解約返戻金</u> <u>その他返戻金</u> <u>責任準備金等繰入額</u> <u>支払備金繰入額</u> <u>責任準備金繰入額</u> <u>契約者配当金積立利息繰入額</u> <u>資産運用費用</u> <u>支払利息</u> <u>特定取引費用</u> <u>商品有価証券運用損</u> <u>金銭の信託運用損</u> <u>売買目的有価証券運用損</u> <u>有価証券売却損</u> <u>有価証券評価損</u> <u>有価証券償還損</u> <u>金融派生商品費用</u> <u>為替差損</u> <u>貸倒引当金繰入額</u> <u>貸付金償却</u> <u>賃貸用不動産等減価償却費</u> <u>その他運用費用</u> <u>特別勘定資産運用損</u> <u>事業費</u> <u>その他経常費用</u>		<u>解 約 返 戻 金</u> <u>そ の 他 返 戻 金</u> <u>責 任 準 備 金 等 繰 入 額</u> <u>支 払 備 金 繰 入 額</u> <u>責 任 準 備 金 繰 入 額</u> <u>契 約 者 配 当 金 積 立 利 息 繰 入 額</u> <u>資 産 運 用 費 用</u> <u>支 払 利 息</u> <u>特 定 取 引 費 用</u> <u>商 品 有 価 証 券 運 用 損</u> <u>金 銭 の 信 託 運 用 損</u> <u>売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 損</u> <u>有 価 証 券 売 却 損</u> <u>有 価 証 券 評 価 損</u> <u>有 価 証 券 償 還 損</u> <u>金 融 派 生 商 品 費 用</u> <u>為 替 差 損</u> <u>貸 倒 引 当 金 繰 入 額</u> <u>貸 付 金 償 却</u> <u>賃 貸 用 不 動 産 等 減 価 償 却 費</u> <u>そ の 他 運 用 費 用</u> <u>特 別 勘 定 資 産 運 用 損</u> <u>事 業 費</u> <u>そ の 他 経 常 費 用</u>	
<u>経常利益（又は経常損失）</u>		<u>経常利益（又は経常損失）</u>	
<u>特別利益</u> <u>固定資産等処分益</u> <u>負ののれん発生益</u> <u>保険業法第112条評価益</u> <u>その他特別利益</u>		<u>特 別 利 益</u> <u>固 定 資 産 等 処 分 益</u> <u>負 の の れ ん 発 生 益</u> <u>保 険 業 法 第 1 1 2 条 評 価 益</u> <u>そ の 他 特 別 利 益</u>	
<u>特別損失</u> <u>固定資産等処分損</u> <u>減損損失</u> <u>価格変動準備金繰入額</u> <u>金融商品取引責任準備金繰入額</u> <u>不動産圧縮損</u>		<u>特 別 損 失</u> <u>固 定 資 産 等 処 分 損</u> <u>減 損 損 失</u> <u>価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額</u> <u>金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額</u> <u>不 動 産 圧 縮 損</u> <u>そ の 他 特 別 損 失</u>	
		<u>契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額</u> <u>税 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益（又は税金等調整前中間純損失）</u>	

改正案		現行																																																																																																															
<p style="text-align: center;"><u>その他特別損失</u></p> <p>契約者配当準備金繰入額</p> <p>税金等調整前中間純利益（又は税金等調整前中間純損失）</p> <p>法人税及び住民税等</p> <p>法人税等調整額</p> <p>法人税等合計</p> <p>少数株主損益調整前中間純利益</p> <p>（又は少数株主損益調整前中間純損失）</p> <p>少数株主利益（又は少数株主損失）</p> <p>中間純利益（又は中間純損失）</p>	<p>法人税及び住民税等</p> <p>法人税等調整額</p> <p>法人税等合計</p> <p>少数株主損益調整前中間純利益</p> <p>（又は少数株主損益調整前中間純損失）</p> <p>少数株主利益（又は少数株主損失）</p> <p>中間純利益（又は中間純損失）</p>																																																																																																																
<p>(2) (損害保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等</p> <p>－中間連結損益計算書) (単位：百万円)</p>		<p>(2) (損害保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等)</p> <p>(単位：百万円)</p>																																																																																																															
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">科 目</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2"><u>経常収益</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2"><u>保険引受収益</u></td> </tr> <tr> <td>正味収入保険料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>収入積立保険料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>積立保険料等運用益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他保険引受収益</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"><u>資産運用収益</u></td> </tr> <tr> <td>利息及び配当金収入</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定取引収益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>商品有価証券運用益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>金銭の信託運用益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>売買目的有価証券運用益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有価証券売却益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有価証券償還益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>金融派生商品収益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別勘定資産運用益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他運用収益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>積立保険料等運用益振替</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"><u>その他経常収益</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2"><u>経常費用</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2"><u>保険引受費用</u></td> </tr> <tr> <td>正味支払保険金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>損害調査費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>諸手数料及び集金費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>満期返戻金</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	<u>経常収益</u>		<u>保険引受収益</u>		正味収入保険料		収入積立保険料		積立保険料等運用益		その他保険引受収益		<u>資産運用収益</u>		利息及び配当金収入		特定取引収益		商品有価証券運用益		金銭の信託運用益		売買目的有価証券運用益		有価証券売却益		有価証券償還益		金融派生商品収益		特別勘定資産運用益		その他運用収益		積立保険料等運用益振替		<u>その他経常収益</u>		<u>経常費用</u>		<u>保険引受費用</u>		正味支払保険金		損害調査費		諸手数料及び集金費		満期返戻金		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">科 目</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2"><u>経常収益</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2"><u>保険引受収益</u></td> </tr> <tr> <td>正味収入保険料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>収入積立保険料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>積立保険料等運用益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他保険引受収益</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"><u>資産運用収益</u></td> </tr> <tr> <td>利息及び配当金収入</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定取引収益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>商品有価証券運用益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>金銭の信託運用益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>売買目的有価証券運用益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有価証券売却益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有価証券償還益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>金融派生商品収益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別勘定資産運用益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他運用収益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>積立保険料等運用益振替</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"><u>その他経常収益</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2"><u>経常費用</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2"><u>保険引受費用</u></td> </tr> <tr> <td>正味支払保険金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>損害調査費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>諸手数料及び集金費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>満期返戻金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>契約者配当金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支払準備金繰入額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>責任準備金等繰入額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他保険引受費用</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	<u>経常収益</u>		<u>保険引受収益</u>		正味収入保険料		収入積立保険料		積立保険料等運用益		その他保険引受収益		<u>資産運用収益</u>		利息及び配当金収入		特定取引収益		商品有価証券運用益		金銭の信託運用益		売買目的有価証券運用益		有価証券売却益		有価証券償還益		金融派生商品収益		特別勘定資産運用益		その他運用収益		積立保険料等運用益振替		<u>その他経常収益</u>		<u>経常費用</u>		<u>保険引受費用</u>		正味支払保険金		損害調査費		諸手数料及び集金費		満期返戻金		契約者配当金		支払準備金繰入額		責任準備金等繰入額		その他保険引受費用	
科 目	金 額																																																																																																																
<u>経常収益</u>																																																																																																																	
<u>保険引受収益</u>																																																																																																																	
正味収入保険料																																																																																																																	
収入積立保険料																																																																																																																	
積立保険料等運用益																																																																																																																	
その他保険引受収益																																																																																																																	
<u>資産運用収益</u>																																																																																																																	
利息及び配当金収入																																																																																																																	
特定取引収益																																																																																																																	
商品有価証券運用益																																																																																																																	
金銭の信託運用益																																																																																																																	
売買目的有価証券運用益																																																																																																																	
有価証券売却益																																																																																																																	
有価証券償還益																																																																																																																	
金融派生商品収益																																																																																																																	
特別勘定資産運用益																																																																																																																	
その他運用収益																																																																																																																	
積立保険料等運用益振替																																																																																																																	
<u>その他経常収益</u>																																																																																																																	
<u>経常費用</u>																																																																																																																	
<u>保険引受費用</u>																																																																																																																	
正味支払保険金																																																																																																																	
損害調査費																																																																																																																	
諸手数料及び集金費																																																																																																																	
満期返戻金																																																																																																																	
科 目	金 額																																																																																																																
<u>経常収益</u>																																																																																																																	
<u>保険引受収益</u>																																																																																																																	
正味収入保険料																																																																																																																	
収入積立保険料																																																																																																																	
積立保険料等運用益																																																																																																																	
その他保険引受収益																																																																																																																	
<u>資産運用収益</u>																																																																																																																	
利息及び配当金収入																																																																																																																	
特定取引収益																																																																																																																	
商品有価証券運用益																																																																																																																	
金銭の信託運用益																																																																																																																	
売買目的有価証券運用益																																																																																																																	
有価証券売却益																																																																																																																	
有価証券償還益																																																																																																																	
金融派生商品収益																																																																																																																	
特別勘定資産運用益																																																																																																																	
その他運用収益																																																																																																																	
積立保険料等運用益振替																																																																																																																	
<u>その他経常収益</u>																																																																																																																	
<u>経常費用</u>																																																																																																																	
<u>保険引受費用</u>																																																																																																																	
正味支払保険金																																																																																																																	
損害調査費																																																																																																																	
諸手数料及び集金費																																																																																																																	
満期返戻金																																																																																																																	
契約者配当金																																																																																																																	
支払準備金繰入額																																																																																																																	
責任準備金等繰入額																																																																																																																	
その他保険引受費用																																																																																																																	

改正案		現行	
<p>契約者配当金 支払備金繰入額 責任準備金等繰入額 その他保険引受費用 資産運用費用 特定取引費用 商品有価証券運用損 金銭の信託運用損 売買目的有価証券運用損 有価証券売却損 有価証券評価損 有価証券償還損 金融派生商品費用 特別勘定資産運用損 その他運用費用 営業費及び一般管理費 その他経常費用 支払利息 貸倒引当金繰入額 貸倒損失 その他の経常費用</p>		<p>資 産 運 用 費 用 特 定 取 引 費 用 商 品 有 価 証 券 運 用 損 金 銭 の 信 託 運 用 損 売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 損 有 価 証 券 売 却 損 有 価 証 券 評 価 損 有 価 証 券 償 還 損 金 融 派 生 商 品 費 用 特 別 勘 定 資 産 運 用 損 そ の 他 運 用 費 用 営 業 費 及 び 一 般 管 理 費 そ の 他 経 常 費 用 支 払 利 息 貸 倒 引 当 金 繰 入 額 貸 倒 損 失 そ の 他 の 経 常 費 用</p>	
<p>経常利益（又は経常損失）</p>		<p>経常利益（又は経常損失）</p>	
<p>特別利益 固定資産等処分益 負ののれん発生益 保険業法第112条評価益 その他特別利益</p>		<p>特 別 利 益 固 定 資 産 等 処 分 益 負 の の れ ん 発 生 益 保 険 業 法 第 1 1 2 条 評 価 益 そ の 他 特 別 利 益</p>	
<p>特別損失 固定資産等処分損 減損損失 価格変動準備金繰入額 金融商品取引責任準備金繰入額 不動産等圧縮損 その他特別損失</p>		<p>特 別 損 失 固 定 資 産 等 処 分 損 減 損 損 失 価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額 金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額 不 動 産 等 圧 縮 損 そ の 他 特 別 損 失</p>	
<p>税金等調整前中間純利益（又は税金等調整前中間純損失） 法人税及び住民税等 法人税等調整額 法人税等合計 少数株主損益調整前中間純利益</p>		<p>税金等調整前中間純利益（又は税金等調整前中間純損失） 法 人 税 及 び 住 民 税 等 法 人 税 等 調 整 額 法 人 税 等 合 計 少 数 株 主 損 益 調 整 前 中 間 純 利 益 （又は少数株主損益調整前中間純損失） 少 数 株 主 利 益 （又は少数株主損失） 中 間 純 利 益 （又は中間純損失）</p>	

改正案	現行								
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%; padding: 5px;"> <u>（又は少数株主損益調整前中間純損失）</u> <u>少数株主利益（又は少数株主損失）</u> <u>中間純利益（又は中間純損失）</u> </td> <td style="width:50%;"></td> </tr> </table> <p><u>（記載上の注意）</u></p> <p>1 <u>少額短期保険持株会社及びその子会社等の主たる事業が生命保険業である場合には上記の（1）により、損害保険業である場合には上記の（2）により、保険業以外の事業である場合には、当該事業を営む会社の中間連結財務諸表について適用される法令等に定める分類に準じて記載すること。この場合においては、当該法令等を注記すること。ただし、保険業に係る収益及び費用の状態を明らかにするために必要な科目については、適切な場所に記載すること。</u></p> <p>2 <u>次の事項を注記すること。ただし、中間連結貸借対照表に記載したものは、この限りでない。</u></p> <p><u>（1） 中間連結損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。</u></p> <p><u>（2） 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）</u></p> <p><u>① 会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が中間連結財務諸表に与えている影響の内容</u></p> <p><u>② 表示方法を変更したときは、その内容</u></p> <p><u>（3） 1株当たり中間純利益又は中間純損失の額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益の額（銭単位まで記載すること。）</u></p> <p><u>（4） 以上のほか、少額短期保険持株会社及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項</u></p> <p>3 <u>特定取引収益及び特定取引費用は、子会社等が保険業法施行規則第53条の6の2その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用について記載すること。なお、特定取引勘定設置会社分については商品有価証券運用益及び商品有価証券運用損への計数の記載は行わない。</u></p> <p>4 <u>法令等に基づき、又は少額短期保険持株会社及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。</u></p> <p>5 <u>総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。</u></p> <p><u>（3） （少額短期保険持株会社及びその子会社等－中間連結包括利益計算書）</u></p> <p style="text-align: right;"><u>（単位：百万円）</u></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%; text-align: center;">科 目</th> <th style="width:50%; text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;"> <u>少数株主損益調整前中間純利益</u> <u>（又は少数株主損益調整前中間純損失）</u> <u>その他の包括利益</u> <u> その他有価証券評価差額金</u> <u> 繰延ヘッジ損益</u> <u> 為替換算調整勘定</u> <u> 持分法適用会社に対する持分相当額</u> </td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> <u>中間包括利益</u> <u> 親会社株主に係る中間包括利益</u> </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	<u>（又は少数株主損益調整前中間純損失）</u> <u>少数株主利益（又は少数株主損失）</u> <u>中間純利益（又は中間純損失）</u>		科 目	金 額	<u>少数株主損益調整前中間純利益</u> <u>（又は少数株主損益調整前中間純損失）</u> <u>その他の包括利益</u> <u> その他有価証券評価差額金</u> <u> 繰延ヘッジ損益</u> <u> 為替換算調整勘定</u> <u> 持分法適用会社に対する持分相当額</u>		<u>中間包括利益</u> <u> 親会社株主に係る中間包括利益</u>		<p><u>（記載上の注意）</u></p> <p>1 <u>少額短期保険持株会社及びその子会社等の主たる事業が生命保険業である場合には上記の（1）により、損害保険業である場合には上記の（2）により、保険業以外の事業である場合には、当該事業を営む会社の中間連結財務諸表について適用される法令等に定める分類に準じて記載すること。この場合においては、当該法令等を注記すること。ただし、保険業に係る収益及び費用の状態を明らかにするために必要な科目については、適切な場所に記載すること。</u></p> <p>2 <u>次の事項を注記すること。ただし、中間連結貸借対照表に記載したものは、この限りでない。</u></p> <p><u>（1） 中間連結損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。</u></p> <p><u>（2） 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）</u></p> <p><u>① 会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が中間連結財務諸表に与えている影響の内容</u></p> <p><u>② 表示方法を変更したときは、その内容</u></p> <p><u>（3） 1株当たり中間純利益又は中間純損失の額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益の額（銭単位まで記載すること。）</u></p> <p><u>（4） 以上のほか、少額短期保険持株会社及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項</u></p> <p>3 <u>特定取引収益及び特定取引費用は、子会社等が保険業法施行規則第53条の6の2その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用について記載すること。なお、特定取引勘定設置会社分については商品有価証券運用益及び商品有価証券運用損への計数の記載は行わない。</u></p> <p>4 <u>法令等に基づき、又は少額短期保険持株会社及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。</u></p> <p>5 <u>総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。</u></p>
<u>（又は少数株主損益調整前中間純損失）</u> <u>少数株主利益（又は少数株主損失）</u> <u>中間純利益（又は中間純損失）</u>									
科 目	金 額								
<u>少数株主損益調整前中間純利益</u> <u>（又は少数株主損益調整前中間純損失）</u> <u>その他の包括利益</u> <u> その他有価証券評価差額金</u> <u> 繰延ヘッジ損益</u> <u> 為替換算調整勘定</u> <u> 持分法適用会社に対する持分相当額</u>									
<u>中間包括利益</u> <u> 親会社株主に係る中間包括利益</u>									

改正案		現行						
少数株主に係る中間包括利益								
<p>(記載上の注意)</p> <p>1 中間連結包括利益計算書を初めて作成した年度においては、その直前の年度におけるその他の包括利益及びその内訳項目並びに中間包括利益及びその内訳項目の金額を注記すること。</p> <p>2 法令等に基づき、又は少額短期保険持株会社及びその子会社等の包括利益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。</p> <p>3 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。</p> <p>4 その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。</p> <p>〔「中間連結損益計算書」及び「中間連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕</p> <p>(4) (生命保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等 ー中間連結損益及び包括利益計算書) (単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%; text-align: center;">科 目</th> <th style="width: 30%; text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>経常収益</p> <p> <u>保険料等収入</u></p> <p> <u>資産運用収益</u></p> <p> <u>利息及び配当金等収入</u></p> <p> <u>特定取引収益</u></p> <p> <u>商品有価証券運用益</u></p> <p> <u>金銭の信託運用益</u></p> <p> <u>売買目的有価証券運用益</u></p> <p> <u>有価証券売却益</u></p> <p> <u>有価証券償還益</u></p> <p> <u>金融派生商品収益</u></p> <p> <u>為替差益</u></p> <p> <u>その他運用収益</u></p> <p> <u>特別勘定資産運用益</u></p> <p> <u>その他経常収益</u></p> </td> <td></td> </tr> <tr> <td> <p>経常費用</p> <p> <u>保険金等支払金</u></p> <p> <u>保険金</u></p> <p> <u>年金</u></p> <p> <u>給付金</u></p> <p> <u>解約返戻金</u></p> <p> <u>その他返戻金</u></p> </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		科 目	金 額	<p>経常収益</p> <p> <u>保険料等収入</u></p> <p> <u>資産運用収益</u></p> <p> <u>利息及び配当金等収入</u></p> <p> <u>特定取引収益</u></p> <p> <u>商品有価証券運用益</u></p> <p> <u>金銭の信託運用益</u></p> <p> <u>売買目的有価証券運用益</u></p> <p> <u>有価証券売却益</u></p> <p> <u>有価証券償還益</u></p> <p> <u>金融派生商品収益</u></p> <p> <u>為替差益</u></p> <p> <u>その他運用収益</u></p> <p> <u>特別勘定資産運用益</u></p> <p> <u>その他経常収益</u></p>		<p>経常費用</p> <p> <u>保険金等支払金</u></p> <p> <u>保険金</u></p> <p> <u>年金</u></p> <p> <u>給付金</u></p> <p> <u>解約返戻金</u></p> <p> <u>その他返戻金</u></p>		
科 目	金 額							
<p>経常収益</p> <p> <u>保険料等収入</u></p> <p> <u>資産運用収益</u></p> <p> <u>利息及び配当金等収入</u></p> <p> <u>特定取引収益</u></p> <p> <u>商品有価証券運用益</u></p> <p> <u>金銭の信託運用益</u></p> <p> <u>売買目的有価証券運用益</u></p> <p> <u>有価証券売却益</u></p> <p> <u>有価証券償還益</u></p> <p> <u>金融派生商品収益</u></p> <p> <u>為替差益</u></p> <p> <u>その他運用収益</u></p> <p> <u>特別勘定資産運用益</u></p> <p> <u>その他経常収益</u></p>								
<p>経常費用</p> <p> <u>保険金等支払金</u></p> <p> <u>保険金</u></p> <p> <u>年金</u></p> <p> <u>給付金</u></p> <p> <u>解約返戻金</u></p> <p> <u>その他返戻金</u></p>								

改正案		現行
<u>責任準備金等繰入額</u> <u>支払備金繰入額</u> <u>責任準備金繰入額</u> <u>契約者配当金積立利息繰入額</u> <u>資産運用費用</u> <u>支払利息</u> <u>特定取引費用</u> <u>商品有価証券運用損</u> <u>金銭の信託運用損</u> <u>売買目的有価証券運用損</u> <u>有価証券売却損</u> <u>有価証券評価損</u> <u>有価証券償還損</u> <u>金融派生商品費用</u> <u>為替差損</u> <u>貸倒引当金繰入額</u> <u>貸付金償却</u> <u>賃貸用不動産等減価償却費</u> <u>その他運用費用</u> <u>特別勘定資産運用損</u> <u>事業費</u> <u>その他経常費用</u>		
<u>経常利益（又は経常損失）</u>		
<u>特別利益</u> <u>固定資産等処分益</u> <u>負ののれん発生益</u> <u>保険業法第112条評価益</u> <u>その他特別利益</u>		
<u>特別損失</u> <u>固定資産等処分損</u> <u>減損損失</u> <u>価格変動準備金繰入額</u> <u>金融商品取引責任準備金繰入額</u> <u>不動産圧縮損</u> <u>その他特別損失</u>		
<u>契約者配当準備金繰入額</u> <u>税金等調整前中間純利益（又は税金等調整前中間純損失）</u> <u>法人税及び住民税等</u> <u>法人税等調整額</u> <u>法人税等合計</u>		

改正案		現行
<u>少数株主損益調整前中間純利益</u> （又は少数株主損益調整前中間純損失） <u>少数株主利益（又は少数株主損失）</u> <u>中間純利益（又は中間純損失）</u> <u>少数株主利益（又は少数株主損失）</u> <u>少数株主損益調整前中間純利益</u> （又は少数株主損益調整前中間純損失） <u>その他の包括利益</u> その他有価証券評価差額金 繰延ヘッジ損益 為替換算調整勘定 持分法適用会社に対する持分相当額		
<u>中間包括利益</u> 親会社株主に係る中間包括利益 少数株主に係る中間包括利益		

(5) (損害保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等

－中間連結損益及び包括利益計算書)

(単位：百万円)

科 目	金 額
<u>経常収益</u> 保険引受収益 正味収入保険料 収入積立保険料 積立保険料等運用益 その他保険引受収益 資産運用収益 利息及び配当金収入 特定取引収益 商品有価証券運用益 金銭の信託運用益 売買目的有価証券運用益 有価証券売却益 有価証券償還益 金融派生商品収益 特別勘定資産運用益 その他運用収益 積立保険料等運用益振替 その他経常収益	
<u>経常費用</u> 保険引受費用	

改正案		現行
<u>正味支払保険金</u> <u>損害調査費</u> <u>諸手数料及び集金費</u> <u>満期返戻金</u> <u>契約者配当金</u> <u>支払備金繰入額</u> <u>責任準備金等繰入額</u> <u>その他保険引受費用</u> <u>資産運用費用</u> <u>特定取引費用</u> <u>商品有価証券運用損</u> <u>金銭の信託運用損</u> <u>売買目的有価証券運用損</u> <u>有価証券売却損</u> <u>有価証券評価損</u> <u>有価証券償還損</u> <u>金融派生商品費用</u> <u>特別勘定資産運用損</u> <u>その他運用費用</u> <u>営業費及び一般管理費</u> <u>その他経常費用</u> <u>支払利息</u> <u>貸倒引当金繰入額</u> <u>貸倒損失</u> <u>その他の経常費用</u>		
<u>経常利益（又は経常損失）</u>		
<u>特別利益</u> <u>固定資産等処分益</u> <u>負ののれん発生益</u> <u>保険業法第112条評価益</u> <u>その他特別利益</u>		
<u>特別損失</u> <u>固定資産等処分損</u> <u>減損損失</u> <u>価格変動準備金繰入額</u> <u>金融商品取引責任準備金繰入額</u> <u>不動産等圧縮損</u> <u>その他特別損失</u>		
<u>税金等調整前中間純利益（又は税金等調整前中間純損失）</u>		

改正案		現行
<p><u>法人税及び住民税等</u> <u>法人税等調整額</u> <u>法人税等合計</u> <u>少数株主損益調整前中間純利益</u> <u>（又は少数株主損益調整前中間純損失）</u> <u>少数株主利益（又は少数株主損失）</u></p>		
<p><u>中間純利益（又は中間純損失）</u> <u>少数株主利益（又は少数株主損失）</u> <u>少数株主損益調整前中間純利益</u> <u>（又は少数株主損益調整前中間純損失）</u> <u>その他の包括利益</u> <u> <u>その他有価証券評価差額金</u></u> <u> <u>繰延ヘッジ損益</u></u> <u> <u>為替換算調整勘定</u></u> <u> <u>持分法適用会社に対する持分相当額</u></u></p>		
<p><u>中間包括利益</u> <u> <u>親会社株主に係る中間包括利益</u></u> <u> <u>少数株主に係る中間包括利益</u></u></p>		
<p><u>（記載上の注意）</u></p> <p>1 <u>少額短期保険持株会社及びその子会社等の主たる事業が生命保険業である場合には上記の（4）により、損害保険業である場合には上記の（5）により、保険業以外の事業である場合には、当該事業を営む会社の中間連結財務諸表について適用される法令等に定める分類に準じて記載すること。この場合においては、当該法令等を注記すること。ただし、保険業に係る収益及び費用の状態を明らかにするために必要な科目については、適切な場所に記載すること。</u></p> <p>2 <u>次の事項を注記すること。ただし、中間連結貸借対照表に記載したものは、この限りでない。</u></p> <p>（1） <u>中間連結損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。</u></p> <p>（2） <u>会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）</u></p> <p> ① <u>会計処理の原則又は手続を変更したとき（当中間連結会計期間の直前の連結会計年度に係る連結財務諸表作成に当たり会計処理の原則又は手続について変更が行われており、当中間連結会計期間の直前の中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表作成上の会計処理の原則又は手続との間に相違がみられるときを含む。）は、その旨、変更の理由及び当該変更が中間連結財務諸表に与えている影響の内容</u></p> <p> ② <u>表示方法を変更したときは、その内容</u></p> <p>（3） <u>1株当たり中間純利益又は中間純損失の額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益の額（銭単位まで記載すること。）</u></p> <p>（4） <u>以上のほか、保険持株会社及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項</u></p> <p>3 <u>特定取引収益及び特定取引費用は、子会社等が保険業法施行規則第53条の6の2その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用について記載すること。なお、特定取引</u></p>		

改正案	現行																																								
<p><u>勘定設置会社分については商品有価証券運用益及び商品有価証券運用損への計数の記載は行わない。</u></p> <p>4 <u>中間連結損益及び包括利益計算書を初めて記載した年度においては、その直前の年度におけるその他の包括利益及びその内訳項目並びに中間包括利益及びその内訳項目の金額を注記すること。</u></p> <p>5 <u>法令等に基づき、又は少額短期保険持株会社及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。</u></p> <p>6 <u>総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。</u></p> <p>7 <u>その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>5 中間連結株主資本等変動計算書</p> <p style="text-align: center;">年度（ 年 月 日から 年 月 日まで） 中間連結株主資本等変動計算書</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:70%;">科 目</th> <th style="width:30%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>当中間期末残高</td> <td style="text-align: right;">×××</td> </tr> <tr> <td><u>その他の包括利益累計額</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td> <u>その他有価証券評価差額金</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>当中間期末残高</td> <td style="text-align: right;">×××</td> </tr> <tr> <td><u>その他の包括利益累計額合計</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>前期末残高</td> <td style="text-align: right;">×××</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 <u>その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えて合計額を、前連結会計年度末残高、中間連結会計期間中の変動額及び中間連結会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。</u></p> <p>5 <u>その他の包括利益累計額及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。</u></p> <p>6 (略)</p>	科 目	金 額	(略)	(略)	当中間期末残高	×××	<u>その他の包括利益累計額</u>		<u>その他有価証券評価差額金</u>		(略)	(略)	当中間期末残高	×××	<u>その他の包括利益累計額合計</u>		前期末残高	×××	(略)	(略)	<p>4 (略)</p> <p>5 中間連結株主資本等変動計算書</p> <p style="text-align: center;">年度（ 年 月 日から 年 月 日まで） 中間連結株主資本等変動計算書</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:70%;">科 目</th> <th style="width:30%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>当中間期末残高</td> <td style="text-align: right;">×××</td> </tr> <tr> <td><u>評価・換算差額等</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td> <u>その他有価証券評価差額金</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>当中間期末残高</td> <td style="text-align: right;">×××</td> </tr> <tr> <td><u>評価・換算差額等合計</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>前期末残高</td> <td style="text-align: right;">×××</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 <u>評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて合計額を、前連結会計年度末残高、中間連結会計期間中の変動額及び中間連結会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。</u></p> <p>5 <u>評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。</u></p> <p>6 (略)</p>	科 目	金 額	(略)	(略)	当中間期末残高	×××	<u>評価・換算差額等</u>		<u>その他有価証券評価差額金</u>		(略)	(略)	当中間期末残高	×××	<u>評価・換算差額等合計</u>		前期末残高	×××	(略)	(略)
科 目	金 額																																								
(略)	(略)																																								
当中間期末残高	×××																																								
<u>その他の包括利益累計額</u>																																									
<u>その他有価証券評価差額金</u>																																									
(略)	(略)																																								
当中間期末残高	×××																																								
<u>その他の包括利益累計額合計</u>																																									
前期末残高	×××																																								
(略)	(略)																																								
科 目	金 額																																								
(略)	(略)																																								
当中間期末残高	×××																																								
<u>評価・換算差額等</u>																																									
<u>その他有価証券評価差額金</u>																																									
(略)	(略)																																								
当中間期末残高	×××																																								
<u>評価・換算差額等合計</u>																																									
前期末残高	×××																																								
(略)	(略)																																								

改正案	現行																																																																
<p>別紙様式第16号の25（第211条の81第2項関係） （日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 連結財務諸表</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 <u>連結損益計算書及び連結包括利益計算書</u></p> <p>4・5 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 この様式中、「第2の2 連結貸借対照表」、「第2の3 <u>連結損益計算書及び連結包括利益計算書</u>」、「第2の4 連結キャッシュ・フロー計算書」及び「第2の5 連結株主資本等変動計算書」に注記すべき事項は、「第2の5 連結株主資本等変動計算書」の次一括して記載することができる。</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 連結財務諸表</p> <p>1 (略)</p> <p>2 連結貸借対照表</p> <p style="text-align: center;">年度（ 年 月 日現在）連結貸借対照表</p> <p>(1)（生命保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等） （単位：百万円）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:12.5%;">金 額</th> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:12.5%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">為 替 換 算 調 整 勘 定 <u>その他の包括利益累計額合計</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">新 株 予 約 権 (略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)（損害保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等） （単位：百万円）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:12.5%;">金 額</th> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:12.5%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">為 替 換 算 調 整 勘 定 <u>その他の包括利益累計額合計</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">新 株 予 約 権</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	科 目	金 額	(略)		(略)				為 替 換 算 調 整 勘 定 <u>その他の包括利益累計額合計</u>		(略)		新 株 予 約 権 (略)		科 目	金 額	科 目	金 額	(略)		(略)				為 替 換 算 調 整 勘 定 <u>その他の包括利益累計額合計</u>				新 株 予 約 権		<p>別紙様式第16号の25（第211条の81第2項関係） （日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 連結財務諸表</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 <u>連結損益計算書</u></p> <p>4・5 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 この様式中、「第2の2 連結貸借対照表」、「第2の3 <u>連結損益計算書</u>」、「第2の4 連結キャッシュ・フロー計算書」及び「第2の5 連結株主資本等変動計算書」に注記すべき事項は、「第2の5 連結株主資本等変動計算書」の次一括して記載することができる。</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 連結財務諸表</p> <p>1 (略)</p> <p>2 連結貸借対照表</p> <p style="text-align: center;">年度（ 年 月 日現在）連結貸借対照表</p> <p>(1)（生命保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等） （単位：百万円）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:12.5%;">金 額</th> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:12.5%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">為 替 換 算 調 整 勘 定 <u>評価・換算差額等合計</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">新 株 予 約 権 (略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)（損害保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等） （単位：百万円）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:12.5%;">金 額</th> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:12.5%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">為 替 換 算 調 整 勘 定 <u>評価・換算差額等合計</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">新 株 予 約 権</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	科 目	金 額	(略)		(略)				為 替 換 算 調 整 勘 定 <u>評価・換算差額等合計</u>		(略)		新 株 予 約 権 (略)		科 目	金 額	科 目	金 額	(略)		(略)				為 替 換 算 調 整 勘 定 <u>評価・換算差額等合計</u>				新 株 予 約 権	
科 目	金 額	科 目	金 額																																																														
(略)		(略)																																																															
		為 替 換 算 調 整 勘 定 <u>その他の包括利益累計額合計</u>																																																															
(略)		新 株 予 約 権 (略)																																																															
科 目	金 額	科 目	金 額																																																														
(略)		(略)																																																															
		為 替 換 算 調 整 勘 定 <u>その他の包括利益累計額合計</u>																																																															
		新 株 予 約 権																																																															
科 目	金 額	科 目	金 額																																																														
(略)		(略)																																																															
		為 替 換 算 調 整 勘 定 <u>評価・換算差額等合計</u>																																																															
(略)		新 株 予 約 権 (略)																																																															
科 目	金 額	科 目	金 額																																																														
(略)		(略)																																																															
		為 替 換 算 調 整 勘 定 <u>評価・換算差額等合計</u>																																																															
		新 株 予 約 権																																																															

改正案				現行			
(略)		(略)		(略)		(略)	
(記載上の注意) (略)				(記載上の注意) (略)			
3 連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書				3 連結損益計算書			
年度（ 年 月 日から 年 月 日まで ） 連結損益計算書及び連結包括利益計算書				年度（ 年 月 日から 年 月 日まで ） 連結損益計算書			
(記載上の注意) 「連結損益計算書」及び「連結包括利益計算書」は、両計算書を構成する項目を単一の計算書に表示する方法により、「連結損益及び包括利益計算書」として記載することができる。				(1) (生命保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等) (単位：百万円)			
(1) (生命保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等 ー連結損益計算書) (単位：百万円)							
科 目		金 額		科 目		金 額	
経常収益 保険料等収入 資産運用収益 利息及び配当金等収入 特定取引収益 商品有価証券運用益 金銭の信託運用益 売買目的有価証券運用益 有価証券売却益 有価証券償還益 金融派生商品収益 為替差益 その他運用収益 特別勘定資産運用益 その他経常収益				経常収益 保 險 料 等 収 入 資 産 運 用 収 益 利 息 及 び 配 当 金 等 収 入 特 定 取 引 収 益 商 品 有 価 証 券 運 用 益 金 銭 の 信 託 運 用 益 売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 益 有 価 証 券 売 却 益 有 価 証 券 償 還 益 金 融 派 生 商 品 収 益 為 替 差 益 そ の 他 運 用 収 益 特 別 勘 定 資 産 運 用 益 そ の 他 経 常 収 益			
経常費用 保険金等支払金 保険金 年金 給付金 解約返戻金 その他返戻金 責任準備金等繰入額 支払備金繰入額				経常費用 保 險 金 等 支 払 金 保 險 金 年 金 給 付 金 解 約 返 戻 金 そ の 他 返 戻 金 責 任 準 備 金 等 繰 入 額 支 払 備 金 繰 入 額 責 任 準 備 金 繰 入 額 契 約 者 配 当 金 積 立 利 息 繰 入 額 資 産 運 用 費 用 支 払 利 息			

改正案		現行	
<u>責任準備金繰入額</u> <u>契約者配当金積立利息繰入額</u> <u>資産運用費用</u> <u>支払利息</u> <u>特定取引費用</u> <u>商品有価証券運用損</u> <u>金銭の信託運用損</u> <u>売買目的有価証券運用損</u> <u>有価証券売却損</u> <u>有価証券評価損</u> <u>有価証券償還損</u> <u>金融派生商品費用</u> <u>為替差損</u> <u>貸倒引当金繰入額</u> <u>貸付金償却</u> <u>賃貸用不動産等減価償却費</u> <u>その他運用費用</u> <u>特別勘定資産運用損</u> <u>事業費</u> <u>その他経常費用</u>		<u>特 定 取 引 費 用</u> <u>商 品 有 価 証 券 運 用 損</u> <u>金 銭 の 信 託 運 用 損</u> <u>売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 損</u> <u>有 価 証 券 売 却 損</u> <u>有 価 証 券 評 価 損</u> <u>有 価 証 券 償 還 損</u> <u>金 融 派 生 商 品 費 用</u> <u>為 替 差 損</u> <u>貸 倒 引 当 金 繰 入 額</u> <u>貸 付 金 償 却</u> <u>賃 貸 用 不 動 産 等 減 価 償 却 費</u> <u>そ の 他 運 用 費 用</u> <u>特 別 勘 定 資 産 運 用 損</u> <u>事 業 費</u> <u>そ の 他 経 常 費 用</u>	
<u>経常利益（又は経常損失）</u>		<u>経常利益（又は経常損失）</u>	
<u>特別利益</u>		<u>特 別 利 益</u>	
<u>固定資産等処分益</u> <u>負ののれん発生益</u> <u>保険業法第112条評価益</u> <u>その他特別利益</u>		<u>固 定 資 産 等 処 分 益</u> <u>負 の の れ ん 発 生 益</u> <u>保 険 業 法 第 1 1 2 条 評 価 益</u> <u>そ の 他 特 別 利 益</u>	
<u>特別損失</u>		<u>特 別 損 失</u>	
<u>固定資産等処分損</u> <u>減損損失</u> <u>価格変動準備金繰入額</u> <u>金融商品取引責任準備金繰入額</u> <u>不動産圧縮損</u> <u>その他特別損失</u>		<u>固 定 資 産 等 処 分 損</u> <u>減 損 損 失</u> <u>価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額</u> <u>金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額</u> <u>不 動 産 圧 縮 損</u> <u>そ の 他 特 別 損 失</u>	
<u>契約者配当準備金繰入額</u> <u>税金等調整前当期純利益（又は税金等調整前当期純損失）</u> <u>法人税及び住民税等</u> <u>法人税等調整額</u> <u>法人税等合計</u> <u>少数株主損益調整前当期純利益</u> <u>（又は少数株主損益調整前当期純損失）</u>		<u>契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額</u> <u>税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益 （ 又 は 税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失 ）</u> <u>法 人 税 及 び 住 民 税 等</u> <u>法 人 税 等 調 整 額</u> <u>法 人 税 等 合 計</u> <u>少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益</u> <u>（ 又 は 少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 損 失 ）</u> <u>少 数 株 主 利 益 （ 又 は 少 数 株 主 損 失 ）</u> <u>当 期 純 利 益 （ 又 は 当 期 純 損 失 ）</u>	

改正案		現行	
少数株主利益（又は少数株主損失） 当期純利益（又は当期純損失）		(2) (損害保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等) (単位：百万円)	
(2) (損害保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等) ー連結損益計算書ー (単位：百万円)		(単位：百万円)	
科 目	金 額	科 目	金 額
経常収益 保険引受収益 正味収入保険料 収入積立保険料 積立保険料等運用益 その他保険引受収益 資産運用収益 利息及び配当金収入 特定取引収益 商品有価証券運用益 金銭の信託運用益 売買目的有価証券運用益 有価証券売却益 有価証券償還益 金融派生商品収益 特別勘定資産運用益 その他運用収益 積立保険料等運用益振替 その他経常収益		経常収益 保 險 引 受 収 益 正 味 収 入 保 険 料 収 入 積 立 保 険 料 積 立 保 険 料 等 運 用 益 そ の 他 保 険 引 受 収 益 資 産 運 用 収 益 利 息 及 び 配 当 金 収 入 特 定 取 引 収 益 商 品 有 価 証 券 運 用 益 金 銭 の 信 託 運 用 益 売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 益 有 価 証 券 売 却 益 有 価 証 券 償 還 益 金 融 派 生 商 品 収 益 特 別 勘 定 資 産 運 用 益 そ の 他 運 用 収 益 積 立 保 険 料 等 運 用 益 振 替 そ の 他 経 常 収 益	
経常費用 保険引受費用 正味支払保険金 損害調査費 諸手数料及び集金費 満期返戻金 契約者配当金 支払備金繰入額 責任準備金等繰入額 その他保険引受費用 資産運用費用 特定取引費用 商品有価証券運用損 金銭の信託運用損 売買目的有価証券運用損		経常費用 保 險 引 受 費 用 正 味 支 払 保 険 金 損 害 調 査 費 諸 手 数 料 及 び 集 金 費 満 期 返 戻 金 契 約 者 配 当 金 支 払 備 金 繰 入 額 責 任 準 備 金 等 繰 入 額 そ の 他 保 険 引 受 費 用 資 産 運 用 費 用 特 定 取 引 費 用 商 品 有 価 証 券 運 用 損 金 銭 の 信 託 運 用 損 売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 損 有 価 証 券 売 却 損 有 価 証 券 評 価 損 有 価 証 券 償 還 損	

改正案		現行	
<u>有価証券売却損</u> <u>有価証券評価損</u> <u>有価証券償還損</u> <u>金融派生商品費用</u> <u>特別勘定資産運用損</u> <u>その他運用費用</u> <u>営業費及び一般管理費</u> <u>その他経常費用</u> <u>支払利息</u> <u>貸倒引当金繰入額</u> <u>貸倒損失</u> <u>その他の経常費用</u>		<u>金融派生商品費用</u> <u>特別勘定資産運用損</u> <u>その他運用費用</u> <u>営業費及び一般管理費</u> <u>その他経常費用</u> <u>支払利息</u> <u>貸倒引当金繰入額</u> <u>貸倒損失</u> <u>その他の経常費用</u>	
<u>経常利益（又は経常損失）</u>		<u>経常利益（又は経常損失）</u>	
<u>特別利益</u> <u>固定資産等処分益</u> <u>負ののれん発生益</u> <u>保険業法第112条評価益</u> <u>その他特別利益</u>		<u>特別利益</u> <u>固定資産等処分益</u> <u>負ののれん発生益</u> <u>保険業法第112条评价益</u> <u>その他特別利益</u>	
<u>特別損失</u> <u>固定資産等処分損</u> <u>減損損失</u> <u>価格変動準備金繰入額</u> <u>金融商品取引責任準備金繰入額</u> <u>不動産等圧縮損</u> <u>その他特別損失</u>		<u>特別損失</u> <u>固定資産等処分損</u> <u>減損損失</u> <u>価格変動準備金繰入額</u> <u>金融商品取引責任準備金繰入額</u> <u>不動産等圧縮損</u> <u>その他特別損失</u>	
<u>税金等調整前当期純利益（又は税金等調整前当期純損失）</u> <u>法人税及び住民税等</u> <u>法人税等調整額</u> <u>法人税等合計</u> <u>少数株主損益調整前当期純利益</u> <u>（又は少数株主損益調整前当期純損失）</u> <u>少数株主利益（又は少数株主損失）</u> <u>当期純利益（又は当期純損失）</u>		<u>税金等調整前当期純利益（又は税金等調整前当期純損失）</u> <u>法人税及び住民税等</u> <u>法人税等調整額</u> <u>法人税等合計</u> <u>少数株主損益調整前当期純利益</u> <u>（又は少数株主損益調整前当期純損失）</u> <u>少数株主利益（又は少数株主損失）</u> <u>当期純利益（又は当期純損失）</u>	

（記載上の注意）

1 少額短期保険持株会社及びその子会社等の主たる事業が生命保険業である場合には上記の(1)により、損害保険業である場合には上記の(2)により、保険業以外の事業である場合には、当該事業を営む会社の連結財務諸表について適用される法令等に定める分類に準じて記載すること。この場合においては、当該法令等を注記すること。ただし、保険業に係る収益及び費用の状態を

（記載上の注意）

1 少額短期保険持株会社及びその子会社等の主たる事業が生命保険業である場合には上記の(1)により、損害保険業である場合には上記の(2)により、保険業以外の事業である場合には、当該事業を営む会社の連結財務諸表について適用される法令等に定める分類に準じて記載すること。この場合においては、当該法令等を注記すること。ただし、保険業に係る収益及び費用の状態を明らかにするために必要な科目については、適切な場所に記載すること。
 2 次の事項を注記すること。ただし連結貸借対照表に記載したものは、この限りでない。
 (1) 連結損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会

改正案	現行																				
<p>明らかにするために必要な科目については、適切な場所に記載すること。</p> <p>2 次の事項を注記すること。ただし連結貸借対照表に記載したものは、この限りでない。</p> <p>(1) 連結損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。</p> <p>(2) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）</p> <p>① 会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が連結財務諸表に与えている影響の内容</p> <p>② 表示方法を変更したときは、その内容</p> <p>(3) 1株当たり当期純利益又は当期純損失の額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の額（銭単位まで記載すること。）</p> <p>(4) 以上のほか、少額短期保険持株会社及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項</p> <p>3 特定取引収益及び特定取引費用は、子会社等が保険業法施行規則第53条の6の2其他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用について記載すること。なお、特定取引勘定設置会社分については商品有価証券運用益及び商品有価証券運用損への計数の記載は行わない。</p> <p>4 法令等に基づき、又は少額短期保険持株会社及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。</p> <p>5 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。</p> <p>(3) (少額短期保険持株会社及びその子会社等一連結包括利益計算書)</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">科 目</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>少数株主損益調整前当期純利益 (又は少数株主損益調整前当期純損失)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の包括利益</td> <td></td> </tr> <tr> <td> その他有価証券評価差額金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 繰延ヘッジ損益</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 為替換算調整勘定</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 持分法適用会社に対する持分相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>包括利益</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 親会社株主に係る包括利益</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 少数株主に係る包括利益</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 連結包括利益計算書を初めて記載した年度においては、その直前の年度におけるその他の包括利益及びその内訳項目並びに包括利益及びその内訳項目の金額を注記すること。</p> <p>2 法令等に基づき、又は少額短期保険持株会社及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。</p> <p>3 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。</p>	科 目	金 額	少数株主損益調整前当期純利益 (又は少数株主損益調整前当期純損失)		その他の包括利益		その他有価証券評価差額金		繰延ヘッジ損益		為替換算調整勘定		持分法適用会社に対する持分相当額		包括利益		親会社株主に係る包括利益		少数株主に係る包括利益		<p>計方針は、この限りでない。</p> <p>(2) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）</p> <p>① 会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が連結財務諸表に与えている影響の内容</p> <p>② 表示方法を変更したときは、その内容</p> <p>(3) 1株当たり当期純利益又は当期純損失の額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の額（銭単位まで記載すること。）</p> <p>(4) 以上のほか、少額短期保険持株会社及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項</p> <p>3 特定取引収益及び特定取引費用は、子会社等が保険業法施行規則第53条の6の2其他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用について記載すること。なお、特定取引勘定設置会社分については商品有価証券運用益及び商品有価証券運用損への計数の記載は行わない。</p> <p>4 法令等に基づき、又は少額短期保険持株会社及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。</p> <p>5 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。</p>
科 目	金 額																				
少数株主損益調整前当期純利益 (又は少数株主損益調整前当期純損失)																					
その他の包括利益																					
その他有価証券評価差額金																					
繰延ヘッジ損益																					
為替換算調整勘定																					
持分法適用会社に対する持分相当額																					
包括利益																					
親会社株主に係る包括利益																					
少数株主に係る包括利益																					

改正案	現行						
<p>4 <u>その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。</u></p> <p>(4) (生命保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等 一連結損益及び包括利益計算書) (単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="222 484 1347 1765"> <thead> <tr> <th data-bbox="222 484 965 527">科 目</th> <th data-bbox="965 484 1347 527">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="222 527 965 1145"> <u>経常収益</u> <u>保険料等収入</u> <u>資産運用収益</u> <u>利息及び配当金等収入</u> <u>特定取引収益</u> <u>商品有価証券運用益</u> <u>金銭の信託運用益</u> <u>売買目的有価証券運用益</u> <u>有価証券売却益</u> <u>有価証券償還益</u> <u>金融派生商品収益</u> <u>為替差益</u> <u>その他運用収益</u> <u>特別勘定資産運用益</u> <u>その他経常収益</u> </td> <td data-bbox="965 527 1347 1145"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 1145 965 1765"> <u>経常費用</u> <u>保険金等支払金</u> <u>保険金</u> <u>年金</u> <u>給付金</u> <u>解約返戻金</u> <u>その他返戻金</u> <u>責任準備金等繰入額</u> <u>支払備金繰入額</u> <u>責任準備金繰入額</u> <u>契約者配当金積立利息繰入額</u> <u>資産運用費用</u> <u>支払利息</u> <u>特定取引費用</u> <u>商品有価証券運用損</u> </td> <td data-bbox="965 1145 1347 1765"></td> </tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	<u>経常収益</u> <u>保険料等収入</u> <u>資産運用収益</u> <u>利息及び配当金等収入</u> <u>特定取引収益</u> <u>商品有価証券運用益</u> <u>金銭の信託運用益</u> <u>売買目的有価証券運用益</u> <u>有価証券売却益</u> <u>有価証券償還益</u> <u>金融派生商品収益</u> <u>為替差益</u> <u>その他運用収益</u> <u>特別勘定資産運用益</u> <u>その他経常収益</u>		<u>経常費用</u> <u>保険金等支払金</u> <u>保険金</u> <u>年金</u> <u>給付金</u> <u>解約返戻金</u> <u>その他返戻金</u> <u>責任準備金等繰入額</u> <u>支払備金繰入額</u> <u>責任準備金繰入額</u> <u>契約者配当金積立利息繰入額</u> <u>資産運用費用</u> <u>支払利息</u> <u>特定取引費用</u> <u>商品有価証券運用損</u>		
科 目	金 額						
<u>経常収益</u> <u>保険料等収入</u> <u>資産運用収益</u> <u>利息及び配当金等収入</u> <u>特定取引収益</u> <u>商品有価証券運用益</u> <u>金銭の信託運用益</u> <u>売買目的有価証券運用益</u> <u>有価証券売却益</u> <u>有価証券償還益</u> <u>金融派生商品収益</u> <u>為替差益</u> <u>その他運用収益</u> <u>特別勘定資産運用益</u> <u>その他経常収益</u>							
<u>経常費用</u> <u>保険金等支払金</u> <u>保険金</u> <u>年金</u> <u>給付金</u> <u>解約返戻金</u> <u>その他返戻金</u> <u>責任準備金等繰入額</u> <u>支払備金繰入額</u> <u>責任準備金繰入額</u> <u>契約者配当金積立利息繰入額</u> <u>資産運用費用</u> <u>支払利息</u> <u>特定取引費用</u> <u>商品有価証券運用損</u>							

改正案		現行
<p> <u>金銭の信託運用損</u> <u>売買目的有価証券運用損</u> <u>有価証券売却損</u> <u>有価証券評価損</u> <u>有価証券償還損</u> <u>金融派生商品費用</u> <u>為替差損</u> <u>貸倒引当金繰入額</u> <u>貸付金償却</u> <u>賃貸用不動産等減価償却費</u> <u>その他運用費用</u> <u>特別勘定資産運用損</u> <u>事業費</u> <u>その他経常費用</u> </p>		
<p><u>経常利益（又は経常損失）</u></p>		
<p> <u>特別利益</u> <u>固定資産等処分益</u> <u>負ののれん発生益</u> <u>保険業法第112条評価益</u> <u>その他特別利益</u> </p>		
<p> <u>特別損失</u> <u>固定資産等処分損</u> <u>減損損失</u> <u>価格変動準備金繰入額</u> <u>金融商品取引責任準備金繰入額</u> <u>不動産圧縮損</u> <u>その他特別損失</u> </p>		
<p> <u>契約者配当準備金繰入額</u> <u>税金等調整前当期純利益（又は税金等調整前当期純損失）</u> <u>法人税及び住民税等</u> <u>法人税等調整額</u> <u>法人税等合計</u> <u>少数株主損益調整前当期純利益</u> <u>（又は少数株主損益調整前当期純損失）</u> <u>少数株主利益（又は少数株主損失）</u> <u>当期純利益（又は当期純損失）</u> <u>少数株主利益（又は少数株主損失）</u> <u>少数株主損益調整前当期純利益</u> <u>（又は少数株主損益調整前当期純損失）</u> </p>		

改正案		現行
<p>その他の包括利益</p> <p> <u>その他有価証券評価差額金</u></p> <p> <u>繰延ヘッジ損益</u></p> <p> <u>為替換算調整勘定</u></p> <p> <u>持分法適用会社に対する持分相当額</u></p> <p><u>包括利益</u></p> <p> <u>親会社株主に係る包括利益</u></p> <p> <u>少数株主に係る包括利益</u></p>		
<p>(5) (損害保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等 ー連結損益及び包括利益計算書) (単位：百万円)</p>		
	科 目	金 額
<p><u>経常収益</u></p> <p> <u>保険引受収益</u></p> <p> <u>正味収入保険料</u></p> <p> <u>収入積立保険料</u></p> <p> <u>積立保険料等運用益</u></p> <p> <u>その他保険引受収益</u></p> <p> <u>資産運用収益</u></p> <p> <u>利息及び配当金収入</u></p> <p> <u>特定取引収益</u></p> <p> <u>商品有価証券運用益</u></p> <p> <u>金銭の信託運用益</u></p> <p> <u>売買目的有価証券運用益</u></p> <p> <u>有価証券売却益</u></p> <p> <u>有価証券償還益</u></p> <p> <u>金融派生商品収益</u></p> <p> <u>特別勘定資産運用益</u></p> <p> <u>その他運用収益</u></p> <p> <u>積立保険料等運用益振替</u></p> <p> <u>その他経常収益</u></p>		
<p><u>経常費用</u></p> <p> <u>保険引受費用</u></p> <p> <u>正味支払保険金</u></p> <p> <u>損害調査費</u></p> <p> <u>諸手数料及び集金費</u></p> <p> <u>満期返戻金</u></p> <p> <u>契約者配当金</u></p> <p> <u>支払備金繰入額</u></p> <p> <u>責任準備金等繰入額</u></p>		

改正案		現行
<u>その他保険引受費用</u> <u>資産運用費用</u> 特定取引費用 商品有価証券運用損 金銭の信託運用損 <u>売買目的有価証券運用損</u> 有価証券売却損 有価証券評価損 有価証券償還損 金融派生商品費用 特別勘定資産運用損 その他運用費用 <u>営業費及び一般管理費</u> <u>その他経常費用</u> 支払利息 貸倒引当金繰入額 貸倒損失 その他の経常費用		
<u>経常利益（又は経常損失）</u>		
<u>特別利益</u> 固定資産等処分益 負ののれん発生益 保険業法第112条評価益 その他特別利益		
<u>特別損失</u> 固定資産等処分損 減損損失 価格変動準備金繰入額 金融商品取引責任準備金繰入額 不動産等圧縮損 その他特別損失		
<u>税金等調整前当期純利益（又は税金等調整前当期純損失）</u> 法人税及び住民税等 法人税等調整額 法人税等合計 少数株主損益調整前当期純利益 （又は少数株主損益調整前当期純損失） <u>少数株主利益（又は少数株主損失）</u>		

改正案	現行
<p> <u>当期純利益（又は当期純損失）</u> <u>少数株主利益（又は少数株主損失）</u> <u>少数株主損益調整前当期純利益</u> <u>（又は少数株主損益調整前当期純損失）</u> <u>その他の包括利益</u> <u> <u>その他有価証券評価差額金</u></u> <u> <u>繰延ヘッジ損益</u></u> <u> <u>為替換算調整勘定</u></u> <u> <u>持分法適用会社に対する持分相当額</u></u> <u>包括利益</u> <u> <u>親会社株主に係る包括利益</u></u> <u> <u>少数株主に係る包括利益</u></u> </p>	
<p><u>（記載上の注意）</u></p> <p>1 <u>少額短期保険持株会社及びその子会社等の主たる事業が生命保険業である場合には上記の（4）により、損害保険業である場合には上記の（5）により、保険業以外の事業である場合には、当該事業を営む会社の連結財務諸表について適用される法令等に定める分類に準じて記載すること。この場合においては、当該法令等を注記すること。ただし、保険業に係る収益及び費用の状態を明らかにするために必要な科目については、適切な場所に記載すること。</u></p> <p>2 <u>次の事項を注記すること。ただし、連結貸借対照表に記載したものは、この限りでない。</u></p> <p>（1） <u>連結損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りではない。</u></p> <p>（2） <u>会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）</u></p> <p>① <u>会計処理の原則又は手続を変更したとき（当連結会計期間の直前の連結会計年度に係る連結財務諸表作成に当たり会計処理の原則又は手続について変更が行われており、当連結会計期間の直前の連結会計期間に係る連結財務諸表作成上の会計処理の原則又は手続との間に相違がみられるときを含む。）は、その旨、変更の理由及び当該変更が連結財務諸表に与えている影響の内容</u></p> <p>② <u>表示方法を変更したときは、その内容</u></p> <p>（3） <u>1株当たり当期純利益又は当期純損失の額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の額（銭単位まで記載すること。）</u></p> <p>（4） <u>以上のほか、保険持株会社及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項</u></p> <p>3 <u>特定取引収益及び特定取引費用は、子会社等が保険業法施行規則第53条の6の2その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用について記載すること。なお、特定取引勘定設置会社分については商品有価証券運用益及び商品有価証券運用損への計数の記載は行わない。</u></p> <p>4 <u>連結損益及び包括利益計算書を初めて記載した年度においては、その直前の年度におけるその他の包括利益及びその内訳項目並びに包括利益及びその内訳項目の金額を注記すること。</u></p> <p>5 <u>法令等に基づき、又は少額短期保険持株会社及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて</u></p>	

改正案	現行																																								
<p><u>適切な場所に記載すること。</u></p> <p>6 <u>総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。</u></p> <p>7 <u>その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>5 連結株主資本等変動計算書</p> <p style="text-align: center;">年度（ 年 月 日から 年 月 日まで） 連結株主資本等変動計算書</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:70%;">科 目</th> <th style="width:30%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>当期末残高</td> <td style="text-align: right;">×××</td> </tr> <tr> <td><u>その他の包括利益累計額</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td> <u>その他有価証券評価差額金</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>当期末残高</td> <td style="text-align: right;">×××</td> </tr> <tr> <td><u>その他の包括利益累計額合計</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>前期末残高</td> <td style="text-align: right;">×××</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 <u>その他の包括利益累計額</u>は、科目ごとの記載に代えて合計額を、前連結会計年度末残高、連結会計期間中の変動額及び連結会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。</p> <p>5 <u>その他の包括利益累計額</u>及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。</p>	科 目	金 額	(略)	(略)	当期末残高	×××	<u>その他の包括利益累計額</u>		<u>その他有価証券評価差額金</u>		(略)	(略)	当期末残高	×××	<u>その他の包括利益累計額合計</u>		前期末残高	×××	(略)	(略)	<p>4 (略)</p> <p>5 連結株主資本等変動計算書</p> <p style="text-align: center;">年度（ 年 月 日から 年 月 日まで） 連結株主資本等変動計算書</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:70%;">科 目</th> <th style="width:30%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>当期末残高</td> <td style="text-align: right;">×××</td> </tr> <tr> <td><u>評価・換算差額等</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td> <u>その他有価証券評価差額金</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>当期末残高</td> <td style="text-align: right;">×××</td> </tr> <tr> <td><u>評価・換算差額等合計</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>前期末残高</td> <td style="text-align: right;">×××</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 <u>評価・換算差額等</u>は、科目ごとの記載に代えて合計額を、前連結会計年度末残高、連結会計期間中の変動額及び連結会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。</p> <p>5 <u>評価・換算差額等</u>及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。</p>	科 目	金 額	(略)	(略)	当期末残高	×××	<u>評価・換算差額等</u>		<u>その他有価証券評価差額金</u>		(略)	(略)	当期末残高	×××	<u>評価・換算差額等合計</u>		前期末残高	×××	(略)	(略)
科 目	金 額																																								
(略)	(略)																																								
当期末残高	×××																																								
<u>その他の包括利益累計額</u>																																									
<u>その他有価証券評価差額金</u>																																									
(略)	(略)																																								
当期末残高	×××																																								
<u>その他の包括利益累計額合計</u>																																									
前期末残高	×××																																								
(略)	(略)																																								
科 目	金 額																																								
(略)	(略)																																								
当期末残高	×××																																								
<u>評価・換算差額等</u>																																									
<u>その他有価証券評価差額金</u>																																									
(略)	(略)																																								
当期末残高	×××																																								
<u>評価・換算差額等合計</u>																																									
前期末残高	×××																																								
(略)	(略)																																								